

江東区障害者計画・
江東区第7期障害福祉計画・
江東区第3期障害児福祉計画
案

※本書における人口やサービス等の各種統計、掲載事業等は、検討段階の内容を記載しています。なお、予算を伴う事業については、区議会での議決後に確定します。

令和6年3月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

はじめに



令和3年の夏、東京2020パラリンピック競技大会が開催されました。世界で初めて2度目のパラリンピックを東京で開催することができたことは、障害のある方への理解促進をより一層深める大きなきっかけとなりました。多くの方々が感じたパラスポーツの魅力や障害への理解を、一過性のものではなく、レガシーとして繋いでいかなければなりません。

国は、これまで社会情勢等を踏まえ、障害のある方を支援するための法律や制度の整備、障害者基本計画の推進を行ってきました。令和5年3月に策定された障害者基本計画（第5次）では、基本理念において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが示されており、障害のある方が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障害者福祉施策の基本的な方向が定められています。

江東区では、平成30年に江東区障害者計画を、令和3年に江東区第6期障害福祉計画・江東区第2期障害児福祉計画をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を進めてまいりました。

このたび、各計画の計画期間が満了となることから、「江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「共生社会の実現」「障害者の自立支援」「安心して暮らせる社会の実現」の3点を基本理念として掲げ、国の動向やこれまでの本区の障害者福祉施策の実施状況、障害のある方を取り巻く現状・課題等を踏まえた施策や事業をお示ししております。障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、本計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました江東区障害者計画等推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた区民並びに関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

江東区長
大久保朋果

目 次

| | | |
|-------|--------------------------------|-----|
| 第 1 章 | 計画策定の基本的考え方 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨と背景 | 2 |
| 2 | 計画の位置づけと他計画との関係 | 3 |
| 3 | 計画の策定体制 | 5 |
| 4 | 計画の対象 | 6 |
| 第 2 章 | 本区の障害のある人を取り巻く状況と課題 | 7 |
| 1 | 統計データからみる状況 | 8 |
| 2 | 障害者実態調査結果からみる状況 | 16 |
| 第 3 章 | 計画の基本理念・基本目標 | 37 |
| 1 | 基本理念 | 38 |
| 2 | 基本目標 | 39 |
| 3 | 施策の体系 | 40 |
| 第 4 章 | 障害者福祉施策の方向と展開【江東区障害者計画】 | 41 |
| | 基本目標 1 とともに支えあう地域社会の構築 | 42 |
| 1 | 共生の基盤づくりの推進 | 42 |
| 2 | 相談・コミュニケーション支援の充実 | 47 |
| | 基本目標 2 自立した生活を支える支援の充実 | 56 |
| 1 | 生活を支えるサービスの充実 | 56 |
| 2 | 保健・医療の充実 | 70 |
| | 基本目標 3 就労と社会参加の推進 | 74 |
| 1 | 雇用・就労の促進 | 74 |
| 2 | 地域における社会参加の充実 | 77 |
| | 基本目標 4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実 | 80 |
| 1 | ニーズを踏まえた支援の充実 | 80 |
| 2 | ライフステージに応じた支援の充実 | 84 |
| | 基本目標 5 安心して暮らすことのできる環境の整備 | 89 |
| 1 | 安全・安心な生活環境の確保 | 89 |
| 2 | やさしいまちづくりの推進 | 92 |
| 第 5 章 | 目標値とサービス見込み【第 7 期江東区障害福祉計画】 | 95 |
| 1 | 令和 8 年度の成果目標の設定 | 96 |
| 2 | サービス必要量の見込みと確保のための方策 | 104 |
| 3 | 地域生活支援事業に関する事項 | 123 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 第 6 章 | 目標値とサービス見込み【第 3 期江東区障害児福祉計画】 | 137 |
| 1 | 令和 8 年度の成果目標の設定 | 138 |
| 2 | サービス必要量の見込みと確保のための方策 | 140 |
| 第 7 章 | 計画の推進に向けて | 147 |
| 1 | 障害者福祉に関する行政等の体制の整備 | 148 |
| 2 | 区と区民・関係団体等との連携の推進 | 148 |
| 3 | 計画の進行管理と評価 | 148 |
| 資料編 | | 149 |
| 1 | 計画の審議経過 | 150 |
| 2 | パブリックコメント及び区民説明会の実施結果 | 152 |
| 3 | 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱 | 153 |
| 4 | 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿 | 155 |



第 1 章

計画策定の基本的考え方



1 計画策定の趣旨と背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成23年から平成25年にかけて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、平成26年1月、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約を批准することとなりました。その後も、障害者雇用促進法の改正、発達障害者支援法の改正、障害者文化芸術推進法の施行が行われるなど、障害のある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年の法改正の動きでは、令和3年6月の障害者差別解消法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、地方公共団体は国と連携し自主的かつ主体的に医療的ケア児やその家族に対する支援を行う責務を負うこととなり、令和4年6月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。さらに、令和4年12月には、障害者総合支援法が改正され、基幹相談支援センターの設置の努力義務化、地域生活支援拠点等の障害者総合支援法への位置づけと努力義務化等が示されています。また、令和5年4月にはこども基本法の施行やこども家庭庁が創設され、障害児を含めこどもの健やかな成長のための切れ目のない支援や仕事と子育ての両立のための支援等が地方自治体の責務とされることとなりました。

このような背景の中、江東区（以下「本区」という）では、平成30年に江東区障害者計画を、令和3年に江東区第6期障害福祉計画・江東区第2期障害児福祉計画をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、このたび、計画期間満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本区の障害者福祉施策の実施状況、本区の障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置づけと他計画との関係

(1) 計画の位置づけと期間

本計画は、下表の通り各法律に基づき策定する3つの計画から構成されます。

●● 各計画の位置づけ ●●

| 計画名 | 項目 | 内容 |
|-------------------|------|---|
| 江東区 障害者計画 | 根拠法令 | 障害者基本法第11条第3項 |
| | 策定内容 | 障害者施策全般の基本的な方向性を定める |
| 江東区 第7期障害福祉計画 | 根拠法令 | 障害者総合支援法第88条第1項 |
| | 策定内容 | 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める |
| 江東区 第3期障害児福祉計画 | 根拠法令 | 児童福祉法第33条の20第1項 |
| | 策定内容 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量、見込み量確保のための方策を定める |

江東区障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、江東区第7期障害福祉計画、江東区第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

いずれの計画も計画期間中において社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを行います。

●● 各計画の期間 ●●

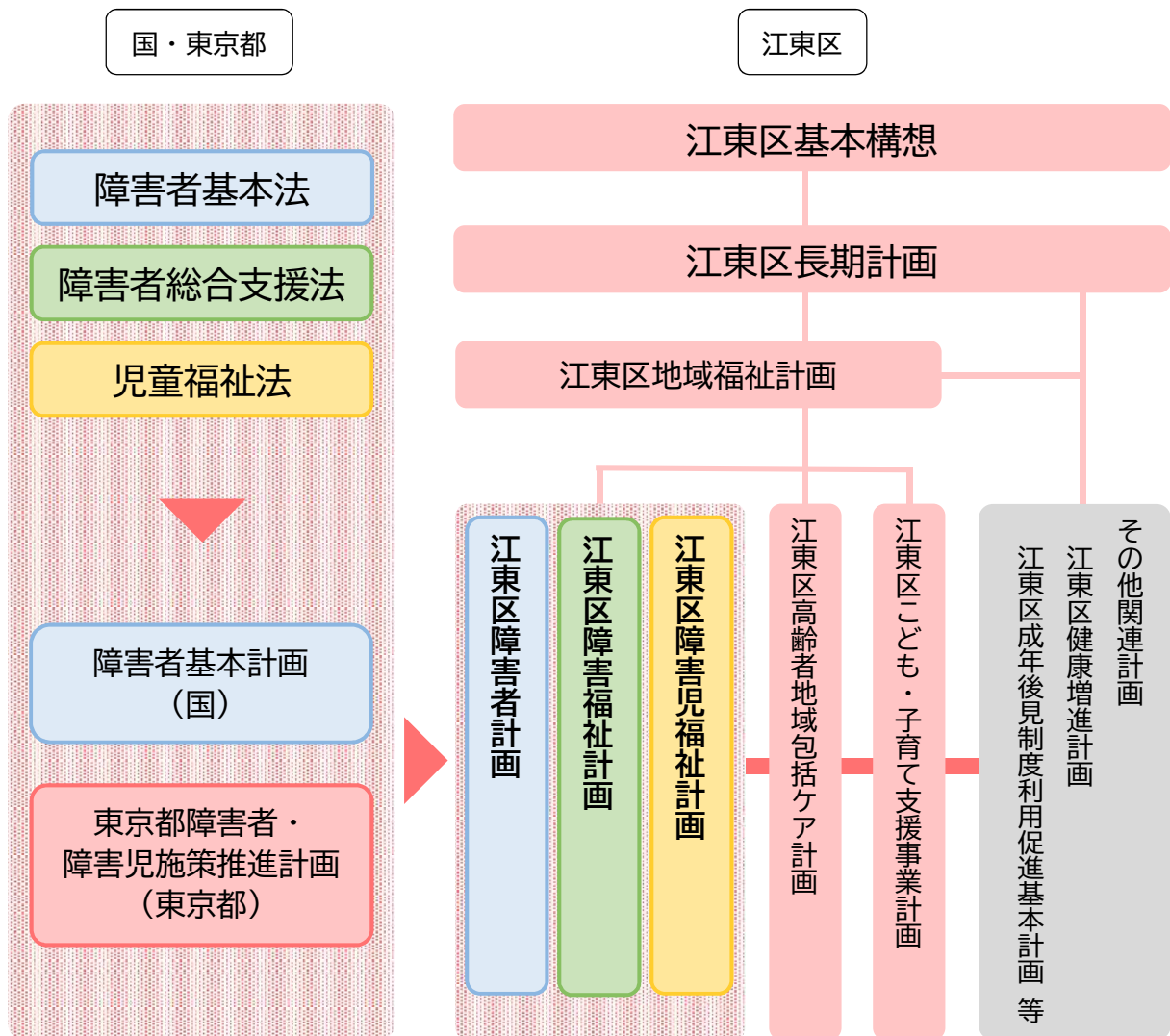
| 計画名 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|---------|-------|----|----|-------|----|----|-------|-----|-----|
| 障害者計画 | 前回計画 | | | 今回計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | | 第8期計画 | | |
| 障害児福祉計画 | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | |

(2) 他計画との関係

本計画は、国の障害者福祉施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」との整合性を図ります。

また、本区の最上位計画である「江東区基本構想」「江東区長期計画」の部門別計画とし、上位計画である「江東区地域福祉計画」をはじめ、「江東区高齢者地域包括ケア計画」「江東区こども・子育て支援事業計画」「江東区成年後見制度利用促進基本計画」「江東区健康増進計画」等との整合性を図ります。

●● 他計画との関係 ●●



3 計画の策定体制

(1) 江東区障害者計画等推進協議会の開催

江東区障害者計画等推進協議会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

学識経験者や医療、教育又は福祉等に従事する専門家、障害者団体が推薦する者、事業者及び地域代表、公募区民等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(2) 庁内計画推進委員会・幹事会の開催

庁内計画推進委員会・幹事会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

庁内関係部課長により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討します。

(3) 江東区地域自立支援協議会の開催

江東区地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置された協議会であり、地域で生活する障害者を支えるネットワークを構築し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進を行っています。

学識経験者や保健医療関係者、就労支援関係者、権利擁護関係者、教育関係者、障害者団体等の代表者、相談支援事業者、サービス事業者等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(4) 令和4年度江東区地域生活に関する調査の実施

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

区民に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案の公表と意見の募集を行います。行政運営の透明性の向上を図り、区民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施します。

(6) 区民説明会・団体説明会の開催

区民や関係団体等に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案の説明と意見の募集を行います。計画案の周知を図るとともに、区民や関係団体等の意見を把握し、計画案に反映することを目的として実施します。

4 計画の対象

障害者基本法第2条では、「障害者」の定義として、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。平成25年度から障害者総合支援法第4条において、上記の定義に難病等が加わりました。

また、児童福祉法第4条では、「障害児」の定義として、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」と定義しています。

本計画は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条で定める人を対象とし、「障害のある人」と定めます。



第 2 章

本区の障害のある人を取り巻く状況と課題

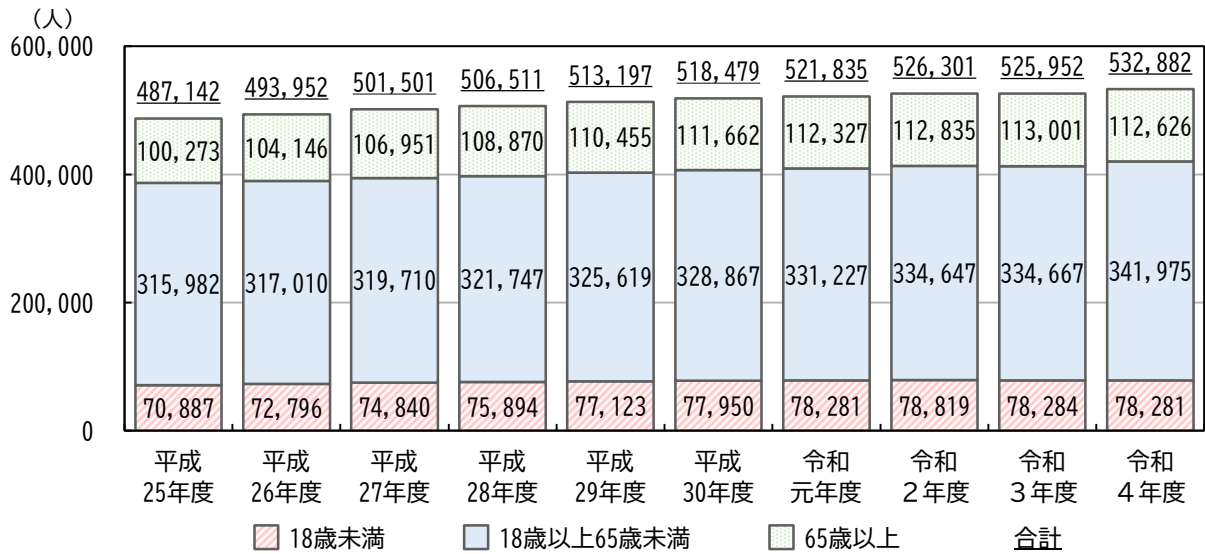


1 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

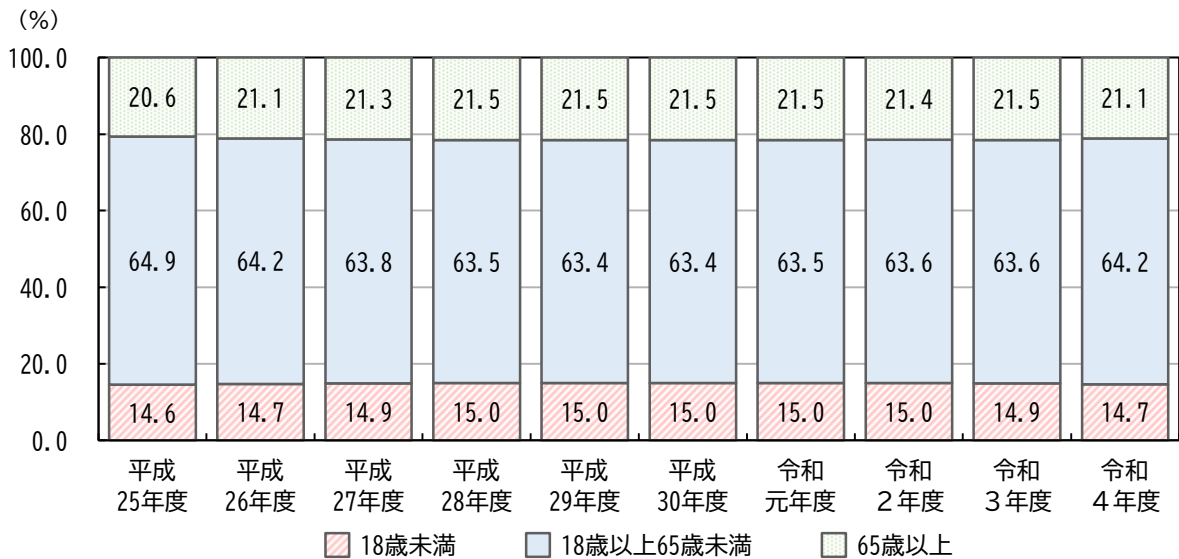
本区の総人口は増加傾向にあり、令和4年度では、532,882人となっており、平成25年度と比較すると、45,740人増加していますが、年齢区分別にみると、18歳未満は令和3年度から減少に転じています。

●● 人口の推移 ●●



本区の総人口に対して占める年齢区分の割合は、65歳以上でわずかに増加傾向となっています。

●● 総人口に対して占める年齢区分の割合の推移 ●●

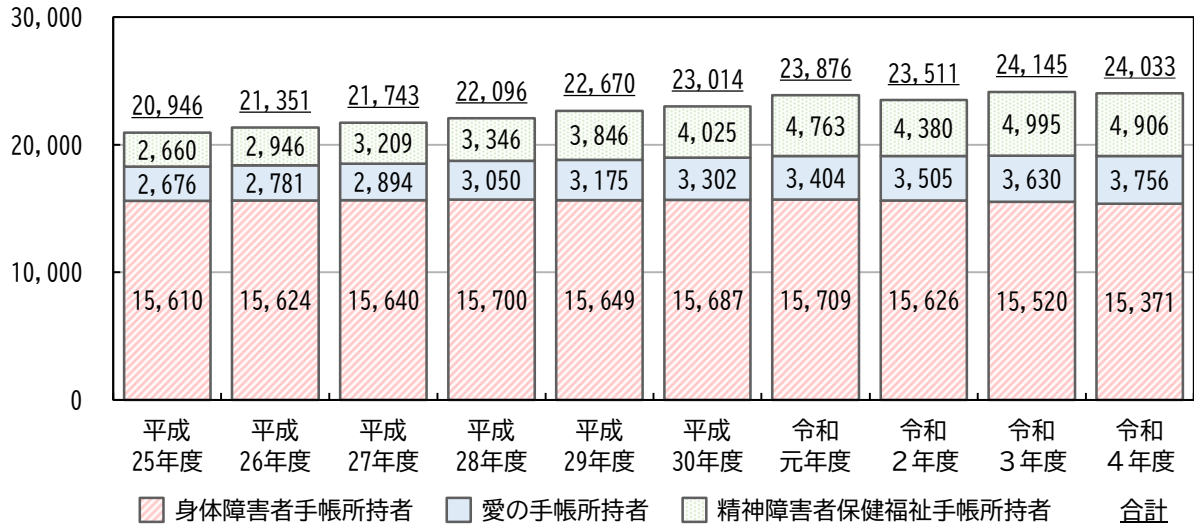


(2) 障害者手帳所持者数の状況

本区の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で合計24,033人となっており、平成25年度と比較すると、3,087人増加しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数で令和2年度以降減少傾向となっている一方、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数で増加傾向となっています。

●● 障害者手帳所持者数の推移 ●●
(人)

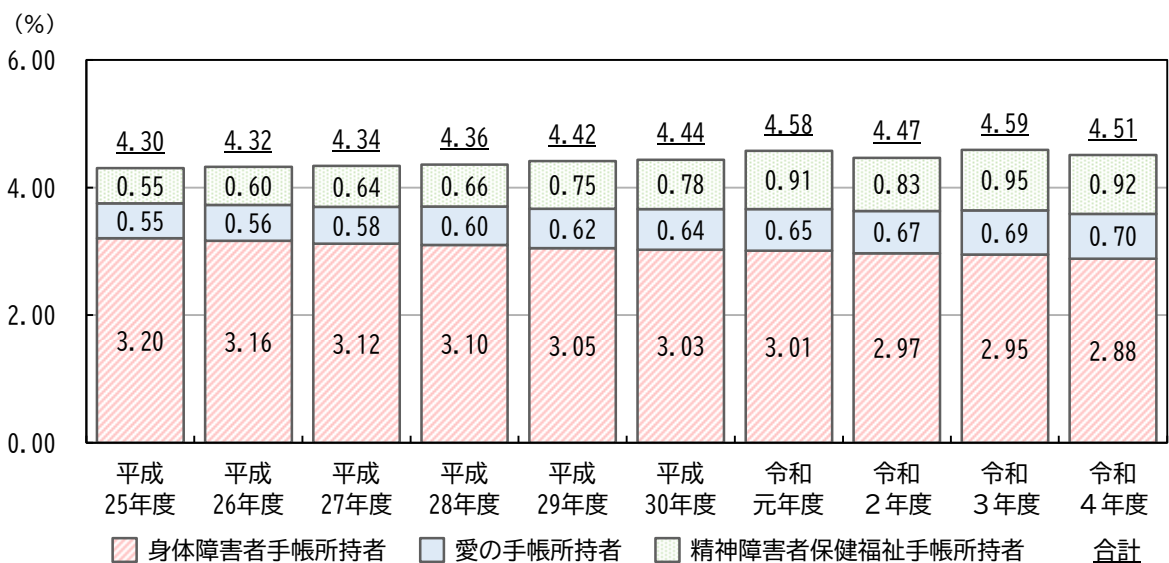


資料：[身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数] 江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）
[精神障害者保健福祉手帳所持者数] 江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

※複数の手帳所持者については、それぞれの障害においてカウントしているため、実数と異なります。

本区の障害者手帳所持者数の割合は増加傾向にあります。

●● 総人口に対して占める上記合計の割合の推移 ●●

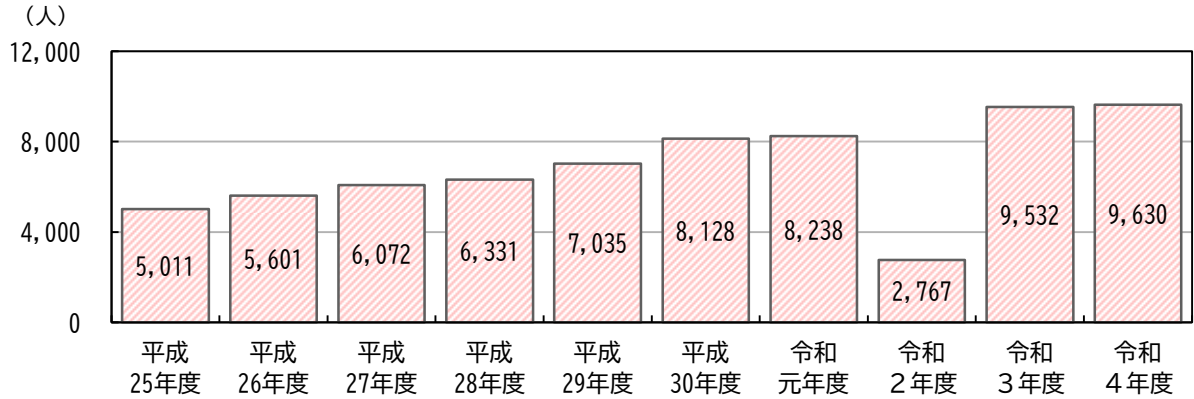


資料：[人口] 江東区区民課（各年度1月1日現在）
[身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数] 江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）
[精神障害者保健福祉手帳所持者数] 江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）申請者数の状況

本区の自立支援医療（精神通院医療）申請者数は増加傾向にあり、令和4年度で9,630人となっており、平成25年度と比較すると、4,619人増加しています。

●● 自立支援医療（精神通院医療）申請者数の推移 ●●



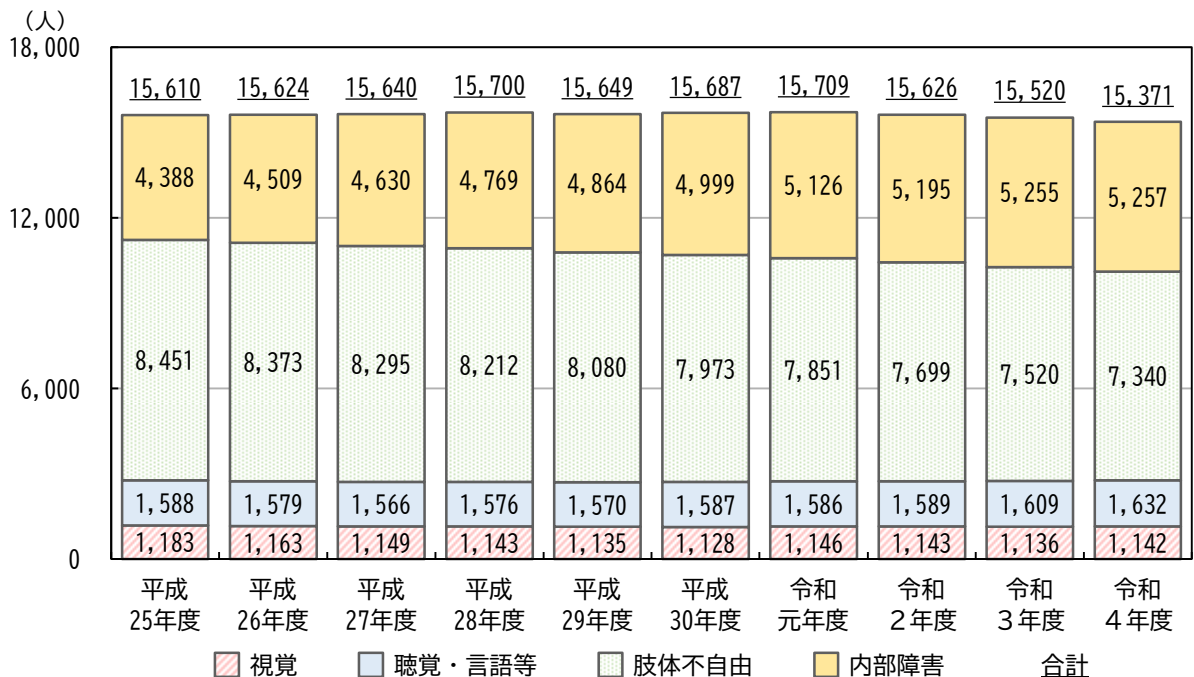
資料：江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間の自立支援医療受給者証の更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(4) 身体障害者手帳所持者数の状況

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を障害内容別にみると、肢体不自由で減少傾向となっている一方、内部障害で増加傾向となっています。

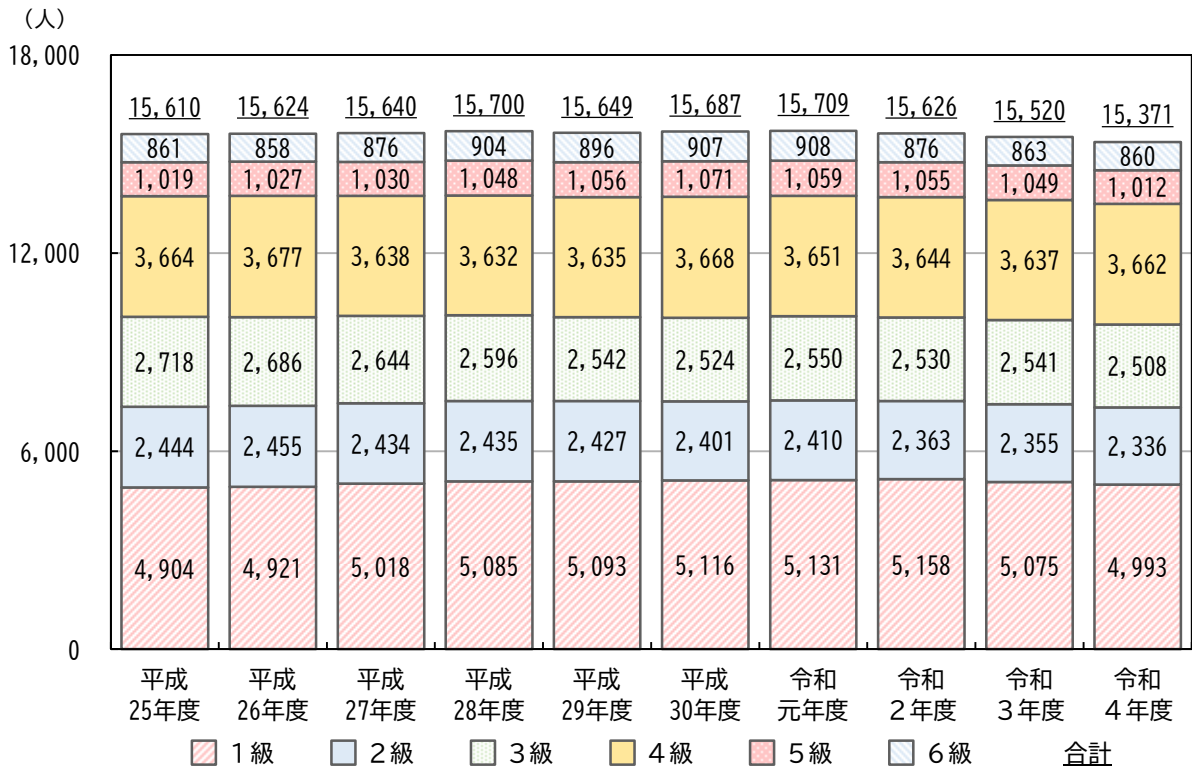
●● 障害内容別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、1級で令和2年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。

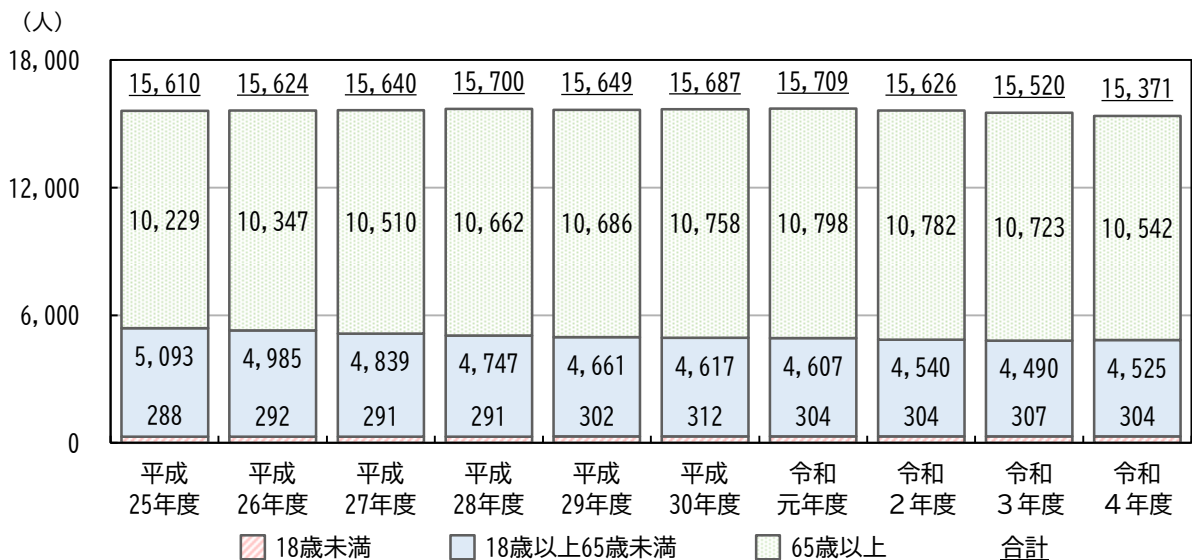
●● 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、65歳以上で令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。

●● 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●

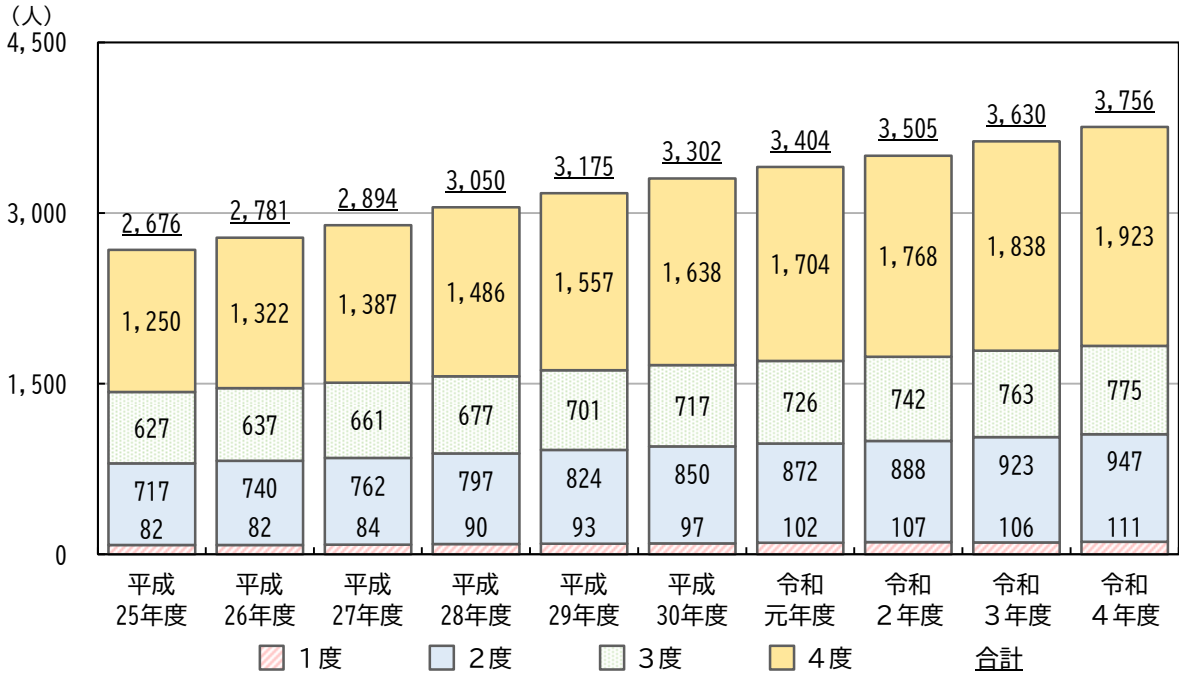


資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

(5) 愛の手帳所持者数の状況

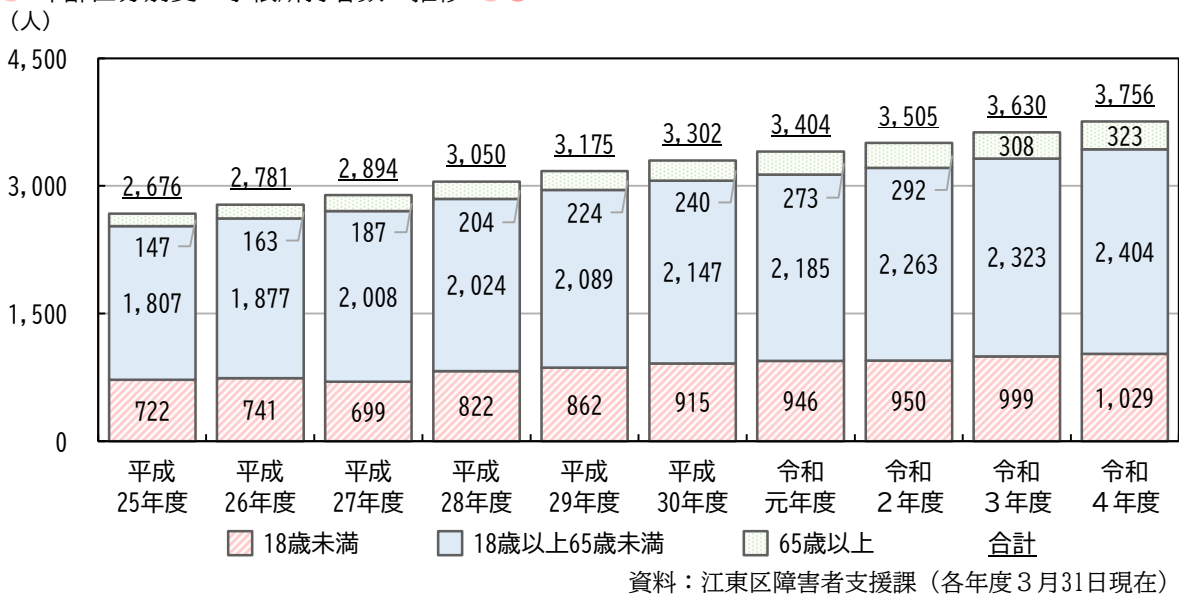
本区の愛の手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、いずれの等級においても増加傾向にあります。特に、4度で大きく増加しており、令和4年度で1,923人となっており、平成25年度と比較すると、673人増加しています。

●● 障害等級別愛の手帳所持者数の推移 ●●



本区の愛の手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、いずれの年齢区分においても増加傾向にあります。

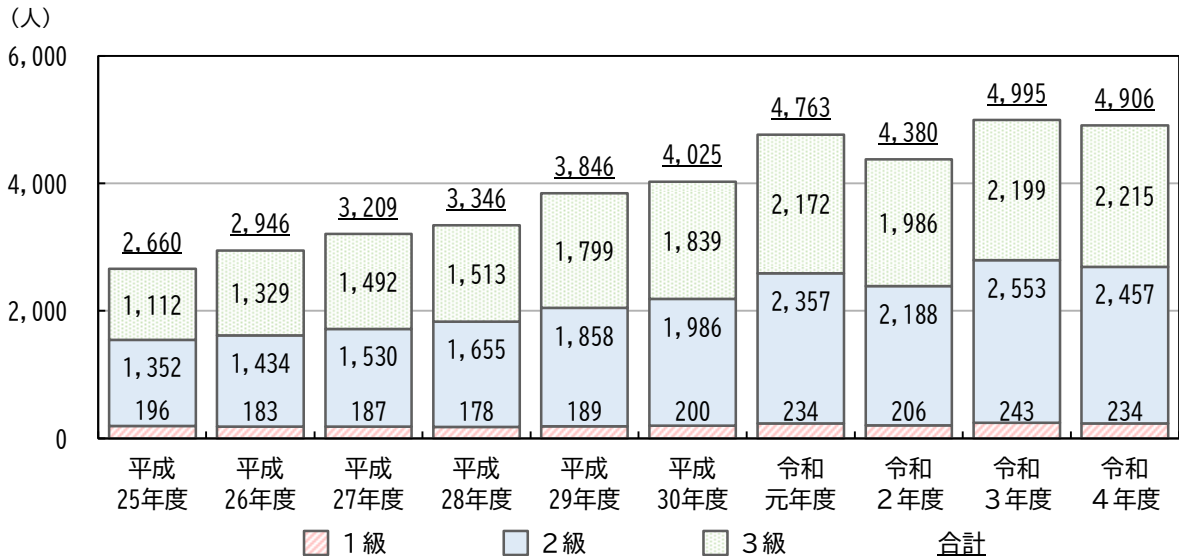
●● 年齢区分別愛の手帳所持者数の推移 ●●



(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本区の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、いずれの等級においても増加傾向にあります。特に、2級、3級で大きく増加しており、令和4年度でそれぞれ2,457人、2,215人となっており、平成25年度と比較すると、1,105人、1,103人増加しています。

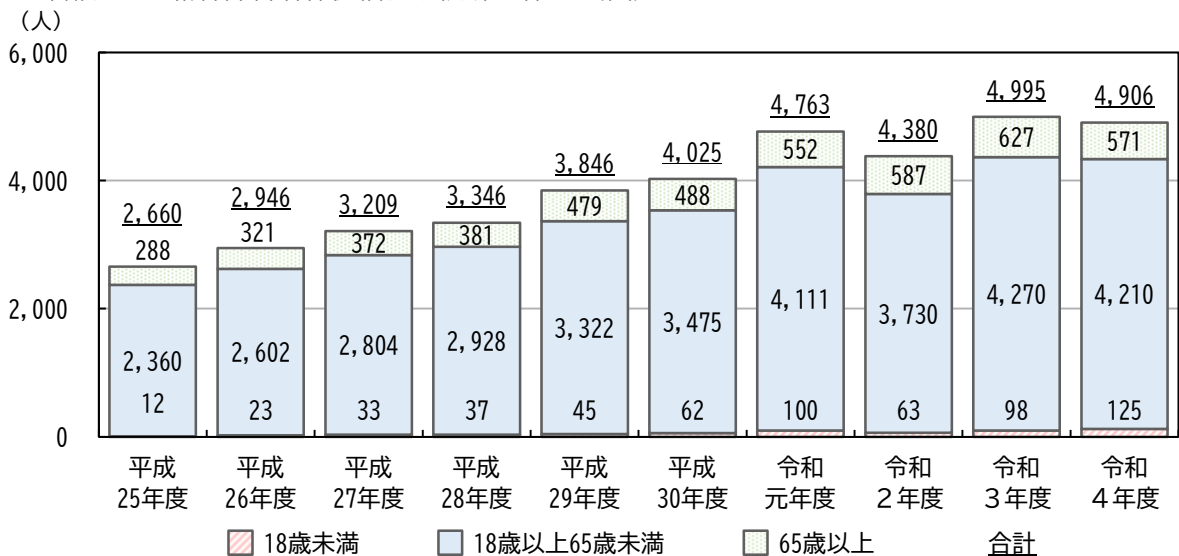
●● 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、手帳取得に係る申請控えがあったことが影響していると推測される。

本区の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、いずれの年齢区分においても増加傾向にあります。

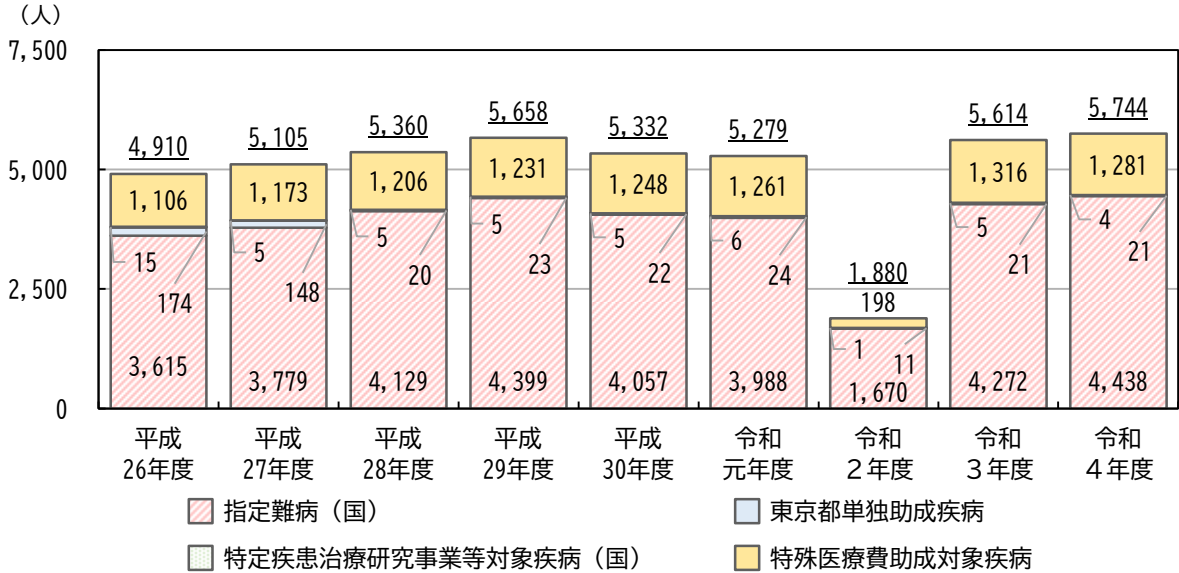
●● 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●



(7) 難病患者数の状況

本区の特殊疾病医療費助成申請受付数は令和3年度以降増加傾向にあり、令和4年度は5,744人となっています。

●● 特殊疾病医療費助成申請受付数の推移 ●●



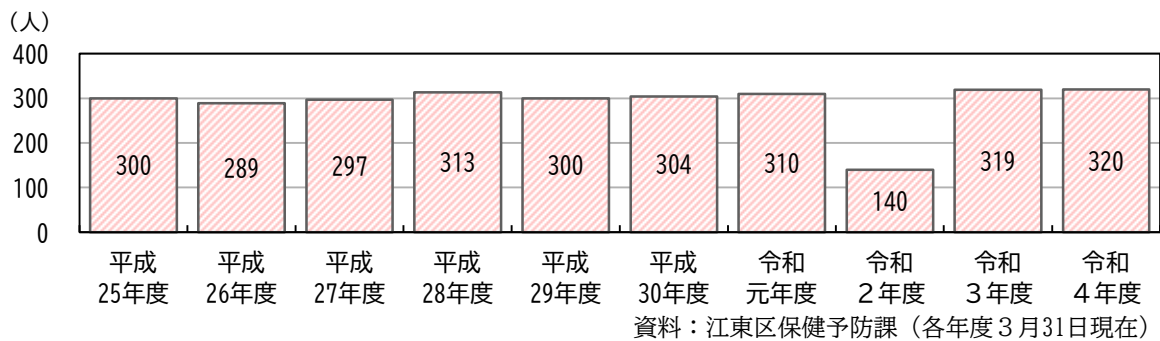
※対象疾病は年々拡大されている。また、上記の人数は、特殊疾病医療費助成申請受付数の総数であり、障害者総合支援法における対象疾病とは異なる。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間内に満了する特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券の有効期間が1年間延長され更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(8) 小児慢性特定疾患患者数の状況

本区の小児慢性特定疾病医療費助成申請受付数は増減を繰り返しながら微増しており、令和4年度で320人となっており、平成25年度と比較すると、20人増加しています。

●● 小児慢性特定疾病医療費助成申請受付数の推移 ●●



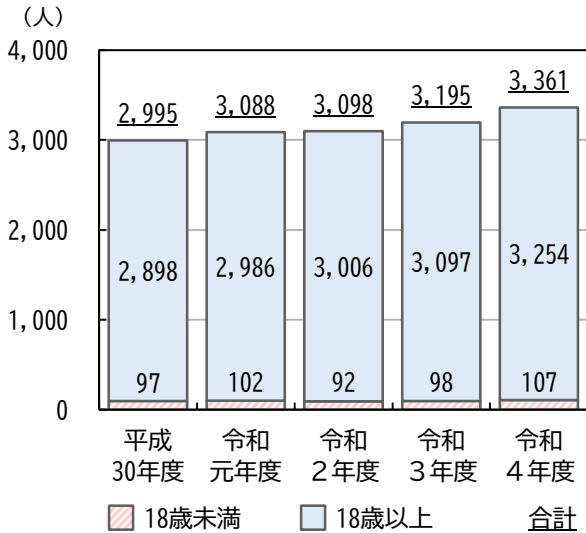
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間内に満了する小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間が1年間延長され更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(9) 障害福祉サービス等の利用者数の状況

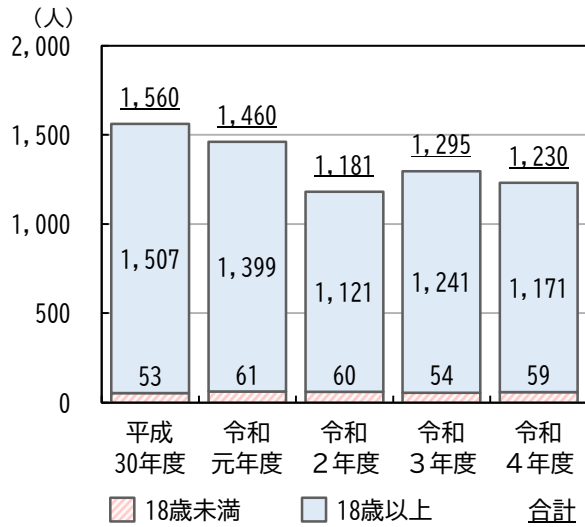
本区の障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和4年度で3,361人となっており、平成30年度と比較すると、366人増加しています。

本区の地域生活支援事業の利用者数は令和4年度で1,230人となっており、1,100人台後半から1,500人台前半の範囲で推移しています。

●● 障害福祉サービス（左図）、地域生活支援事業（右図）の利用者数（実人数）の推移 ●●



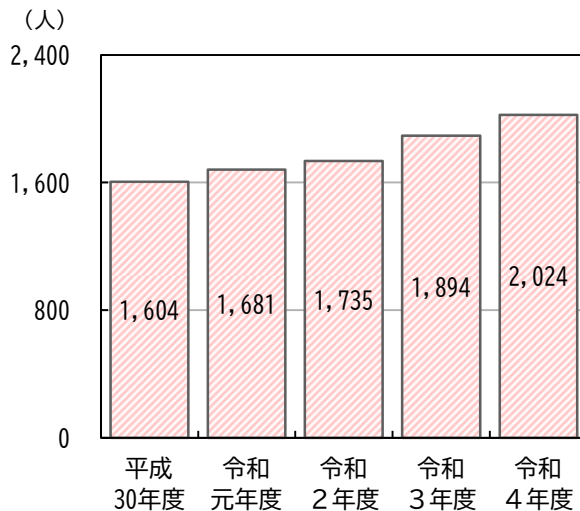
資料：江東区障害者支援課



資料：江東区障害者施策課

本区の障害児支援サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和4年度で2,024人となっており、平成30年度と比較すると、420人増加しています。

●● 障害児支援サービスの利用者数（実人数）の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課

2 障害者実態調査結果からみる状況

(1) 調査目的

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）を実施しました。

(2) 調査の種類と対象者

●● 調査の種類と対象者 ●●

| 調査種別 | 障害者調査 | 障害児調査 | サービス提供事業所調査 | 障害者団体調査 |
|-----------|-------------------|-------|--|---------|
| 抽出方法 | 無作為抽出 | | 悉皆調査 | |
| 調査地域 | 江東区全域 | | | |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 | | 郵送配布・郵送回収 (一部の事業所・団体に対し、 対面でのヒアリングを実施) | |
| 調査基準日 | 令和4年10月1日 | | | |
| アンケート調査期間 | 令和4年10月13日～11月14日 | | 令和4年10月6日～10月31日 | |
| ヒアリング調査期間 | — | | 令和4年11月7日～11月17日 | |

(3) 回収結果

●● 各調査の回収結果 ●●

| 調査種別 | 障害者調査 | 障害児調査 | サービス提供事業所調査 | 障害者団体調査 |
|-------|--------|--------|-------------|---------|
| 配布数 | 3,921件 | 1,008件 | 212件 | 35件 |
| 有効回答数 | 1,555件 | 464件 | 136件 | 24件 |
| 有効回収率 | 39.7% | 46.0% | 64.2% | 68.6% |

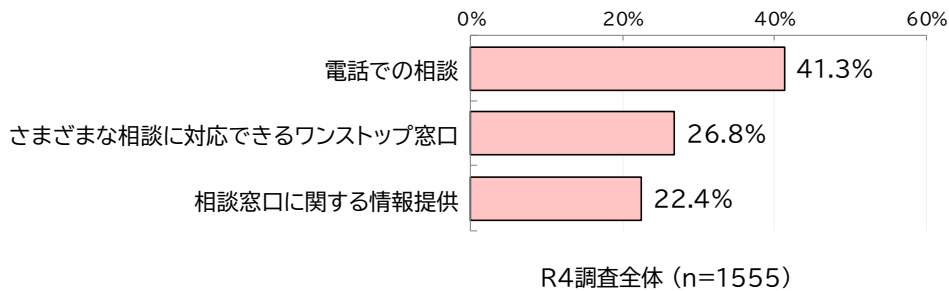
(4) 主な調査結果とかがえる課題

1) 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

① 福祉サービスの利用について区役所などへ相談しやすくするのに必要なこと

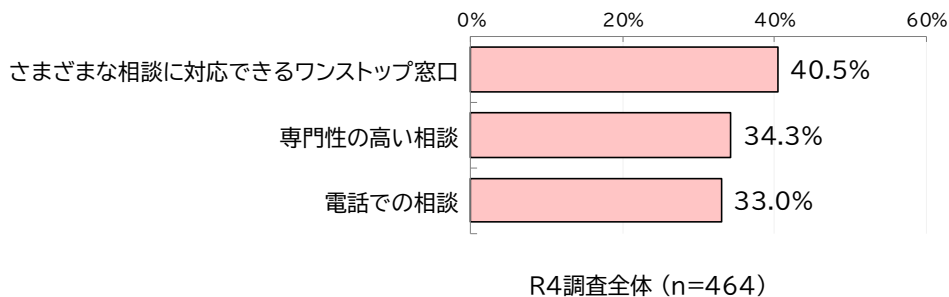
<障害者調査 問20>

福祉サービスの利用において区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「電話での相談」が41.3%と最も高く、次いで「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が26.8%、「相談窓口に関する情報提供」が22.4%となっています。



<障害児調査 問16>

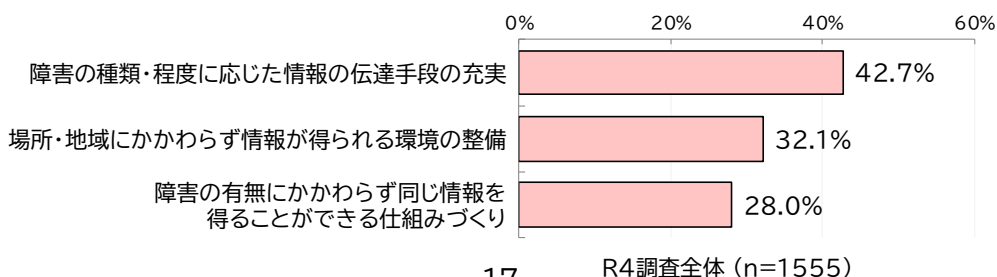
福祉サービスの利用で区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が40.5%と最も高く、次いで「専門性の高い相談」が34.3%、「電話での相談」が33.0%となっています。



② 情報の取得利用や意思疎通における必要な施策

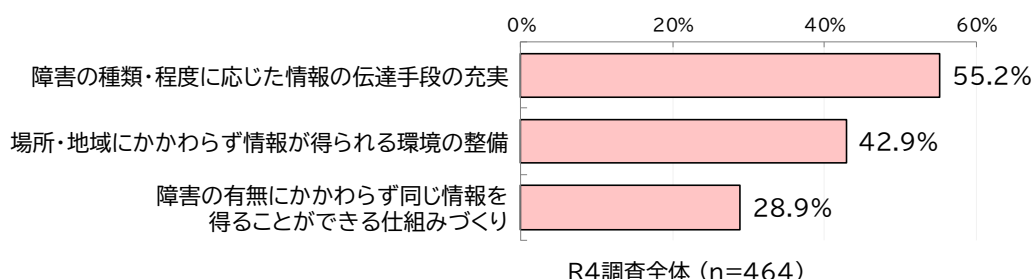
<障害者調査 問21>

情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」が42.7%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が32.1%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.0%となっています。



<障害児調査 問17>

情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」が55.2%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が42.9%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.9%となっています。



③ 区の相談・情報提供体制、コミュニケーション支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問1 >

区の相談・情報提供体制、コミュニケーション支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、基幹相談支援センターの設置を希望する意見や相談支援体制、コミュニケーションの充実を求める意見、情報伝達方法の改善を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|---|
| ・ 基幹相談支援センターの設置を望む。 |
| ・ 相談支援体制がさらに充実するとよいと思う。 |
| ・ コミュニケーションの支援を充実させて欲しい。 |
| ・ 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例ができたが、失語症に対する区の理解は進んでいるとは言い難い。 |
| ・ 基幹相談支援センターの設置までに、各地域で相談支援をしている人とのネットワークを強化し、地域課題を集約する必要があると思う。児童福祉・障害福祉・高齢者福祉と連携した包括的な支援が求められる。 |
| ・ 手話通訳者を配置して欲しい。 |
| ・ 知っておくべき情報が探せず、ホームページでもたどり着くのが難しい。 |

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

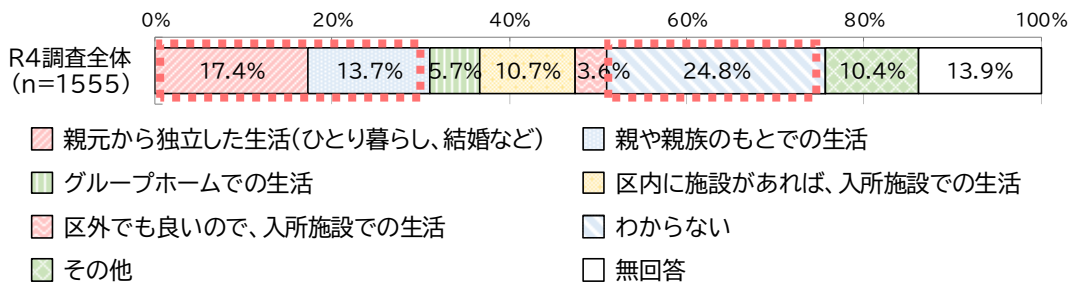
- ・ 相談窓口の周知や機能強化、基幹相談支援センターの設置をはじめとした相談支援体制の充実
- ・ 障害特性に配慮した多様な情報媒体、伝達手段の充実

2) 自立生活の支援

① 将来希望している暮らし方

<障害者調査 問29>

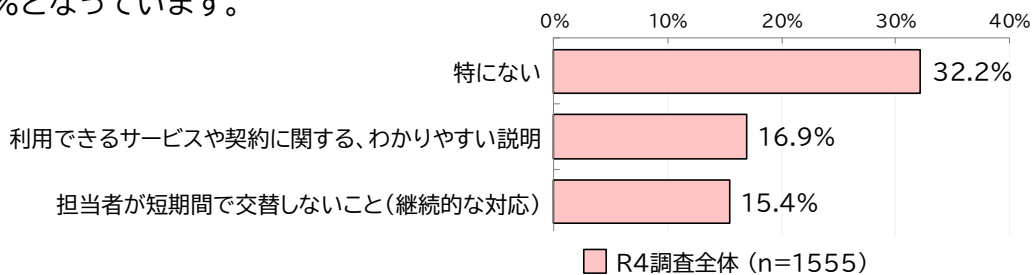
将来希望している暮らし方について、令和4年調査全体では「わからない」が24.8%と最も高く、次いで「親元から独立した生活（ひとり暮らし、結婚など）」が17.4%、「親や親族のもとでの生活」が13.7%となっています。



② 現在利用している福祉サービス提供事業者への要望

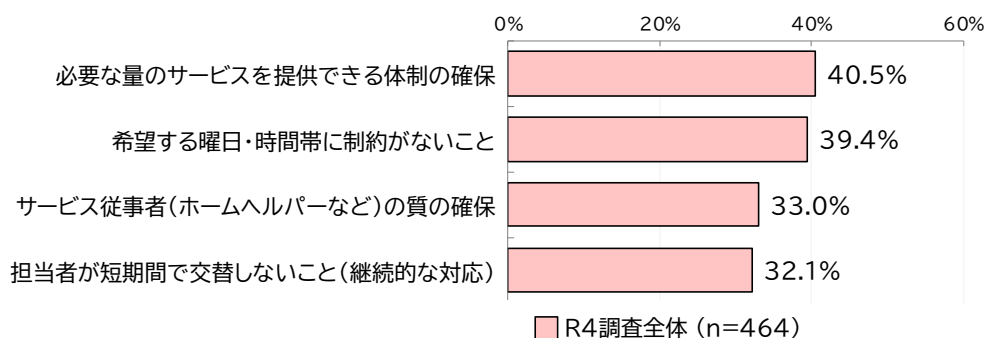
<障害者調査 問24>

現在利用しているサービス提供事業者への要望について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「特にない」が32.2%と最も高く、次いで「利用できるサービスや契約に関する、わかりやすい説明」が16.9%、「担当者が短期間で交替しないこと（継続的な対応）」が15.4%となっています。



<障害児調査 問20>

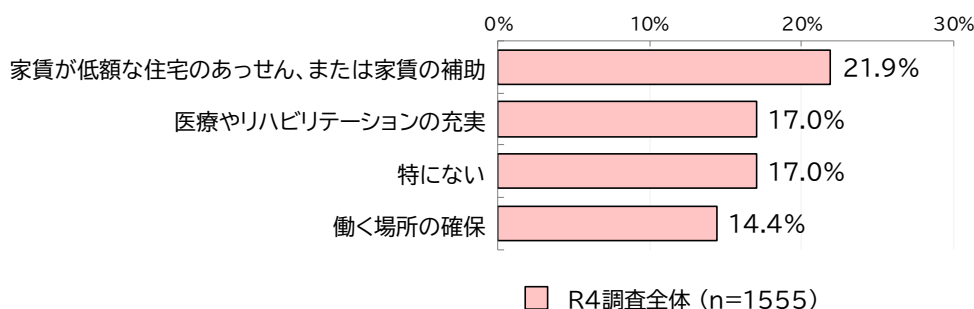
現在利用しているサービス提供事業者への要望について、令和4年調査全体では「必要な量のサービスを提供できる体制の確保」が40.5%と最も高く、次いで「希望する曜日・時間帯に制約がないこと」が39.4%、「サービス従事者（ホームヘルパーなど）の質の確保」が33.0%、「担当者が短期間で交替しないこと（継続的な対応）」が32.1%となっています。



③ 希望する暮らしをするため／将来自立した生活を送るために必要なこと

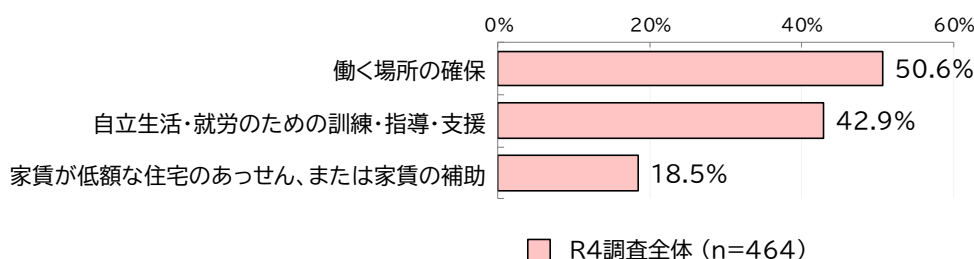
<障害者調査 問30>

希望する暮らしをするために必要なことについて、令和4年調査全体では「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が21.9%と最も高く、次いで「医療やリハビリテーションの充実」「特にない」が同率で17.0%、「働く場所の確保」が14.4%となっています。



<障害児調査 問24>

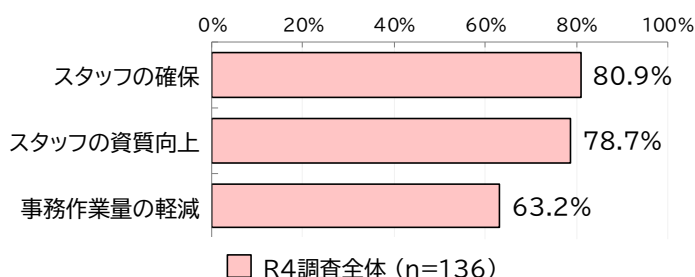
将来自立した生活を送るために必要なことについて、令和4年調査全体では「働く場所の確保」が50.6%と最も高く、次いで「自立生活・就労のための訓練・指導・支援」が42.9%、「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が18.5%となっています。



④ 事業所を経営していく上での課題

<サービス提供事業所調査 問16>

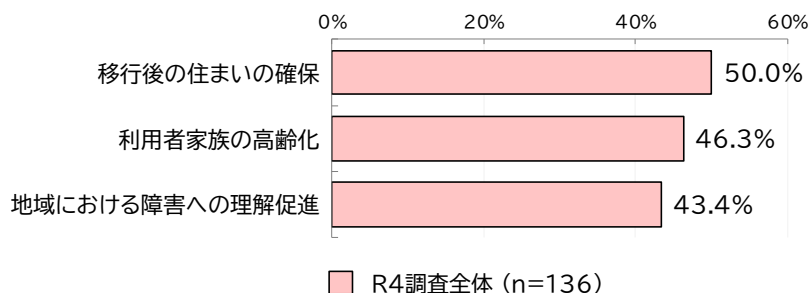
事業所を経営していく上での課題について、令和4年調査全体では「スタッフの確保」が80.9%と最も高く、次いで「スタッフの資質向上」が78.7%、「事務作業量の軽減」が63.2%となっています。



⑤ 入所者の地域生活への移行を進める上での課題

<サービス提供事業所調査 問26>

事業者が、入所者の地域生活への移行を進める上での課題と思うことについて、令和4年調査全体では「移行後の住まいの確保」が50.0%と最も高く、次いで「利用者家族の高齢化」が46.3%、「地域における障害への理解促進」が43.4%となっています。



⑥ 区の自立生活支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問2>

区の自立生活支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、家族介護者の高齢化等により障害のある人の在宅生活を危惧する意見や移動支援のヘルパーの増員を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|--|
| ・ 家族の高齢化によって在宅生活が維持できないケースが増加してくる。 |
| ・ 老後や介護者が高齢化した場合でも住み慣れた地域で安心して暮らせることができる福祉施設の充実を求める。 |
| ・ 障害のある人の日中活動の場が少ない。様々な人が利用できる場を求める。 |
| ・ 日常生活自立支援事業は、とても良い事業であるが、なかなか周知されていない。 |
| ・ 移動支援のヘルパー人数が足りず、希望する人が利用できていない。 |
| ・ 保護者の方の負担が改善されるよう、ショートステイや移動支援がもっと気軽に利用できるようなるとよい。 |

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

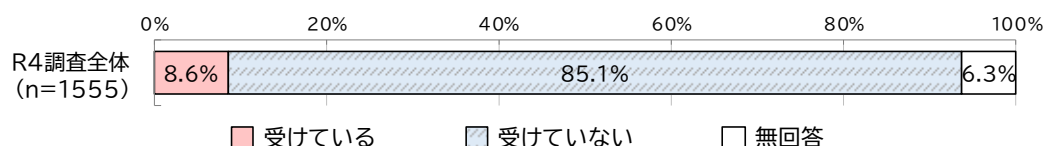
- ・ 「親亡き後」に対応した体制整備、サービス・支援の充実
- ・ 各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上
- ・ 障害福祉に携わる人材の確保、定着
- ・ 家族介護者の負担軽減

3) 健康を守る保健・医療の充実

① 日常生活での医療的ケアの状況／受けている医療的ケアの内訳

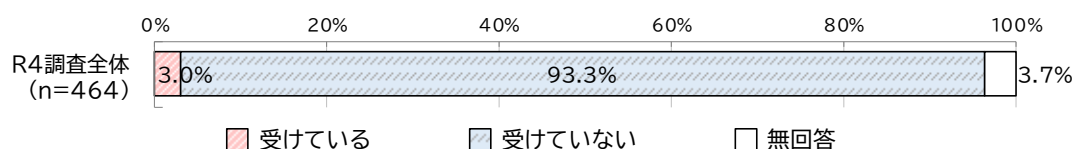
<障害者調査 問8>

日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が85.1%、「受けている」が8.6%となっています。



<障害児調査 問8>

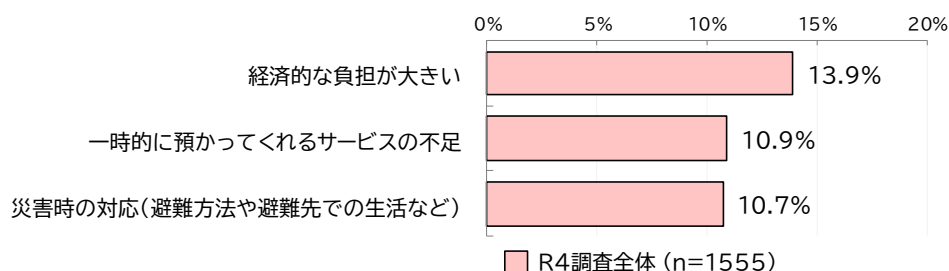
日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が93.3%、「受けている」が3.0%となっています。



② 医療的ケアを必要とする人／こどもの介護について困りごとや不安に思うこと

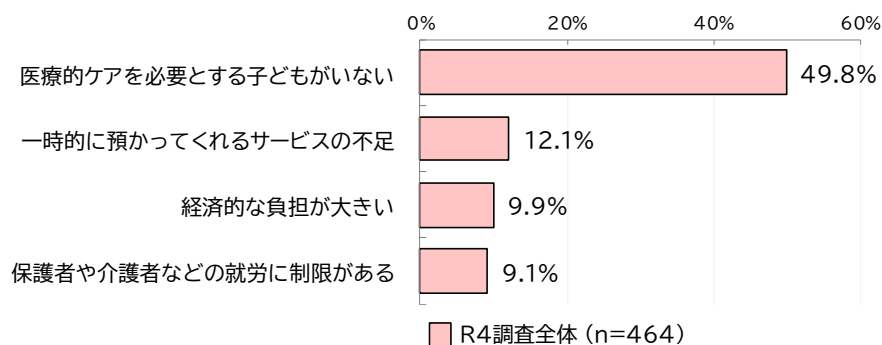
<障害者調査 問68>

主な介護者が、医療的ケアを必要とする人の介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「経済的な負担が大きい」が13.9%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が10.9%、「災害時の対応（避難方法や避難先での生活など）」が10.7%となっています。



<障害児調査 問59>

主な介護者が、医療的ケアを必要とするこどもの介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「医療的ケアを必要とするこどもがいない」が49.8%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が12.1%、「経済的な負担が大きい」が9.9%、「保護者や介護者などの就労に制限がある」が9.1%となっています。



③ 区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問3>

区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療と福祉の連携強化を求める意見、医療従事者への障害理解の促進を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|---|
| ・ 自立支援医療（更生医療）制度が分かりづらく、患者仲間に聞くまで知らなかった。保健・医療に関する制度や施策には、どこを探せば有益な情報を得られるのか分からない人が多い印象である。 |
| ・ 医療と福祉の連携強化が必要である。利用者の中には、保健所の保健師とつながっている人が年々減少しているように感じる。手帳の取得や自立支援医療の手続きのみの関わりになっており、保健所での栄養指導や親子教室等の周知が必要ではないか。 |
| ・ 障害に理解のある病院を見つけることが大変である。地域で暮らすためにも、開業医に対する障害に対する理解促進と周知をお願いしたい。知的障害のある人、こどもの特性等を知る医師が少ない現状について、医師会等を通じて理解して欲しい。 |
| ・ 愛の手帳の3度、4度、精神障害者保健福祉手帳の3級の人々の医療負担は大きく、経済的に大変な状況であると聞いている。医療補助の制度があればと思う。 |
| ・ 東京都に働きかけて、専門医を配置した、発達障害のある人、こどもの外来や入院ができる病院を区の周辺に開設して欲しい。 |



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

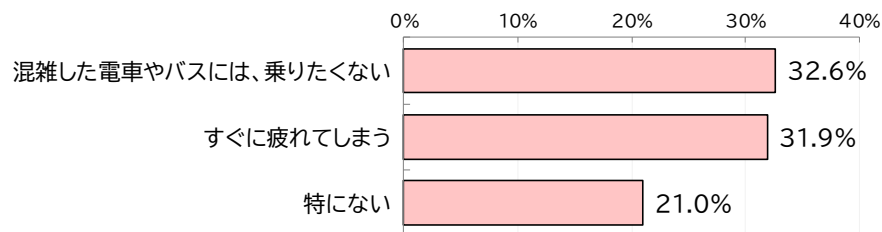
- ・ 保健、福祉、教育、保育、医療分野など関係機関の連携強化
- ・ 医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実

4) ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善

① 社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ること

<障害者調査 問15>

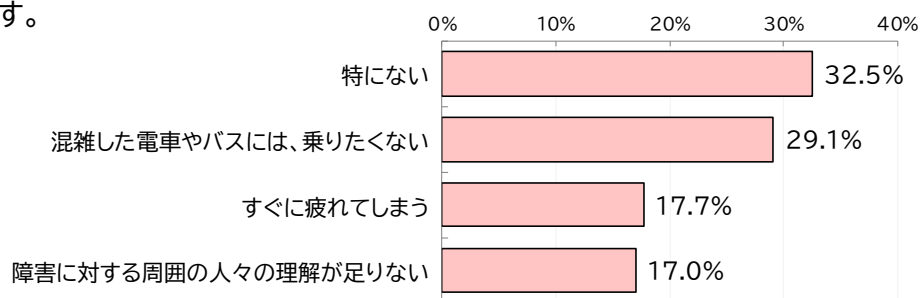
社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が32.6%と最も高く、次いで「すぐに疲れてしまう」が31.9%、「特にない」が21.0%となっています。



R4調査全体 (n=1555)

<障害児調査 問11>

社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「特にない」が32.5%と最も高く、次いで「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が29.1%、「すぐに疲れてしまう」が17.7%、「障害に対する周囲の人々の理解が足りない」が17.0%となっています。

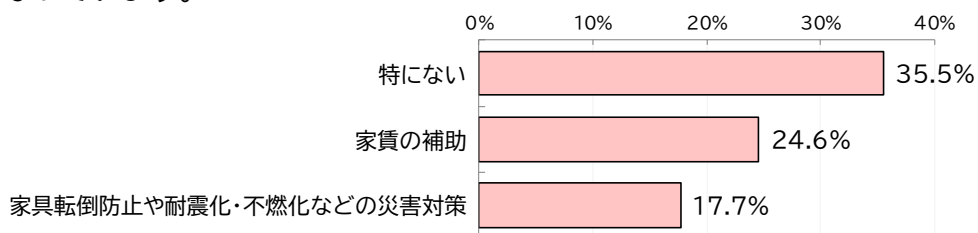


R4調査全体 (n=464)

② 住まいに関して必要な支援

<障害者調査 問27>

住まいに関して必要な支援について、令和4年調査全体では「特にない」が35.5%と最も高く、次いで「家賃の補助」が24.6%、「家具転倒防止や耐震化・不燃化などの災害対策」が17.7%となっています。

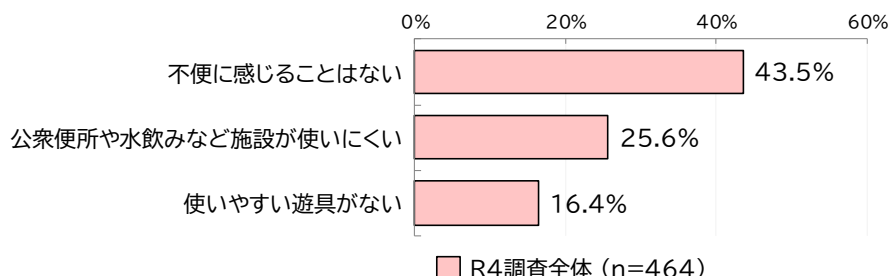


R4調査全体 (n=1555)

③ 公園で不便に感じていること

<障害児調査 問49>

公園で不便に感じていることについて、令和4年調査全体では「不便に感じることはない」が43.5%と最も高く、次いで「公衆便所や水飲みなど施設が使いにくい」が25.6%、「使いやすい遊具がない」が16.4%となっています。



④ 区のユニバーサルデザイン、生活環境に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問4>

区のユニバーサルデザイン、生活環境に関する施策に対して感じている課題や改善策について、障害のある人に配慮した表示を求める意見や住まいに対する支援を求める意見、道路等のバリアフリー化を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|---|
| ・ 商業施設のエレベーターの表示等が見えにくいという声が視覚障害のある人から挙げられた。まだまだ企業や一般の人に障害や色覚異常について知られていないと感じる。 |
| ・ 音だけではなく視覚で知る情報を求める。 |
| ・ 住まいの下の階から騒音苦情があり、防音マット等を敷き詰めて、毎日緊張した生活を送っているというお話を何件も聞いている。必要な家庭には都営住宅の1階に優先的に入れるよう対策を立てて欲しい。 |
| ・ 車椅子利用者にも安心して移動できるように歩道のセミフラット化を進めて欲しい。 |
| ・ 区全体でバリアフリー化が進んでいない場所が多くあるように思う。 |



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

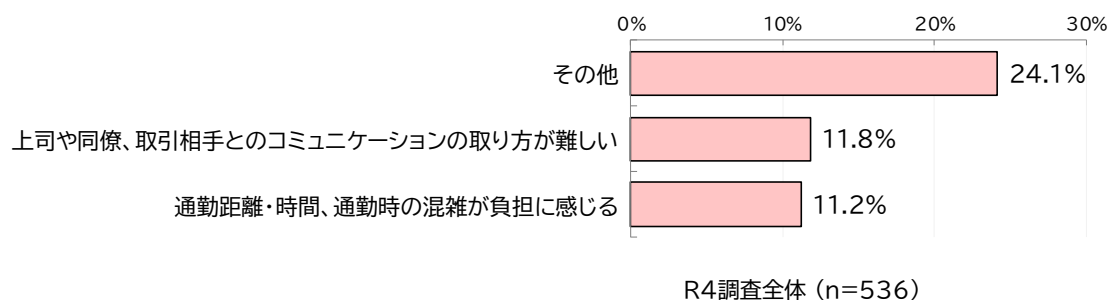
- ・ ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備
- ・ 在宅生活が可能となる支援の充実

5) 雇用・就労の拡大

① 就業者の現在困っていること

<障害者調査 問10(1)>

一般就労している方が、仕事をする上で困っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「その他」が24.1%と最も高く、次いで「上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方が難しい」が11.8%、「通勤距離・時間、通勤時の混雑が負担に感じる」が11.2%となっています。

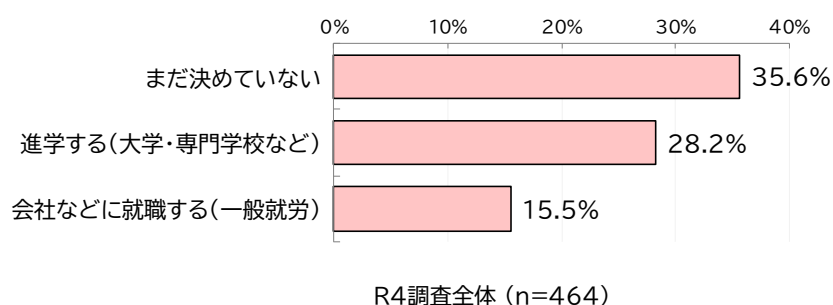


| 「その他」の主な内容 | 件数 |
|------------|-----|
| 特になし | 70件 |
| 困っていない | 20件 |
| 給料が低い | 3件 |

② 卒業後の希望する進路

<障害児調査 問10(2)>

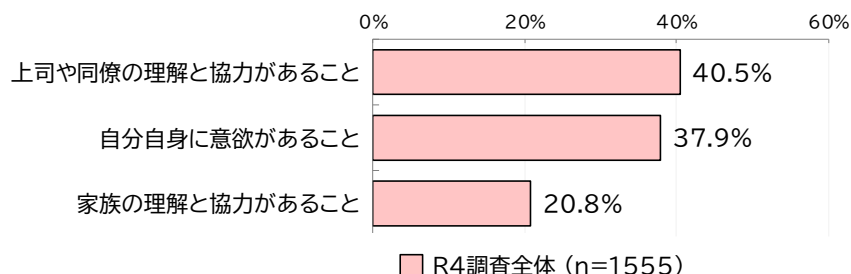
卒業後の希望する進路について、令和4年調査全体では「まだ決めていない」が35.6%と最も高く、次いで「進学する(大学・専門学校など)」が28.2%、「会社などに就職する(一般就労)」が15.5%となっています。



③ 仕事をしていくために必要なこと

<障害者調査 問14>

仕事をしていくために必要なことについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「上司や同僚の理解と協力があること」が40.5%と最も高く、次いで「自分自身に意欲があること」が37.9%、「家族の理解と協力があること」が20.8%となっています。



④ 区の雇用・就労に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問5>

区の雇用・就労に関する施策に対して感じている課題や改善策について、企業に対して障害の理解促進を求める意見や雇用機会の拡大を求める意見、職場定着のための支援の充実を求める意見等がありました。

主な内容

- ・ 知的障害の場合は、人との関係性や見通しのつく作業工程、職場の構造等、様々な改革が必要となる。配慮は大変だが、仕事に就ける環境を整えて欲しい。
- ・ より身近なふれあいができる就労・雇用の広がりが欲しい。
- ・ 障害者の雇用を積極的に行って欲しい。
- ・ 障害者のためのジョブコーチ制度を積極的に広めてもらいたい。
- ・ 身体障害、知的障害に比べ、精神障害への障害理解が低い。障害のある人の受け入れ企業に対し、障害の特性を理解できる勉強会等があればと思う。
- ・ 本人の悩みや職場でのトラブルの解決、雇用形態の遵守等、本人が職場に定着するための支援を充実して欲しい。
- ・ 障害のある人も短時間の就労が気軽にできる施策を進めて欲しい。

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

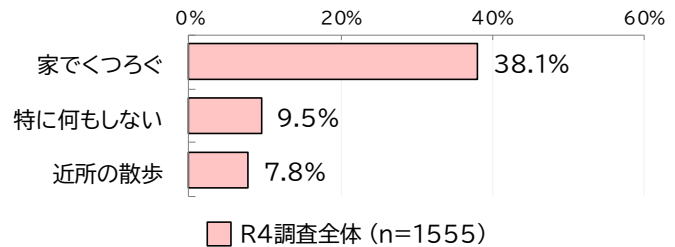
- ・ 障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充
- ・ 多様化する就労相談に対応するための障害者就労・生活支援センターの体制拡充
- ・ 障害理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発
- ・ 障害のある人の雇用促進・継続に取り組む企業への支援の充実

6) 地域活動の支援

① 余暇の過ごし方

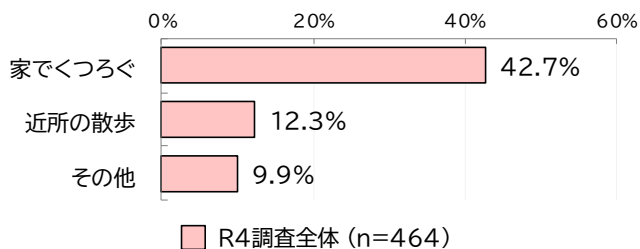
<障害者調査 問17>

余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が38.1%と最も高く、次いで「特に何もしない」が9.5%、「近所の散歩」が7.8%となっています。



<障害児調査 問13>

余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が42.7%と最も高く、次いで「近所の散歩」が12.3%、「その他」が9.9%となっています。

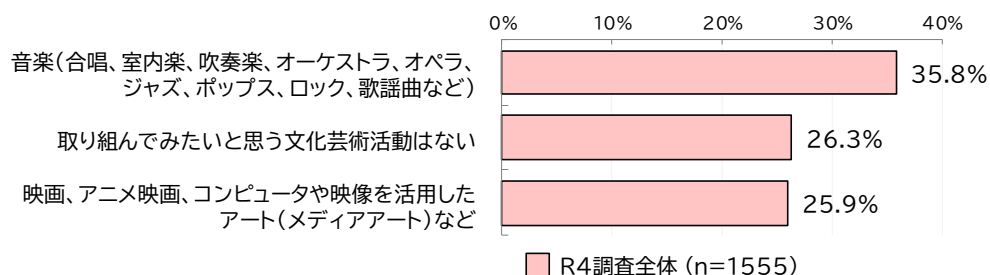


| 「その他」の主な内容 | 件数 |
|------------|-----|
| 公園に行く | 13件 |
| ゲーム | 6件 |
| 療育施設に行く | 5件 |
| 家族で外出 | 4件 |

② 取り組んでみたい文化芸術活動

<障害者調査 問31>

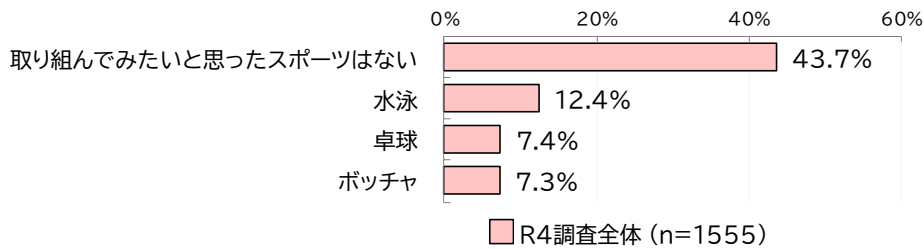
取り組んでみたい文化芸術活動について、令和4年調査全体では「音楽（合唱、室内楽、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）」が35.8%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思う文化芸術活動はない」が26.3%、「映画、アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など」が25.9%となっています。



③ 取り組んでみたいスポーツ

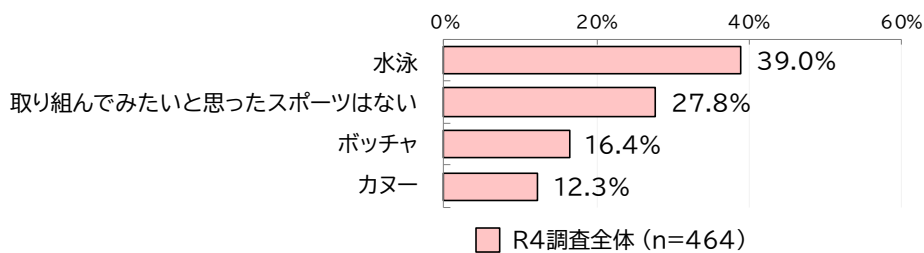
<障害者調査 問46>

取り組んでみたいと思ったスポーツについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が43.7%と最も高く、次いで「水泳」が12.4%、「卓球」が7.4%、「ボッチャ」が7.3%となっています。



<障害児調査 問41>

取り組んでみたいと思ったスポーツについて、令和4年調査全体では「水泳」が39.0%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が27.8%、「ボッチャ」が16.4%、「カヌー」が12.3%となっています。



④ 区の地域活動支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問6>

区の地域活動支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、多くの人と交流し仲間づくりをする場や、生涯学習、スポーツ活動といった様々な経験や学びを得ることができる余暇活動の充実を求める意見等がありました。

主な内容

- ・現在、区が実施している「エンジョイ・クラブ」は、軽度の障害者の学習支援として、大変意義のあるものである。職場とは異なるリラックスした場で、仲間との関係を楽しみながら様々な経験を積んでいくことができる機会は少ない。このような場が重度の障害のある人にも必要であると考えます。
- ・障害者スポーツや多くの人とコミュニケーションをとることができる活動を行う機会が必要である。
- ・特別支援学校の卒業後、サークル活動等で余暇活動や生涯学習等の場を設けて欲しい。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

- ・障害特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動や文化芸術活動の場や機会の充実
- ・障害特性や心身の状態、希望に応じたスポーツ環境の整備

7) 区民の理解と共感の醸成

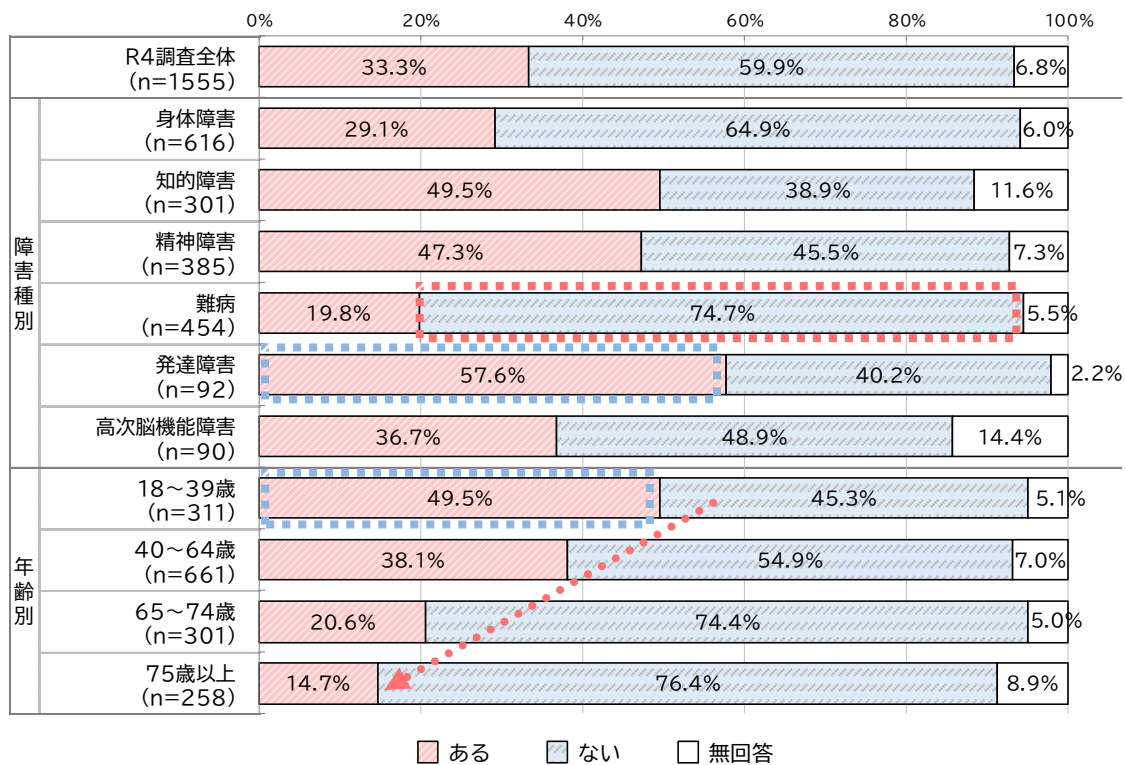
① 差別経験の有無

<障害者調査 問39>

差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が59.9%、「ある」が33.3%となっています。

障害種別ごとにみると、「ある」は発達障害で57.6%と他の障害種別と比較して高くなっています。一方、「ない」は難病で74.7%と他の障害種別と比較して高くなっています。

年齢ごとにみると、「ある」は18～39歳で49.5%と他の年齢と比較して高くなっており、若い年齢ほど経験率が高くなっています。

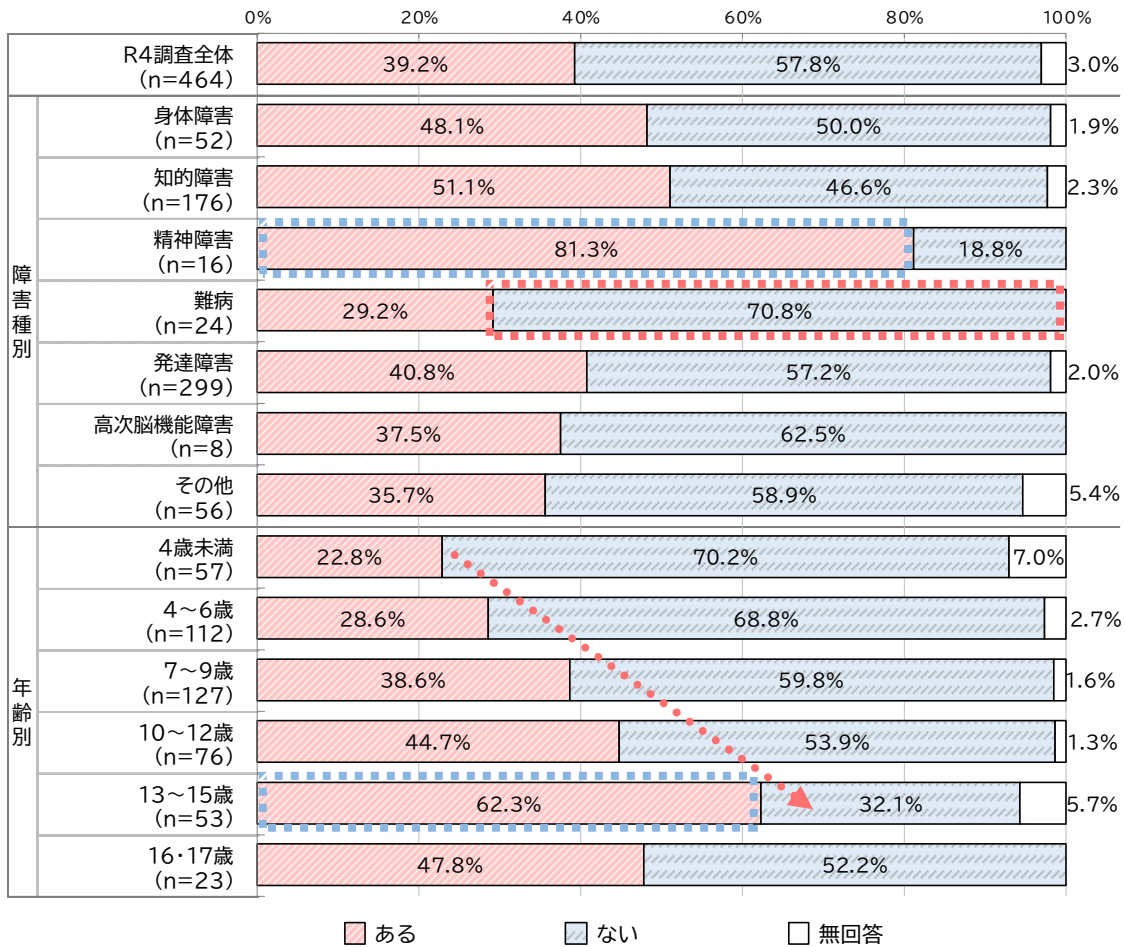


<障害児調査 問34>

差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が57.8%、「ある」が39.2%となっています。

障害種別ごとにみると、「ある」は発達障害で81.3%と他の障害種別と比較して高くなっています。一方、「ない」は難病で70.8%と他の障害種別と比較して高くなっています。

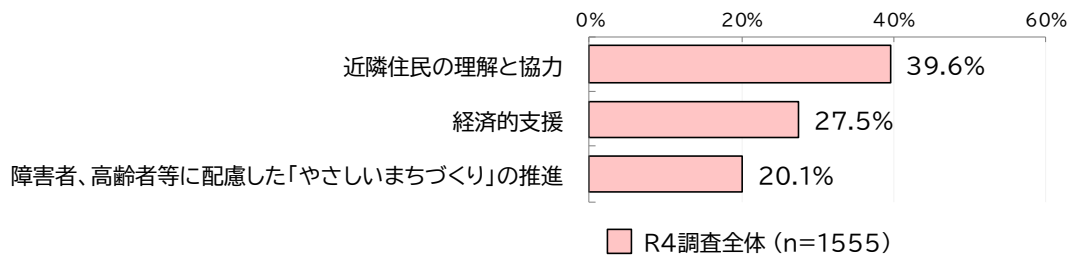
年齢ごとにみると、「ある」は13～15歳で62.3%と他の年齢と比較して高くなっており、13～15歳まで年齢が上がるにつれて「ある」が高くなっています。



② 共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えること

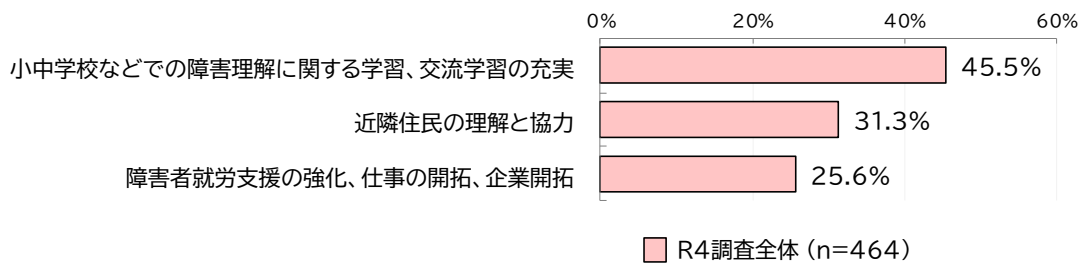
<障害者調査 問52>

共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「近隣住民の理解と協力」が39.6%と最も高く、次いで「経済的支援」が27.5%、「障害者、高齢者等に配慮した「やさしいまちづくり」の推進」が20.1%となっています。



<障害児調査 問47>

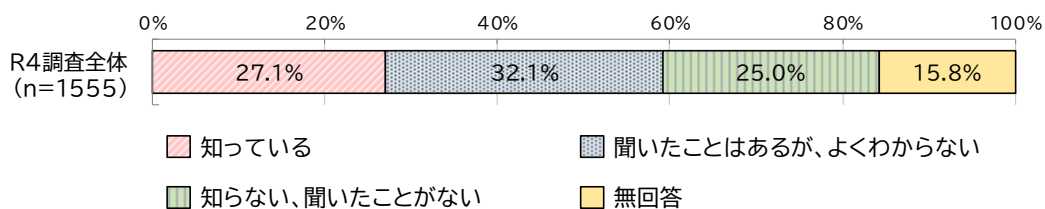
共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実」が45.5%と最も高く、次いで「近隣住民の理解と協力」が31.3%、「障害者就労支援の強化、仕事の開拓、企業開拓」が25.6%となっています。



③ 成年後見制度の認知度

<障害者調査 問54ア)>

成年後見制度について、令和4年調査全体では「聞いたことはあるが、よくわからない」が32.1%、「知っている」が27.1%、「知らない、聞いたことがない」が25.0%となっています。



④ 区の区民の理解・共感の醸成・促進に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問7>

区の区民の理解・共感の醸成・促進に関する施策に対して感じている課題や改善策について、障害に対する地域の理解を求める意見や地域や学校で福祉について学ぶ場を設けることを求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|--|
| ・ 2025年にデフリンピックが東京で開催される。それまでに聴覚障害の理解を求める。 |
| ・ コロナ禍で外出機会が減ったせいか、障害のある人に対して暴言を吐く人が増えた印象を受ける。 |
| ・ 学習会や勉強会の参加者は、保護者や支援者が中心になるため、どのようにして地域の人に参加してもらい、知っていただく機会をつくっていくことは難しい課題であると思うが、多くの場をつくる必要があると思う。 |
| ・ 学校教育の中でも福祉教育を進めて欲しい。保護者も理解を深めて欲しい。 |

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

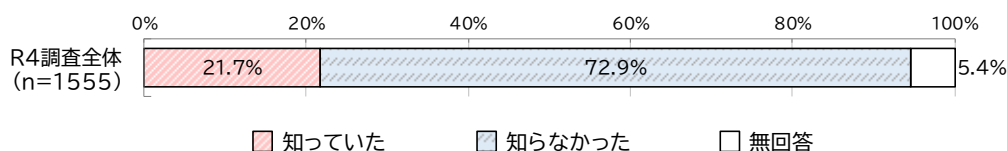
- ・ 学校や地域における障害理解を深める場や機会の充実
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・ 障害者権利擁護（虐待防止・差別解消）に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発

8) 安全・安心な地域生活環境の整備

① 避難行動要支援者名簿の認知度

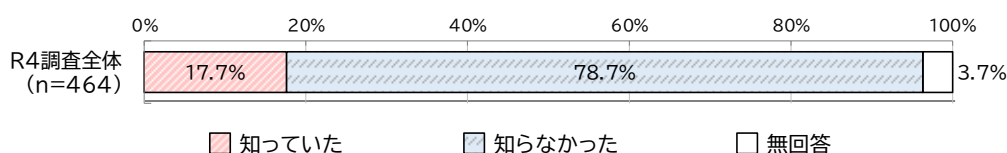
<障害者調査 問32>

「避難行動要支援者名簿」を知っていたかについて、令和4年調査全体では「知らなかった」が72.9%、「知っていた」が21.7%となっています。



<障害児調査 問27>

「避難行動要支援者名簿」を知っていたかについて、令和4年調査全体では「知らなかった」が78.7%、「知っていた」が17.7%となっています。



② 地域の防災訓練に参加したくない理由

<障害者調査 問33-1>

| 主な内容 | 件数 |
|----------------|-----|
| 面倒だから。 | 20件 |
| 人と関わりたくないから。 | 12件 |
| 時間がない、余裕がないから。 | 7件 |
| 歩けないから。 | 7件 |
| 人と関わることが苦手だから。 | 6件 |

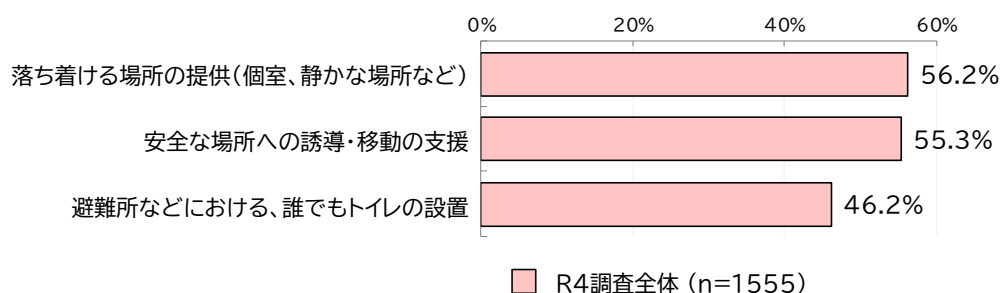
<障害児調査 問28-1>

| 主な内容 | 件数 |
|-----------------|-----|
| 忙しい、時間がないから。 | 10件 |
| 面倒だから(人付き合いなど)。 | 8件 |
| 迷惑をかけてしまうから。 | 4件 |
| 人の目が気になるから。 | 3件 |

③ 災害時に必要な支援

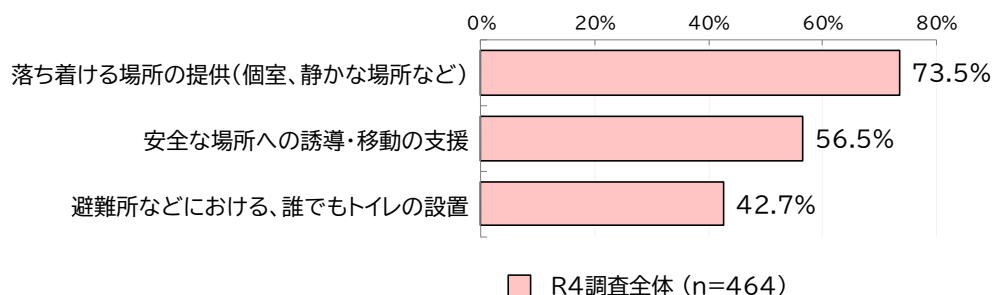
<障害者調査 問34>

災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供(個室、静かな場所など)」が56.2%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が55.3%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が46.2%となっています。



<障害児調査 問29>

災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供（個室、静かな場所など）」が73.5%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が56.5%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が42.7%となっています。



④ 区の地域生活環境整備に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問8>

区の地域生活環境整備に関する施策に対して感じている課題や改善策について、福祉避難所の充実を求める意見や個別避難計画の策定を求める意見、災害時の医療的ケア児・者に対する支援を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|---|
| ・ 行動や発声などで迷惑をかけるため、障害者だけの避難所を用意して欲しい。 |
| ・ 慣れている場所のほうが落ち着けるため、日中に災害が起きた時は避難所ではなく作業所で避難できるようにして欲しい。 |
| ・ 避難所に様々な理由で避難できないとあきらめる障害者やその家族に、安心して避難できるような避難計画を作り周知して欲しい。区の職員だけや自治体、町内会だけでなく、当事者と一緒に計画を作っていく取組が必要である。 |
| ・ 停電時に医療的ケア児・者の命をつなぐための電源確保、発電機購入の補助、体不自由児者や重度重複児者の避難に必要な器具の準備をお願いしたい。 |
| ・ 地域生活を送る上での被災時の支援環境について課題と感じる。福祉避難所に求められる機能や、規模など、誰が詰めていくのか、整えていくのか明確になるだけでも進むと思われる。 |

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

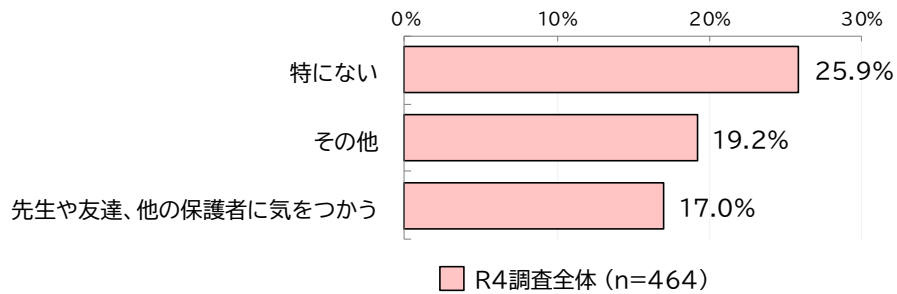
- ・ 避難行動要支援者制度に関する周知
- ・ 障害特性に応じた個別避難計画の策定、福祉避難所の設置拡充
- ・ 災害時の支援に関する地域における障害理解への啓発

9) 配慮を必要とするこどもに対する教育・療育

① 学校生活において心配している／困っていること

<障害児調査 問10(1)>

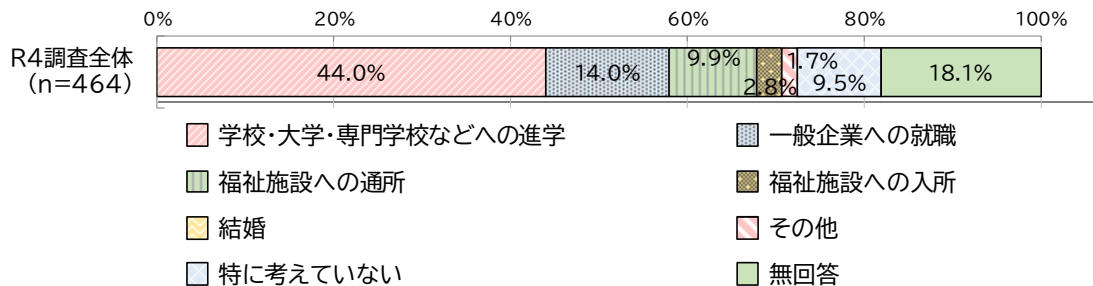
学校生活において保護者の方が心配していることや困っていることについて、令和4年調査全体では「特にない」が25.9%と最も高く、次いで「その他」が19.2%、「先生や友達、他の保護者に気をつかう」が17.0%となっています。



② こどもが18歳になった時の希望

<障害児調査 問57>

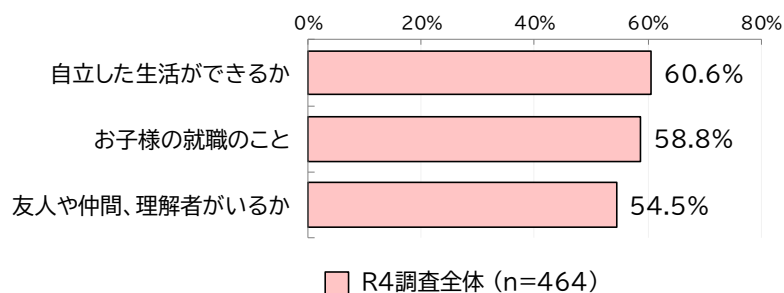
主な介護者が、本人の気持ちになって思う18歳になった時の希望について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「学校・大学・専門学校などへの進学」が44.0%と最も高く、次いで「一般企業への就職」が14.0%、「福祉施設への通所」が9.9%となっています。



③ 将来について不安に思うこと

<障害児調査 問58>

主な介護者が、こどもの将来のことで不安に思うことについて、令和4年調査全体では「自立した生活ができるか」が60.6%と最も高く、次いで「お子様の就職のこと」が58.8%、「友人や仲間、理解者がいるか」が54.5%となっています。



④ 区の配慮を必要とするこどもに対する教育・療育に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問9>

区の配慮を必要とするこどもに対する教育・療育に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療的ケア児に対する支援の充実を求める意見や切れ目のない支援の充実を求める意見、教職員に対する障害理解の周知を求める意見等がありました。

| 主な内容 |
|--|
| ・ 障害のあるこどもの親に対する支援が肝になるケースも多いように感じる。 |
| ・ 障害のあるこどもの通所支援や相談支援において、障害のあるこどもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かな支援をこれからもお願いしたい。 |
| ・ 通級になじめない中で、支援級に行くほどでもないこどもが1年以上登校できない状況が続いているケースがある。 |
| ・ 医療的ケア児の看護を行う看護師の確保をして欲しい。 |
| ・ きっずクラブは小学生までが対象であるため、障害のあるこどもが中学校に上がるタイミングで親が離職せざるを得ないケースもある。必要な支援が途切れない仕組みが急務と考える。 |
| ・ 通級指導者と担任の先生、スクールカウンセラー、保護者の共通理解が必要である。通級指導者とスクールカウンセラーの来校日が異なるので、半期に一度は顔を合わせる機会を設定して欲しい。 |
| ・ 障害のあるこどもの家族に対して、継続したケアとつながりを持てる場を提供して欲しい。 |
| ・ 先生に対する研修を充実させ、正しい理解のもと教育を受けられるようにして欲しい。 |
| ・ 保育園等訪問支援を充実して保育園・幼稚園・学校の支援を丁寧に行って欲しい。 |
| ・ 外国籍のこどもが通所することが多くなった。日本語が分からない人が通所された場合、通訳者の派遣等を検討して欲しい。 |
| ・ 配慮を必要とするこどもの人数は多く、その配慮の内容も多岐に渡る。行政内での横の連携は、会議を通して実施されているが、こども一人ひとりの安心した健やかな育ちに向けて、情報共有や役割分担、他方向の支援活用等における一層の連携を望む。 |



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

- ・ 一人ひとりの個性や特性に応じた教育の充実
- ・ 教育現場における障害への理解促進
- ・ 接続期や学校卒業後における切れ目のない支援体制の構築



第 3 章

計画の基本理念・基本目標



1 基本理念

障害者基本法第1条に規定されている目的、障害者総合支援法第1条の2に掲げられた基本理念を受け、江東区では以下の3つの基本理念として掲げます。

・ 共生社会の実現

障害のある人もない人も、誰もが多様性を認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重し、地域社会の一員としてつながりをもって暮らすことができる共生社会を目指します。

・ 障害者の自立支援

障害のある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援します。

・ 安心して暮らせる社会の実現

障害の内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本目標1 ともに支えあう地域社会の構築

基本目標2 自立した生活を支える支援の充実

基本目標3 就労と社会参加の推進

基本目標4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実

基本目標5 安心して暮らすことのできる環境の整備

3 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の柱 | 施策 | |
|----------------|---------------------------|--------------------------|---|-----------------------------------|
| 共生社会の実現 | 1 ともに支えあう地域社会の構築 | 1 共生の基盤づくりの推進 | (1) 障害理解の促進 (2) 障害理解のための教育の充実 (3) 地域の支えあいの推進 | |
| | | 2 相談・コミュニケーション支援の充実 | (1) 相談支援及び権利擁護体制の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上 (3) 意思疎通支援の充実 | |
| | 2 自立した生活を支える支援の充実 | 1 生活を支えるサービスの充実 | (1) 日常生活の支援の充実 (2) 経済的な支援の充実 (3) 家族・介護者支援の充実 (4) 福祉サービスの質の向上 | |
| | | 2 保健・医療の充実 | (1) 保健サービスの充実 (2) 医療サービスの充実 | |
| | 障害者の自立支援 | 3 就労と社会参加の推進 | 1 雇用・就労の促進 | (1) 就労支援の充実 (2) 就労等の活躍の場の拡大 |
| | | | 2 地域における社会参加の充実 | (1) 文化芸術・余暇活動の充実 (2) スポーツ活動の充実 |
| 安心して暮らせる社会の実現 | 4 配慮を必要とする子どもとその家族への支援の充実 | 1 ニーズを踏まえた支援の充実 | (1) 障害の早期発見・早期支援の充実 (2) 障害特性に応じた支援体制の充実 | |
| | | 2 ライフステージに応じた支援の充実 | (1) 療育・保育・就学前教育の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 (3) 放課後の居場所づくりの推進 | |
| | 5 安心して暮らすことのできる環境の整備 | 1 安全・安心な生活環境の確保 | (1) 防災・防犯対策の推進 | |
| 2 やさしいまちづくりの推進 | | (1) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進 | | |



第 4 章

障害者福祉施策の方向と展開 【江東区障害者計画】



基本目標 1 ともに支えあう地域社会の構築

区民をはじめ、福祉・保健・医療・教育関係者、企業等の障害に対する知識と理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取組みを推進することで、障害のあるなしに関わらず、多様性を認め、誰も孤立させない、そして排除しない、誰にとっても選択肢のある寛容な包摂社会の実現を目指します。

<主な成果指標>

| 成果指標名 | 現状値 (R4) | 目標値 (R10) |
|-------------------|----------|-----------|
| 江東区に住み続けたいと思う人の割合 | 76.2% | 90.0% |

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 共生の基盤づくりの推進

<施策の方向性>

令和4年度の江東区障害者実態調査では、共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、障害者調査は「近隣住民の理解と協力」が約4割、障害児調査では「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実」が約5割と、ともに最も高い回答となりました。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。

障害者が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取組みが不可欠です。障害理解を深めるための啓発・広報活動や教育、障害者差別解消法に関する啓発・広報活動をさらに推進し、障害のある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けて取組みを進めていきます。

あわせて、障害者が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送れるように、近隣住民との日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実に努めます。

(1) 障害理解の促進

障害への理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「精神保健福祉普及運動」（10月）など、国のスケジュールに合わせて、区における啓発・広報活動を推進します。また、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の周知を図り、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

① 障害者施策等の啓発・広報

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 1 | 区報・ホームページによる実施事業の紹介 [障害者施策課・障害者支援課] | ●区報や区のホームページに、障害者施策として行っている事業などを掲載します。 | | |
| 2 | 障害者福祉のてびきの発行 [障害者支援課] | ●障害者が利用できるサービスを広くまとめた冊子を作成・発行します。 | | |
| 3 | 障害者週間等における啓発・広報活動の推進 [障害者施策課] | ●障害への理解を深めるため、「障害者週間」、「障害者雇用促進月間」、「人権週間」、「精神保健福祉普及運動」などに合わせて、啓発・広報活動を推進します。 | | |
| 4 | 障害者の虐待防止や啓発・広報活動の推進 [障害者支援課] | ●障害者の尊厳を害し、自立と社会参加を妨げる虐待の未然防止と早期発見のため、障害者虐待防止センターを中心に啓発・広報活動を推進します。 | | |
| | | パンフレットの配布 | 実施 | 継続 |
| 5 | 障害者差別解消法の啓発・広報活動の推進 [障害者施策課] | ●誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定めた障害者差別解消法の啓発・広報活動を推進します。 | | |
| | | パンフレットの配布 | 実施 | 継続 |
| 6 | 事業者向け障害理解研修 [障害者施策課] | ●区内事業者を対象に研修を実施することにより、障害理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に関する啓発を行います。 | | |
| | | 参加者数 | — | 新規 |
| 7 | 障害者雇用に関する関係機関の取組周知 [障害者支援課] | ●東京しごと財団が実施する、障害者雇用への理解や雇用拡大にかかる事業について、企業に周知します。 | | |

② 障害者施策等について学ぶ場の設置

障害者福祉大会や各種講演会を通じて、地域住民との交流を図るとともに、障害についての正しい知識と理解の普及を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 8 | 障害者福祉大会の開催 [障害者施策課] | ●芸能等の催しを通じて、障害者とその家族、地域住民にレクリエーションや交流の場を提供します。 | | |
| | | 大会の開催 | 1回 | 継続 |
| 9 | 精神保健講演会 [保健予防課] | ●精神保健についての正しい知識と精神障害者への理解を得る啓発活動の一環として、精神保健講演会を保健相談所で実施します。 | | |
| | | 講演会の開催 | 4回 | 継続 |
| 10 | 難病講演会 [保健予防課] | ●難病患者及び家族を対象に、病気に対する正しい知識、療養のあり方などの理解を深めてもらうため、専門医による講演会を保健相談所で実施します。 | | |
| | | 講演会の開催 | 3回 | 継続 |

（2）障害理解のための教育の充実

学校教育、生涯学習の場で福祉に関わるテーマの学習会等を開催するなど、福祉教育プログラム等を通じて、障害への理解を深めるとともに、福祉の心や実践力の育成を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------|---|------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 11 | 福祉教育の推進 [指導室・障害者施策課] | ●福祉の心を醸成し、福祉活動を活発にするため、学校教育等の場で、福祉に関わるテーマでの学習会や福祉施設等での職場体験を実施するほか、広報活動を推進します。 | | |
| | | 学習会や福祉施設等での職場体験の実施 | 小学校45校 中学校23校 義務教育学校1校 | 継続 |
| 12 | 区職員に対する福祉施設体験学習 [職員課] | ●区職員の研修メニューの中に、福祉施設での体験学習を取り入れます。 | | |
| | | 体験学習の実施 | 受講者数22名 受入10施設 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------|--|----------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 13 | 家庭教育学級事業 [地域教育課] | ●幼児から中学生のこどもを持つ保護者を対象とし、こどもの成長・発達、親の対応を学ぶ講座を実施します。 | | |
| | | 講座の実施 | 実施 | 継続 |
| 14 | ユニバーサルデザイン推進事業 [都市計画課] | ●江東区長期計画に位置づけられた、ユニバーサルデザインの視点により、年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるようにするため、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進します。 | | |
| | | ●ユニバーサルデザインの意識啓発を図ることを目的に、区民等が参加するワークショップを開催するとともに、若年層に向けては区立学校の4年生児童を対象とした出前講座を障害当事者やその介助者等で構成するやさしいまちづくり相談員と協働して開催します。 | | |
| | | ワークショップ、出前講座の開催 | 実施 | 継続 |
| 15 | 児童・生徒のボランティア福祉体験学習 [社会福祉協議会] | ●区内の小学生から高校生を対象に、福祉・災害関係等のボランティア活動をしている方々の体験談や障害者のお話、高齢者疑似体験等の学習機会を設け、他者の気持ちを理解し、相手を思いやる心、互助の気持ちとボランティア意識を育みます。 | | |
| | | 参加者数 | 延べ1,315名 | 継続 |

(3) 地域の支えあいの推進

① 地域の支えあい活動の構築

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉協議会の地域拠点やサロン活動を通じて、地域で支えあえる体制を構築します。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 16 | 地域拠点事業 [社会福祉協議会] | ●地域福祉コーディネーターが常駐した身近な相談窓口となる地域拠点を設け、アウトリーチ活動の強化を図ります。 | | |
| | | 新規相談件数 | — | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 17 | ふれあいいいききサロン事業 〔社会福祉協議会〕 | ●孤立防止を目的に高齢者や障害者、子育て中の親子や外国人等を囲んで住民同士が集う仲間づくりの場としてのサロン活動に対し、その活動費の一部を助成します。 | | |
| | | 登録サロン数 | 123サロン | 継続 |
| 18 | 地域交流活動促進事業 〔社会福祉協議会〕 | ●誰もが集う地域の居場所として、区内5地域で「社協カフェみんなの居場所」を開催し、地域課題の発見、住民とのつながりづくり、福祉情報の提供などを行います。 | | |
| | | 開催数 | 24回 | 継続 |

② ボランティアの養成・活動の促進

「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を中心として、区民のボランティア活動を促進し、あわせて障害と障害者に対する理解と共感をさらに深めていきます。

また、障害者の生活の様々な場面で支援を行うことができる各種ボランティアの養成・人材確保及び活動促進に努めていきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------------|--|--------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 19 | 江東区ボランティア・地域貢献活動センターの運営 〔社会福祉協議会〕 | ●ボランティア活動の相談、コーディネート、ボランティア登録、ボランティア養成等を実施します。 | | |
| | | ボランティアの養成 | 個人2,477名 団体76団体 | 充実 |
| 20 | 手話通訳者の養成 〔障害者施策課〕 | ●聴覚障害者のために手話通訳のできる人を養成します。 | | |
| | | 手話通訳者の養成 | 手話通訳者数 52名 | 継続 |
| 21 | 音訳者養成講座 〔江東図書館〕 | ●視覚障害などのため、通常の活字資料の利用が困難な方に、図書館資料を音声化するサービスを行う「音訳者」を養成するため、講座を開催し、講座修了後は図書館に登録し、音訳者として活動します。 また、音訳者に登録した後も、音訳者としての技術をレベルアップさせるため上級講座を開催します。 | | |
| | | 講座回数・参加者数 | 全23回・459人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------------|---|----------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 22 | 夏体験ボランティア 〔社会福祉協議会〕 | ●区内在住または在学の中学生以上を対象に、日頃、学校等では体験できない現場での福祉活動から、様々な経験をすることで今後のボランティア活動のきっかけとなるよう支援します。 | | |
| | | 参加者数 | 61人 | 継続 |
| 15 | 児童・生徒のボランティア福祉体験学習（再掲） 〔社会福祉協議会〕 | ●区内の小学生から高校生を対象に、福祉・災害関係等のボランティア活動をしている方々の体験談や障害者のお話、高齢者疑似体験等の学習機会を設け、他者の気持ちを理解し、相手を思いやる心、互助の気持ちとボランティア意識を育みます。 | | |
| | | 参加者数 | 延べ1,315名 | 継続 |
| 23 | ホームヘルプサービス（ふれあいサービス） 〔社会福祉協議会〕 | ●区民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるよう、地域の方々のご協力を得て家事・介護などのお手伝いを有償のボランティア活動で実施します。 | | |
| | | サポーター活動延べ数 | 5,168名 | 継続 |

2 相談・コミュニケーション支援の充実

<施策の方向性>

障害者やその家族等が安心して地域で生活するために、身近なところで相談ができ、適切な支援が受けられる相談支援体制を充実させることが求められています。障害種別や障害者の置かれた状況に応じた各種相談窓口において、個々のニーズにあった支援を提供するために、利用者中心の考え方による相談支援の充実を図るとともに、さらなる利便性向上のための取組みを進めます。さらに、令和7年度に地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置し、困難事例等に関する相談・助言、関係機関への連携等を行っていきます。

また、判断能力が十分ではない障害者やその家族等が地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護センターを中核機関に位置づけ、地域連携ネットワークを運営していくなど、権利擁護体制の充実を図ります。

令和4年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、障害特性に対応した情報提供体制の充実等について定められました。視覚障害者向けの点字や音声情報の提供、聴覚障害者向けの手話や文字情報の提供、失語症者向け意思疎通支援者派遣のほか、ICT機器の活用等により、障害者が情報を取得及び利用できる環境を充実させます。障害特性に応じたコミュニケーション手段の充実により意思疎通を促進することで、障害者の自立と社会参加を支援していきます。

(1) 相談支援及び権利擁護体制の充実

① 身近な相談支援の充実

障害者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた適切なサービスにつなげられるよう、基幹相談支援センターの整備をはじめ、地域における相談支援体制の充実を図ります。

また、地域自立支援協議会において個別事例を通じて明らかとなった課題に関する提言について、解決に向けた取組みの実現に努めます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------|--|---------------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 24 | 相談支援 [障害者施策課・ 障害者支援課] | ●障害者支援課や特定相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員が相談支援活動を行います。 | | |
| | | 特定相談事業所利用者数 | 2,454人 | 継続 |
| 25 | 精神保健相談 [保健予防課] | ●保健相談所で一般精神、思春期、酒害、高齢期に分けて実施します。 | | |
| | | 相談回数 | 一般精神83回 思春期60回 酒害96回 高齢精神26回 | 継続 |
| 26 | 難病療養相談 [保健予防課] | ●難病で治療中または難病の疑いをもって心配している方及びその家族を対象に、患者・家族の療養環境の整備改善のために、専門医、医師会医師、理学療法士、保健師等が医療相談を行います。 | | |
| | | ①医療相談回数 ②延べ利用者数 | ①42回 ②38人 | 継続 |
| 27 | 障害者虐待防止センター [障害者支援課] | ●障害者虐待防止センターにおいて、障害者への虐待に関する通報・届出に基づき調査を実施します。 | | |
| | | 虐待通報件数 | 28件 | 継続 |
| 28 | 障害を理由とする差別の相談 [障害者施策課] | ●障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別に関する相談を実施します。 | | |
| | | 相談件数 | 4件 | 充実 |
| 29 | 地域自立支援協議会 [障害者施策課] | ●相談支援体制をはじめとする福祉サービスの連携や支援体制に関して協議する協議会を設置し、障害児・者が地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。 | | |
| | | 協議会の開催 | 2回 | 充実 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 30 | 障害者差別解消支援地域協議会 [障害者施策課] | ●相談体制や紛争解決体制の整備など、関連する様々な取組みを総合的に展開するために協議します。 | | |
| | | 協議会の開催 | 2回 | 継続 |
| 31 | 基幹相談支援センターの整備 [障害者施策課] | ●地域において気軽に相談できる総合窓口として、困難事例の解決に関係機関と連携して取り組むといった、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の整備を推進します。 | | |
| | | 整備 | — | 充実 |

② 権利擁護体制の充実

障害があっても、尊厳のある本人らしい生活が継続することができるよう、「江東区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護体制の充実を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|---|--------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 32 | 成年後見制度利用支援 [地域ケア推進課] | ●知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方を保護する制度の利用に対して助成します。同制度を希望する低所得者を対象として、申立てに要する費用や後見人報酬を助成します。 | | |
| | | 費用等の助成 | 知的障害者9件 精神障害者6件 | 継続 |
| 33 | 権利擁護センター「あんしん江東」 [地域ケア推進課] | ●日常生活に不安のある障害者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用などを支援します。地域連携ネットワークの中核機関が地域の権利擁護支援の軸となって、被後見人及び後見人や医療、福祉などの関係者から成る支援チームをバックアップしていきます。 | | |
| | | ①相談件数 ②相談回数 | ①一般相談10,724件 ②専門相談51回 | 継続 |
| 34 | 市民後見人養成 [地域ケア推進課] | ●親族や専門職（弁護士等）以外で、後見業務を担う「市民後見人」の候補者を、区・権利擁護センターが共同して養成します。 | | |
| | | ①講座回数 ②受講者数 | ①2回 ②10名 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 35 | 日常生活自立支援事業 〔社会福祉協議会〕 | ●福祉サービスの利用や日常的金銭管理などが1人では困難な方に援助を行います。 | | |
| | | 契約件数 | 123件 | 継続 |

（２）情報アクセシビリティの向上

① 情報提供の充実

障害があっても必要とする情報に簡単にアクセスし、利用できることを目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の考えに則り、視覚障害者のための点字広報、聴覚障害者のための文字情報など、それぞれの障害特性に配慮した情報提供手段を充実していきます。

《視覚障害者対象サービス》

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------------|--|--|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 36 | ホームページアクセシビリティチェック作業者の配置 〔広報広聴課〕 | ●広報広聴課に区公式ホームページのウェブアクセシビリティをチェックする常駐の作業者を配置します。 | | |
| | | アクセシビリティ改善ページ数 | — | 新規 |
| 37 | 点字広報と声の広報 〔広報広聴課〕 | ●区報の点字版、デージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。毎月1・11・21日及び特集号を発行します。 | | |
| | | 発行号数 | 38号 | 継続 |
| 38 | 声の区議会だより 〔区議会事務局〕 | ●区議会だよりのデージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。 | | |
| | | ①デージー版作成数 ②CD版作成数 | ①定例号1枚×4回 臨時・新年号1枚×2回 ②定例号2枚×4回 臨時・新年号1枚×2回 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------|--|---------------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 39 | 音声版ハザードマップ [河川公園課] | ●水害ハザードマップのデージー版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。 | | |
| 40 | 点字・音訳による選挙のお知らせ [選挙管理委員会事務局] | ●視覚障害者で希望される方へ点字、音訳による「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。 | | |
| | | 郵送件数 | 点字版18人 音訳版57人 点字シール付投票所入場整理券31人 | 継続 |
| 41 | 点訳等サービス [障害者施策課] | ●日常生活上必要とする情報の点訳、墨訳（点字を文字に訳す）または対面朗読のサービスを行います。 | | |
| | | 点訳・墨訳件数 | 60件 | 継続 |
| 42 | 点訳サービス [江東図書館] | ●視覚障害者を対象に資料を点訳します。 | | |
| | | 点訳件数 | 5件 | 継続 |
| 43 | 代筆・代読支援者派遣 [障害者施策課] | ●視覚障害者の生活支援と社会参加を促進するため、自宅に支援者を派遣し、代筆・代読支援を行います。 | | |
| | | 派遣件数 | — | 新規 |
| 44 | 対面朗読サービス [江東図書館] | ●活字で書かれた資料を読むことが困難な方たちのために、図書館から依頼した音訳者が対面で資料を読むサービスを行います。 | | |
| | | 対面朗読サービス件数 | 149人 | 継続 |
| 45 | 録音図書作成 [江東図書館] | ●図書等の墨字資料を、CDに録音して録音図書を作成します。 | | |
| | | 作成タイトル数 | 39タイトル | 継続 |
| 46 | 録音図書等の貸出 [江東図書館] | ●録音図書（音声DAISY、マルチメディアデージー）・点字図書・市販CD・カセットテープを、郵送にて貸出します。 | | |
| | | ●電子図書館で、音声読み上げや文字の拡大、画面の色変更に対応したコンテンツを貸出します。 | | |
| | | 貸出件数 | 2,440件 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------|---|----------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 47 | 声の新刊案内 [江東図書館] | ●図書館で新たに購入した図書・CD・カセットテープ、全国の図書館で新しく作成した録音・点字図書の案内を録音し、郵送してお知らせします。 | | |
| | | お知らせ回数等 | 4種類22回発行 | 継続 |
| 48 | 点字図書の給付 [障害者支援課] | ●点字図書を一般図書価格相当額で給付します。 | | |
| | | 給付件数 | 1件 | 継続 |
| 49 | 大活字本の貸出 [江東図書館] | ●視力障害者や高齢者のために、一般より大きめの活字で印刷された図書を貸出します。 | | |
| | | 貸出冊数 | 15,111冊 | 継続 |

《聴覚障害者対象サービス》

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------------|--|----------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 50 | 手話通訳者・要約 筆記者の派遣 [障害者施策課] | ●区が主催する説明会に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障害者へ情報を伝達します。 | | |
| | | 派遣件数 | 手話通訳者214件 要約筆記者4件 | 継続 |
| 51 | 図書館予約資料到着のメール・FAXによる通知 [江東図書館] | ●図書館資料をインターネット予約した方に、メールやFAXで、予約資料の取置きについて通知します。 | | |
| 52 | 字幕付ビデオ・DVDの貸出 [江東図書館] | ●図書館にて、日本語字幕付の邦画ビデオ、字幕表示機能付DVDを貸出します。 | | |
| 53 | こうとう安全安心メール [危機管理課] | ●携帯電話またはパソコンから事前登録していただき、江東区内の不審者情報や、ひったくり、空き巣、振り込め詐欺等の各種防犯対策情報や、地震等の災害、各種気象警報、区からの防災情報等をメールにて配信します。 | | |
| | | 登録者数 | 32,568人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---|--|----------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 54 | 区議会本会議場等におけるヒアリンググループ・モニターの設置 [区議会事務局] | ●聴覚障害者等への配慮の一環として、区議会本会議場及び委員会室の傍聴席にヒアリンググループを設置するとともに、貸出用補聴器を配備しています。 また、区議会本会議場の傍聴席に音声認識システム（モニター）を設置します。 | | |
| | | 稼働回数 | 定例会4回 臨時会2回 | 継続 |

② 情報通信機器の活用促進

I C T技術を最大限活用し、障害者が様々な情報を受信し、さらに障害者からの情報発信を促進するため、研修会や講習会の開催により、情報活用能力の開発、障害者向け情報通信機器の普及などを進めます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------|---|---|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 55 | 心身障害者日常生活用具給付等 [障害者支援課] | ●障害者向け情報通信機器として、福祉電話の貸与やF A X、視覚障害者用ポータブルレコーダーを給付します。 | | |
| | | 給付件数 | 33件 | 継続 |
| 56 | 障害者向けパソコン講習会 [障害者施策課] | ●障害者向けのパソコン講習会を開催します。 | | |
| | | パソコン講習会の開催 | 障害者福祉センター年24回、延べ44人 地域活動支援センター年158回、延べ836人 | 継続 |
| 57 | 拡大読書器・音声拡大読書器の設置 [江東図書館] | ●通常の活字資料の利用が困難な方に、文字を拡大する機器、文字を音声で読み上げる機器を図書館内に設置し、資料の利用を促進します。 | | |
| | | 設置数 | 各1台 | 継続 |

(3) 意思疎通支援の充実

知的障害のある方、聴覚障害のある方、相手に意思を伝えることが難しい方の意思疎通支援としてのコミュニケーションハンドブックの配布や、聴覚または音声言語機能に障害のある人が参加する会議等への手話通訳者や要約筆記者の派遣、視覚障害者への音声による表現、点字への翻訳など、障害のある人とない人との相互のコミュニケーションの充実を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------|--|----------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 58 | 手話通訳者派遣 [障害者施策課] | ●聴覚障害者または言語障害者、身体障害者団体に手話通訳者を派遣します。 | | |
| | | 派遣件数 | 1,908件 | 充実 |
| 59 | 要約筆記者派遣 [障害者施策課] | ●聴覚障害者等に要約筆記者を派遣します。 | | |
| | | 派遣件数 | 42件 広域派遣13件 | 継続 |
| 60 | 手話通訳者の窓口 配置 [障害者支援課] | ●区役所に手話通訳者を配置します。 ●手話通訳者不在時においては、多言語通訳クラウド端末により対応します。 | | |
| | | 配置人数 | 2名 | 継続 |
| 20 | 手話通訳者の養成 (再掲) [障害者施策課] | ●聴覚障害者のために手話通訳のできる人を養成します。 | | |
| | | 手話通訳者の養成 | 手話通訳者数 52人 | 継続 |
| 61 | 同行援護 [障害者支援課] | ●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。 | | |
| | | サービス量 (時間/月) | 2,956時間 | 継続 |
| 62 | 失語症者向け意思 疎通支援者派遣 [障害者施策課] | ●失語症者の自立と社会参加を支援するため、外出時や失語症者が参加する障害者団体の会合等へ意思疎通支援者を派遣します。 | | |
| | | 団体派遣件数 個人派遣件数 | - | 新規 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------------|-------|--|--------------------------------------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 63 | 投票所へのコミュニケーションボード等の設置 [選挙管理委員会事務局] | | ●選挙における全投票所に、発声が困難であっても指差しでコミュニケーションがとれるよう、投票所からの質問や依頼をイラストで表現したボードを設置します。 | ●選挙における全投票所に、候補者名等を記載するための点字器を配置します。 |
| 64 | 期日前投票所への手話通訳者の配置 [選挙管理委員会事務局] | | ●選挙における期日前投票所の一部に、手話通訳者を配置します。 | |

基本目標 2 自立した生活を支える支援の充実

障害者本人の意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での生活を支えるサービス等を充実するとともに、経済的な基盤への支援に取り組みます。

また、生涯に渡って健康を維持することができるよう、保健・医療サービスを拡充し、地域で安心して暮らすことができる仕組みの確立を目指します。

<主な成果指標>

| 成果指標名 | 現状値（R4） | 目標値（R10） |
|------------------|---------|----------|
| 利用している福祉サービスの満足度 | 36.0% | 50.0% |

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 生活を支えるサービスの充実

<施策の方向性>

自らの意思に基づき、住み慣れた地域で障害の種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができるよう、地域生活を支える福祉サービス等の充実や経済的な基盤への支援が求められています。

障害者の在宅生活や日中活動、移動に関わる支援など、生活の各場面に合わせたサービスの充実を図るほか、より良いサービスが提供されるよう、事業所への客観的な評価をはじめ、関係機関から構成される協議会からの意見を通じ、福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、利用者負担の軽減や各種手当等の給付などによる経済的負担の軽減や家族等介護者のレスパイトを中心としたサービスの拡充を図っていきます。

また、医療の発展に伴う障害者の高齢化が進むなか、障害者が「親亡き後」も地域で安心して心豊かに暮らせる環境の実現に向け、グループホームの整備推進のほか、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援といった課題に対応したサービスの提供体制の構築に取り組みます。

(1) 日常生活の支援の充実

障害者の地域生活を支援するため、法定の障害福祉サービスを適切に提供するとともに、区独自のサービスなどの充実に取り組んでいきます。

① 訪問系サービス

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------------|---|----------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 65 | 居宅介護(ホームヘルプ) [障害者支援課] | ●ホームヘルパーによる介護や家事など日常生活の支援を行います。 | | |
| | | サービス量(時間/月) | 10,060時間 | 継続 |
| 66 | 重度訪問介護 [障害者支援課] | ●重度の肢体不自由者や重度の知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方に、自宅で介助や外出時の移動支援を総合的に提供します。 | | |
| | | サービス量(時間/月) | 17,278時間 | 継続 |
| 67 | 重度障害者等包括支援 [障害者支援課] | ●常時介護が必要な重度障害者の方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 | | |
| | | サービス量(時間/月) | 0時間 | 継続 |
| 68 | 重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業 [障害者支援課] | ●在宅の重度障害者等に自宅でできるリハビリを実施してもらい、日常生活の保持、活動の増進を図ります。 | | |
| | | 利用者数 | 30人 | 継続 |
| 61 | 同行援護(再掲) [障害者支援課] | ●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。 | | |
| | | サービス量(時間/月) | 2,956時間 | 継続 |
| 69 | 行動援護 [障害者支援課] | ●知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方に、介助や外出時の移動中の介護などを行います。 | | |
| | | サービス量(時間/月) | 181時間 | 継続 |
| 70 | 重度脳性麻痺者介護 [障害者支援課] | ●20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者で単独で屋外活動が困難な方に、家族を介護人とした支援を行います。 | | |
| | | 利用者数 | 17人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------|--|--------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 71 | 在宅難病患者訪問 相談事業 [保健予防課] | ●在宅難病患者及びその家族が抱える療養上の問題に対し、理学療法士による訪問リハビリを行います。また、保健相談所の保健師等が訪問し、相談指導を実施します。 | | |
| | | 延べ訪問相談指導回数 | 看護師239回 理学療法士47回 保健師143回 | 継続 |
| 72 | 出張調髪サービス [障害者支援課] | ●重度の障害者で店舗での調髪ができない方に、出張調髪サービスを提供します。 | | |
| | | 利用者数 | 283人 | 継続 |
| 73 | 寝具乾燥消毒・水洗い [障害者支援課] | ●重度の障害者で寝たきり、または常時失禁状態の方に対し、寝具の乾燥消毒、汚れ落とし及び水洗いを行い、保健衛生の向上を図ります。 | | |
| | | 利用者数 | 49人 | 継続 |
| 74 | ごみ出しサポート 事業 [清掃事務所] | ●障害者や高齢者等で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない世帯を対象に戸別収集を実施します。 | | |
| | | 利用件数 | 869件 | 継続 |

② 日中活動系サービス

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------|--|----------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 75 | 生活介護 [障害者支援課] | ●常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動の機会を提供します。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 14,319人日 | 継続 |
| 76 | 療養介護 [障害者支援課] | ●医療及び常時介護が必要な方で、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供します。 | | |
| | | 利用者数（月） | 58人 | 継続 |
| 77 | 自立訓練 [障害者支援課] | ●訪問または通所により生活訓練や機能訓練の機会を提供します。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 生活訓練715人日 機能訓練6人日 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|---|--------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 78 | 地域活動支援センター [障害者施策課] | ●創作的活動または生産活動、社会との交流促進等の機会を提供します。 | | |
| | | 実施箇所数 | 4箇所 | 継続 |
| 79 | 障害者通所支援施設管理運営事業 [障害者施策課] | ●在宅の障害者及び特別支援学校の卒業生のための、社会的自立の促進を目的とした施設（区立）の管理運営を行います。 | | |
| | | 施設数 | 5箇所 | 継続 |
| 80 | 障害者日中活動系サービス推進事業 [障害者施策課] | ●良質な施設サービスの提供を確保するため、障害者総合支援法に定められた生活介護、自立訓練や就労移行・就労継続支援の障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等に事業の運営費の一部を補助。 | | |
| | | 助成対象施設数 | 31施設 | 継続 |
| 81 | 障害福祉サービス事業運営費助成 [障害者施策課] | ●良質な施設サービスの提供と施設の安定的な運営を確保するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を区内で運営する社会福祉法人等に対し、区で独自に運営費の一部を助成します。 | | |
| | | 助成対象箇所数 | 37箇所 | 継続 |
| 82 | 生活指導教室（デイケア） [保健予防課] | ●精神障害者がレクリエーション、スポーツ等を通して集団生活のルールを学び、生活リズムの確立を図り、社会参加の動機づけを行います。 | | |
| | | 生活指導教室実施回数 | 精神障害者199回 酒害96回 | 継続 |
| 83 | 精神障害者地域生活支援センター事業 [障害者施策課] | ●専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。 | | |
| | | 延べ利用者数 | 25,542人 | 継続 |

③ 居住系サービス

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|--|-------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 84 | 共同生活援助（グループホーム） 〔障害者支援課〕 | ●就労や作業所等を利用、または常時の支援が必要な身体・知的・精神障害者で、地域で共同生活を営む方に、夜間や休日に相談や日常生活の援助を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 485人 | 継続 |
| 85 | 施設入所支援 〔障害者支援課〕 | ●施設入所者を対象とした入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 276人 | 継続 |
| 86 | 精神障害者グループホーム等への助成 〔障害者支援課〕 | ●精神障害者グループホームへ運営費を助成します。 | | |
| | | 助成施設数 | 6施設 | 継続 |
| 87 | 障害者グループホーム家賃助成 〔障害者支援課〕 | ●知的障害または、身体障害のある方が、グループホームを利用する際に家賃助成を行います。 | | |
| | | 助成件数 | 延べ1,331件 | 継続 |
| 88 | 障害者グループホーム等整備事業 〔障害者施策課〕 | ●障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、共同生活を営む住居で日常生活支援を行う障害者グループホームの整備を推進します。 | | |
| | | 整備の推進 | — | 充実 |
| 89 | リバーハウス東砂 〔障害者施策課〕 | ●社会的自立意欲のある障害者に対して、生活の場を提供します。 | | |
| | | ①共同生活援助利用者数 ②短期入所契約者数、利用延べ人数 | ①7人 ②368人、466人 | 継続 |
| 90 | 心身障害者生活寮運営費助成 〔障害者施策課〕 | ●心身障害者の生活寮（グループホーム）運営費の助成を行います。 | | |
| | | 助成施設数 | 2施設 | 継続 |
| 91 | 自立生活援助 〔障害者支援課〕 | ●施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等に、居宅において自立した日常生活が営めるよう、定期的な訪問、相談対応により必要な援助を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 11人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------|--|--------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 92 | お部屋探しサポート 〔住宅課〕 | ●立ち退きや家賃過重等の理由から引越しをしなければならない障害者等の方のためにお部屋探しのサポートをします。不動産団体の会員が賃貸物件の空き室情報を案内します。 | | |
| | | ①申請件数 ②成約件数 | ①87件 ②15件 | 継続 |
| 93 | 居住サポート支援 〔障害者施策課〕 | ●単身生活を希望する障害者に対して、安心して自立した生活ができるように入居支援員を配置し、民間賃貸住宅等への入居支援及び定着支援を実施します。 | | |
| | | 入居支援員設置箇所数 | 2箇所 | 継続 |
| 94 | 身体障害者住宅設備改善給付 〔障害者支援課〕 | ●日常生活の利便を図るため、その障害者が居住する住宅の設備改善に要する費用を給付します。 | | |
| | | 給付件数 | 32件 | 継続 |
| 95 | 居住支援協議会 〔住宅課〕 | ●住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、関係団体と協議を行います。住宅情報の提供等の支援を実施します。 | | |
| | | 協議会の開催 | 1回 | 継続 |

④ 移動に関わる支援

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------------|--|---------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 96 | 移動支援 〔障害者支援課〕 | ●単独で屋外の移動が困難な障害のある方に、社会参加などに要する外出のための支援を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 787人 | 継続 |
| 61 | 同行援護（再掲） 〔障害者支援課〕 | ●視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、代筆・代読など外出先で必要な視覚的情報の支援等を実施します。 | | |
| | | サービス量（時間/月） | 2,956時間 | 継続 |
| 97 | 身体障害者補助犬の給付（都制度） 〔障害者支援課〕 | ●視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付します。 | | |
| | | 給付者数 | 1人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 98 | 自動車改造費助成 [障害者支援課] | ●重度肢体不自由者が就労等に伴い自動車を購入する場合に、自動車の改造費として133,900円を限度に助成します。 | | |
| | | 助成者数 | 3人 | 継続 |
| 99 | 自動車運転教習費助成 [障害者支援課] | ●障害者が自動車運転免許を取得する場合に、教習費の一部を助成します。 | | |
| | | 助成者数 | 7人 | 継続 |
| 100 | リフト付福祉タクシー運行 [障害者支援課] | ●一般の交通手段を利用することが困難な重度障害者等のため、車いすやストレッチャーに乗りながら乗降できるリフト付タクシーを運行します。 | | |
| | | 利用延人数 | 6,800人 | 継続 |
| 101 | 福祉タクシー利用支援 [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1級または視覚障害を含む1・2級、下肢・体幹機能障害を含む1～3級、愛の手帳1・2度の方に、タクシー利用券を配付します。 | | |
| | | 利用者数 | 6,245人 | 継続 |
| 102 | 自動車燃料費助成 [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1級または視覚障害を含む1・2級、下肢・体幹機能障害を含む1～3級、愛の手帳1・2度の方の日常生活に供される自動車に必要な燃料費の一部を助成します。 | | |
| | | 助成者数 | 480人 | 継続 |
| 103 | 都営交通無料乗車券の発行（都制度） [障害者支援課・保健予防課] | ●身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を発行します。 | | |
| | | 発行者数 | 2,892人 | 継続 |
| 104 | 有料道路障害者割引制度（国制度） [障害者支援課] | ●身体障害者手帳を持つ方が自ら運転する場合、または重度の身体障害者・知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に、有料道路を通行する際に利用する料金の割引を受け、移動の利便性を図ります。 | | |
| | | 割引件数 | 1,184件 | 継続 |
| 105 | ハンディキャブの貸出し [社会福祉協議会] | ●区内に在住し、日常的に車いすを使用している方（高齢者、障害者等）へ、車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車（ハンディキャブ）を貸出します。 | | |
| | | 貸出件数 | 103件 | 継続 |

⑤ 福祉用具

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------|---|-----------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 106 | 補装具費の支給 [障害者支援課] | ●身体障害者に補装具費を支給します。 | | |
| | | 支給件数 | 865件 | 継続 |
| 55 | 心身障害者日常生活用具給付等（再掲） [障害者支援課] | ●身体障害者・知的障害者・難病患者に日常生活用具を給付または貸与します。 | | |
| | | 支給件数 | 9,571件 | 継続 |
| 107 | 紙おむつの支給 [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で寝たきりまたは失禁状態の方に紙おむつを支給します。 | | |
| | | 助成者数 | 現物500人 現金34人 | 継続 |

（2）経済的な支援の充実

障害者の自立を経済的に支えるため、各種手当や年金の給付、利用者負担の軽減により、経済的負担を軽減します。

① 手当の給付

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 108 | 心身障害者（難病）福祉手当（区制度） [障害者支援課] | ●重度（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方）は月額15,500円、中程度（身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の方）は月額7,750円、難病（医療費助成対象者）の方は月額15,500円を支給します。施設に入所の方や所得制限を超える方等は支給できません。 | | |
| | | 受給者数 | 重度4,081人 中軽度1,899人 難病1,870人 | 継続 |
| 109 | 特別障害者手当（20歳以上の方）（国制度） [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1・2級程度の方、愛の手帳1・2度程度の方、これと同程度の疾病、精神障害の方（診断書により判定）に支給します。月額27,980円（令和5年度）。施設に入所の方や所得制限を超える方等は支給できません。 | | |
| | | 受給者数 | 509人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---|--|---------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 110 | 障害児福祉手当 (20歳未満の方) (国制度) [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1・2級程度の方、愛の手帳1・2度程度の方、これと同程度の精神障害、疾病の方(診断書等により判定)に支給します。月額15,220円(令和5年度)。施設に入所の方や所得制限を超える方は受給できません。 | | |
| | | 受給者数 | 183人 | 継続 |
| 111 | 重度心身障害者手当(都制度) [障害者支援課] | ●愛の手帳1・2度程度で著しい精神症状または障害者手帳2級程度以上の方、重度の肢体不自由であって、かつ座っていることが困難な方に支給します。月額60,000円。施設入所、病院に3か月以上入院の方、所得制限を超える方は受給できません。 | | |
| | | 受給者数 | 331人 | 継続 |
| 112 | 特別児童扶養手当 (20歳未満の児童を養育している方)(国制度) [こども家庭支援課] | ●おおむね身体障害者手帳1～3級程度、おおむね愛の手帳1～3度程度、長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給します。月額：重度53,700円、中度35,760円(令和5年度)。児童が施設に入所している方、児童が障害の年金を受けている方や所得制限を超える方は受給できません。 | | |
| | | 受給世帯数 | 375世帯 | 継続 |
| 113 | 児童扶養手当(養育者へ支給)(国制度) [こども家庭支援課] | ●18歳に達した年度の末日までの児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)を養育しているひとり親(父、母または養育者)に支給します。父または母に重度の障害がある場合は、ひとり親に準じて対象になります。第一子で月額44,140円～10,410円、第二子で10,420円～5,210円、第三子で6,250円～3,130円の加算(令和5年度)。手当額は所得に応じて変動します。所得制限があります。 | | |
| | | 受給世帯数 | 2,206世帯 | 継続 |
| 114 | 障害手当(区制度) [こども家庭支援課] | ●身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している方、1人につき月額15,500円を支給します。児童が施設に入所している方、一定以上の所得がある方は受けられません。 | | |
| | | 支給対象児童数 | 292人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 115 | 育成手当（区制度） [こども家庭支援課] | ●18歳に達した年度末日までの児童を養育するひとり親（母、父または養育者）に支給します。父または母に重度の障害がある場合は、ひとり親に準拠して対象となります。児童1人につき月額13,500円です。所得制限があります。 | | |
| | | 支給対象児童数 | 4,473人 | 継続 |

② 年金等の給付

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 116 | 障害基礎年金 [区民課] | ●原則として、国民年金の被保険者期間中や、20歳前の病気やけがで、国民年金法で定められた1級・2級の障害状態になったときに支給します（納付要件あり）。 | | |
| | | 受給者数 | 5,048人 | 継続 |
| 117 | 特別障害給付金 [区民課] | ●国民年金任意加入対象者であった学生及び被用者等の配偶者が、国民年金に加入していなかった期間に障害の原因になった傷病の初診日があるため、障害年金を受けられない無年金者に支給します。 | | |
| | | 受給者数 | 26人 | 継続 |
| 118 | 障害年金生活者支援給付金 [区民課] | ●障害基礎年金を受給している方で、所得が一定以下の方に支給します。 | | |
| | | 受給者数 | 5,980人 | 継続 |
| 119 | 東京都心身障害者扶養共済（都制度） [障害者支援課] | ●心身障害者を扶養している保護者が掛金を納めて、保護者に万一のことがあったときに、心身障害者へ終身一定額の年金を給付する任意加入の制度です。 | | |
| | | 加入者数 | 49人 | 継続 |

③ 利用者負担の軽減

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------|--|--------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 120 | 施設入所者の補足給付 [障害者支援課] | <p>●①20歳以上の方は、施設での1か月あたりの食費・光熱水費の基準額を設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と、食費・光熱水費の定費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付を行います。</p> <p>②20歳未満の方は、地域でこどもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付を行います。さらに、18歳未満の場合は、教育費相当分を加算します。</p> | | |
| 121 | グループホーム入所者の補足給付 [障害者支援課] | <p>●グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、補足給付1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）を支給します。</p> | | |
| 122 | 通所施設の食費負担軽減 [障害者施策課] | <p>●区立通所施設の利用者に対して、一食あたりの実費を軽減します。</p> | | |
| 123 | 高額障害福祉サービス費給付事業 [障害者支援課] | <p>●①同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、または、障害福祉サービスを利用している人が、補装具や介護保険サービス、障害児通所支援サービスを利用している場合は、利用者負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を給付費として支給します。</p> <p>②低所得、生活保護の65歳以上で、65歳になるまでに5年以上介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた人が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担を軽減するため、負担額を給付費として支給します。</p> | | |
| | | 給付者数 | ①延べ158人 ②延べ884人 | 継続 |
| 124 | 医療型個別減免 [障害者支援課] | <p>●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上を減免します。</p> | | |
| 125 | 生活保護移行防止 [障害者支援課] | <p>●さまざまな負担軽減をしても、定率負担や実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。</p> | | |
| 126 | 就学前の障害児通所支援の多子軽減措置 [障害者支援課] | <p>●同一世帯において、2人以上の乳幼児が幼稚園、保育園等や障害児通所支援を利用する場合には、2人目以降の乳幼児の障害児通所支援の利用者負担額を軽減します。</p> | | |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 127 | 0～2歳の第2子以降の発達支援の無償化（都制度） 〔障害者支援課〕 | ●0～2歳の第2子以降の児童発達支援等の利用者負担額を無償化します。ただし、食事代や医療費等は対象外です。 | | |
| 128 | 就学前障害児の発達支援の無償化 〔障害者支援課〕 | ●満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの、児童発達支援等の利用者負担額を無償化します。ただし、食事代や医療費等は対象外です。 | | |

（3）家族・介護者支援の充実

障害者を介護する家族等を支援するため、法定の障害福祉サービスを適正に提供するとともに、レスパイトにもかかる区内施設等を活用した緊急一時保護などの事業を実施していきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------------|--|-----------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 129 | 短期入所（ショートステイ） 〔障害者支援課〕 | ●障害者を自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 福祉型2,844人日 医療型77人日 | 継続 |
| 130 | 緊急一時保護（施設利用） 〔障害者施策課〕 | ●障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、リバーハウス東砂で障害者を一時保護します。 | | |
| | | 利用者数・日数 | 延べ22人 延べ80日 | 継続 |
| 131 | 緊急一時保護（区制度） 〔障害者支援課〕 | ●障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、障害者を一時保護します。 | | |
| | | ①団体委託日数 ②ヘルパー派遣日数 | ①延べ192日 ②0日 | 継続 |
| 132 | 在宅難病患者一時入院事業（都制度） 〔保健予防課〕 | ●在宅の難病患者を介護する方が、病気、事故等により、一時的に介護困難になった場合、難病患者が一時入院するため、都内の病院に病床を確保します。保健相談所が対応します。 | | |
| | | 利用者数 | 実人数3人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------|--|--------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 133 | 知的障害者ショートステイ推進事業 [障害者支援課] | ●家庭での介護が困難になった知的障害者を一定期間保護するため、入所施設の短期入所枠を確保します。 | | |
| | | 延べ利用日数 | 0日 | 継続 |
| 134 | ミドルステイ [障害者支援課] | ●家庭での介護が困難となった心身障害者を施設に一定期間保護します。 | | |
| | | 延べ利用日数 | 147日 | 継続 |
| 135 | 重症心身障害児(者)レスパイト支援事業 [障害者支援課] | ●家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行います。 | | |
| | | 登録者数 | 70人 | 継続 |
| 136 | 障害児(者)の親のための講座 [障害者施策課] | ●障害児・者の発達、成長、自立等、障害児、障害者の親が関心を持っていることや不安に思っていることをテーマとして、外部講師を招き課題別講座を実施します。 | | |
| | | ①講座開催数 ②延べ参加者数 | ①5回 ②285名 | 継続 |

(4) 福祉サービスの質の向上

施設運営者に対し、第三者評価機関等による客観的なサービス評価（第三者評価）の適切な受審を促していくほか、各種協議会などにおける課題の検討を踏まえ、障害者へ提供するサービスの質の向上を目指します。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 137 | 第三者評価事業の実施 [障害者施策課] | ●サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業を実施します。 | | |
| | | 評価箇所数 | 17箇所 | 継続 |
| 138 | 指導検査の実施 [障害者施策課] | ●利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として調査・指導検査を実施し、適正な事業運営と自立支援給付の適正化を図ります。 | | |
| | | 実施箇所数 | 32箇所 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 139 | 難病対策地域協議会 [保健予防課] | ●専門医、医師会、訪問看護ステーション等の関係機関及び関係者との連携を図るための協議の場を設置し、難病患者の療育環境の向上を図ります。 | | |
| | | 協議会の開催 | 1回 | 継続 |
| 140 | 障害者計画等推進協議会 [障害者施策課] | ●障害者計画等の進行管理等を行うための協議会を設置し、必要なサービスを効果的・効率的に提供するための施策の推進や障害福祉サービスの向上を目指します。 | | |
| | | 協議会の開催 | 3回 | 継続 |
| 29 | 地域自立支援協議会 (再掲) [障害者施策課] | ●相談支援体制をはじめとする福祉サービスの連携や支援体制に関して協議する協議会を設置し、障害児・者が地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。 | | |
| | | 協議会の開催 | 2回 | 充実 |
| 141 | 精神障害者支援のための協議の場の設置 [保健予防課] | ●保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者への支援の充実を図ります。 | | |
| | | 協議の場の開催 | 1回 | 継続 |
| 142 | 福祉のしごと相談・面接会 [地域ケア推進課] | ●福祉の仕事の内容、魅力等を伝え、無資格・未経験者でも参加できる相談・説明会を開催します。 | | |
| | | 開催回数 | 2回 | 継続 |
| 143 | 介護職員研修受講費・資格取得費助成 [地域ケア推進課] | ●介護職員初任者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方、介護福祉士実務者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方に研修受講費用の一部を助成します。 | | |
| | | ●介護福祉士の資格を取得し、6か月以上区内事業所で勤務した方に資格取得費用の一部を助成します。 | | |
| | | 助成件数 | — | 新規 |
| 144 | 特定相談・障害児相談支援事業者連絡会 [障害者施策課] | ●区内の特定相談・障害児相談支援事業者の相互のネットワーク構築や情報交換、区と事業所の意見交換の場として開催します。 | | |
| | | 連絡会の開催 | 2回 | 継続 |
| 145 | ケア倶楽部を活用した情報発信 [地域ケア推進課] | ●介護事業者専用の登録制サイトを活用し、事業者に必要な情報を発信します。事業者の負担となる情報連携に係る業務を支援します。 | | |

2 保健・医療の充実

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、日々の生活の質を高めていくには、健康に対する意識の向上や生活習慣病の予防・改善の取組み、気軽に相談、受診ができるよう保健・医療体制の充実を図ることが必要です。

令和4年度の江東区障害者実態調査では、区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療と福祉の連携強化を求める意見等がありました。

引き続き、医療福祉の多職種連携を進めつつ、地域の医療機関と連携しながら、障害の一つの要因となる疾病の予防や早期発見に関する保健サービス、障害者の健康維持のための医療サービス等の充実を図ります。

(1) 保健サービスの充実

障害のある人もない人も、区民のライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期対応など、保健サービスの充実を進めます。

① 障害者の健康に関する相談及び機能訓練の充実

障害者のための健康相談や機能回復訓練を充実していくことで、生活の質の向上を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------|--|------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 146 | 心身障害者施設等健康診査 [障害者施策課] | ●区内の施設を利用する心身障害者等を対象に、医師による診察と血液検査、尿検査、胸部レントゲン検査、心電図検査を実施します。 | | |
| | | ①実施回数 ②延べ利用者数 | ①14回 ②734人 | 継続 |
| 147 | 機能回復訓練事業 [障害者施策課] | ●地域活動支援センター事業及び障害福祉サービス事業において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練を障害者福祉センターにて実施します。 | | |
| | | ①実施回数 ②延べ利用者数 | ①420回 ②2,030人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------------|--|---------------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 148 | 高次脳機能障害者への支援 [障害者支援課・障害者施策課] | ●障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害者及びその家族等からの相談に応じ、関係機関との連携を図り、適切な支援を提供し、支援を促進します。 | | |
| | | 相談件数 | 399件 | 継続 |
| 26 | 難病療養相談（再掲） [保健予防課] | ●難病で治療中または難病の疑いをもって心配している方及びその家族を対象に、患者・家族の療養環境の整備改善のために、専門医、医師会医師、理学療法士、保健師等が医療相談を行います。 | | |
| | | ①医療相談回数 ②延べ利用者数 | ①42回 ②38人 | 継続 |
| 149 | 難病医療相談室 [保健予防課] | ●難病等特定疾患で治療中の方、病気の心配をされている方とその家族を対象に、毎月1回、専門医を中心とした医療相談を行います（江東区医師会に委託）。 | | |
| | | 医療相談回数 | 月1回 | 継続 |
| 25 | 精神保健相談（再掲） [保健予防課] | ●保健相談所で一般精神、思春期、酒害、高齢期に分けて実施します。 | | |
| | | 相談回数 | 一般精神83回 思春期60回 酒害96回 高齢精神26回 | 継続 |

② 中高年者に対する予防健診などの充実

障害の原因となる生活習慣病の予防などのため、中高年者に対する相談や健診など予防活動の充実を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------|---|---------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 150 | 健康診査 [健康推進課] | ●がんや心臓病、脳血管疾患と関わりの深い生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として、40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者及び生活保護受給者を対象に実施します。 | | |
| | | 健康診査実施者数 | 51,460人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------|---|---------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 151 | がん検診 [健康推進課] | ●胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの早期発見、早期治療を目的として、各検診対象年齢の区民に実施します。 | | |
| | | がん検診実施者数 | 90,327人 | 継続 |
| 152 | 生活習慣病予防健診 [保健予防課] | ●保健相談所で30歳から39歳の区民を対象に、尿検査、血圧測定、血液検査などを行い、保健指導、栄養指導及び医師の指導を実施します。 | | |
| | | 受診者数 | 365人 | 継続 |

（２）医療サービスの充実

障害者総合支援法に基づく自立支援医療や療養介護医療費の支給、その他の各種医療費助成を通じて、障害者の医療費の負担軽減を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--|--|-----------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 153 | 自立支援医療 （更生医療） （育成医療） （精神通院医療） [障害者支援課・ 保健予防課] | ●身体障害者、障害児、精神障害者の方に対し、治療に要する医療費を給付します。 | | |
| | | ①更生医療 ②育成医療 ③精神通院医療 | ①延べ5,247件 ②4件 ③9,630人 | 継続 |
| 154 | 療養介護医療費の 支給（進行性筋萎 縮症療養等給付） [障害者支援課] | ●療養介護のうち医療に係る費用を給付します。また進行性筋萎縮症の方に対し、療養とあわせて必要な訓練を行います。 | | |
| | | 支給対象者数 | 延べ689人 | 継続 |
| 155 | 心身障害者（児） 医療費助成（都制 度） [障害者支援課] | ●身体障害者手帳1・2級（内部障害含むは3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方が健康保険証を使って診療・投薬を受けたときの医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。 | | |
| | | 助成対象者数 | 4,065人 | 継続 |
| 156 | 小児慢性疾患の医 療費助成（都制 度） [保健予防課] | ●18歳未満の方が、がんやぜんそくなど慢性疾患で医療を受けたときに、各種保険の自己負担分の一部を助成します。 | | |
| | | 助成対象者数 | 320人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 157 | 特殊疾病（難病） の医療費助成（都 制度） 〔保健予防課〕 | ●パーチェット病などの難病の治療を受けている方に、医療費を助成します。 | | |
| | | 助成対象者数 | 5,744人 | 継続 |
| 158 | 在宅難病患者医療 機器貸与（都制 度） 〔保健予防課〕 | ●在宅難病患者が必要とする医療機器の貸与を行います。 | | |
| | | 医療機器貸与者数 | 7人 | 継続 |
| 159 | 医療機器貸与者に 対する訪問看護事 業（都制度） 〔保健予防課〕 | ●難病患者の在宅療養に必要な医療機器の貸与に伴う訪問看護師の派遣を行います。 | | |
| | | 訪問看護師派遣人数 | 6人 | 継続 |

基本目標3 就労と社会参加の推進

障害者が地域において自立して生活していくため、障害者への理解のもと、本人の希望する場所で働き続けることができるよう、就労環境の改善を図ります。

また、スポーツ・文化芸術・余暇活動に取り組むことで、生活がより充実したものになるよう、地域における多様な活動を推進していきます。

<主な成果指標>

| 成果指標名 | 現状値（R4） | 目標値（R10） |
|--|---------|----------|
| 休日以外に、会社等で正社員、またはアルバイト・契約社員、自宅で働いている人の割合 | 34.1% | 42.3% |

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 雇用・就労の促進

<施策の方向性>

江東区障害者就労・生活支援センターに登録し、就労を希望する障害者が大きく増加しており、今後も法定雇用率が段階的に引き上げられていくなか、企業ニーズだけではなく、障害の程度に左右されることなく、障害者それぞれが希望を叶え、個々の力を発揮して活躍できる働きやすい社会の実現が求められています。

区では、法定の障害福祉サービスの活用や関係機関の取組みの積極的な周知、障害者就労・生活支援センターによる継続的な支援などにより、障害者の一般就労への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図っていきます。また、障害者の就労には職場の理解が欠かせないことから、障害理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発に取り組む関係機関と連携のうえ、障害者の雇用・就労の促進に努めます。

(1) 就労支援の充実

就労意欲のある障害者を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障害福祉サービスの適正な利用を促進するとともに、区独自の取組みの充実を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------------|---|-------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 160 | 就労移行支援 [障害者支援課] | ●一般就労に向けて必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 | | |
| | | サービス量 (人日/月) | 2,198人日 | 継続 |
| 161 | 就労継続支援 [障害者支援課] | ●一般の事業所で就労することが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 | | |
| | | サービス量 (人日/月) | A型1,371人日 B型12,480人日 | 継続 |
| 162 | 就労定着支援 [障害者支援課] | ●就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 | | |
| | | 利用者数 (月) | 95人 | 継続 |
| 163 | 勤労障害者表彰 [障害者支援課] | ●就業成績が良好な勤労障害者を表彰し、勤労意欲の高揚と障害者の就労促進を図ります。 | | |
| | | 表彰者数 | 5人 | 継続 |
| 164 | 障害者就労支援庁内実習事業 [障害者支援課] | ●就労を希望する障害者に対し、区役所及び区の施設において就業体験の機会を提供します。 | | |
| | | 実施日数 | — | 継続 |
| 165 | 障害者常設販売コーナー庁内出店事業「るーくる」 [障害者支援課] | ●区役所2階区民ホール及び総合区民センター2階において、区内障害者通所施設の自主生産品等の販売によるPRを行うとともに、販路拡大により工賃向上を図ります。 | | |
| | | ●障害者が接客および販売業務を経験することで、企業への就労に結びつくように支援します。 | | |
| 166 | 重度障害者等就労支援事業 [障害者支援課] | ●パソコン等で遠隔操作できる「分身ロボット」を設置し、重度障害者等が在宅で商品説明や接客などの業務を行うことのできる環境を整備します。 | | |
| | | 出店事業の実施 | 実施 | 充実 |
| 166 | 重度障害者等就労支援事業 [障害者支援課] | ●重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤支援や職場等における支援を実施します。 | | |
| | | 利用者数 | 2人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 167 | 障害者施設自主生産品開発支援事業 [障害者支援課] | ●障害者施設（生活介護・就労継続支援B型）における自主生産品の新規開発、付加価値向上、生産力向上に寄与する設備投資や販売促進にかかる経費に対し補助を実施します。 | | |
| | | 補助件数 | 2件 | 継続 |

（2）就労等の活躍の場の拡大

江東区障害者就労・生活支援センターの継続した支援や障害者雇用に関する関係機関の取組み周知などにより、障害者が障害の程度に左右されることなく、活躍できる就労の場の拡大を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 7 | 障害者雇用に関する関係機関の取組周知（再掲） [障害者支援課] | ●東京しごと財団が実施する、障害者雇用への理解や雇用拡大にかかる事業について、企業に周知します。 | | |
| 168 | 江東区障害者就労・生活支援センター [障害者支援課] | ●障害者が一般就労するための支援や働き続けるための支援を行います。 | | |
| | | 就職者数 | 69人 | 継続 |
| 169 | 区職員としての採用 [職員課] | ●特別区人事委員会で、障害者を対象とした職員採用試験を行い、選考合格後、区で面接し採用を決定します。 また、江東区オフィスサポートセンター会計年度任用職員として障害者を採用し、障害者が働きやすい職場環境づくりに向け、合わせて職員をサポートする支援員を配置します。 | | |
| | | 職員採用試験の実施 | 実施 | 充実 |
| 170 | 重度障害者大学等修学支援事業 [障害者支援課] | ●重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間において、重度障害者に対し修学に必要な身体介護等を提供します。 | | |
| | | 利用者数 | 2人 | 継続 |
| 166 | 重度障害者等就労支援事業（再掲） [障害者支援課] | ●重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤支援や職場等における支援を実施します。 | | |
| | | 利用者数 | 2人 | 継続 |

2 地域における社会参加の充実

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、地域の様々な活動に参加することで生活が充実し、その人にとっての地域における居場所の創出にもつながります。また、レクリエーション等を通じた交流は、障害理解の促進につながるものでもあります。

令和4年度の江東区障害者実態調査では、余暇の過ごし方について、「家でくつろぐ」、また、取り組んでみたいと思ったスポーツについて、「ない」という回答が多い結果となりました。

障害者の地域における社会参加を充実させていくために、障害特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動等の場や機会の創出や、周知の取組みを進めます。

(1) 文化芸術・余暇活動の充実

障害のある人でも参加・利用できる制度の充実を図り、気軽に文化芸術・余暇活動に親しめる環境づくりに努めます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------------------|---|------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 171 | 知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」 [障害者施策課] | ●学校教育を終了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援します。 | | |
| | | ①クラブ数 ②活動回数 ③受講生数 | ①4クラブ ②各クラブ12~13回 ③89名 | 継続 |
| 8 | 障害者福祉大会の開催(再掲) [障害者施策課] | ●芸能等の催しを通じて、障害者とその家族、地域住民にレクリエーションや交流の場を提供します。 | | |
| | | 大会の開催 | 1回 | 継続 |
| 172 | 通所施設でのイベントの開催 [障害者施策課] | ●通所施設において、区民へのPRや地域との交流の場として、まつりなどのイベントを開催します。 | | |
| 173 | 障害者作品バザー [社会福祉協議会] | ●障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、障害者施設の利用者が制作した商品の出店をコーディネートします。 | | |
| | | 参加事業所数 | 57団体 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|---|----------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 174 | 障害者作品展 [社会福祉協議会] | ●障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、区内の文化施設を会場として、障害のある方や障害者施設の利用者が制作した作品の展覧会を開催します。 | | |
| | | 参加出品数 | 247点 | 継続 |
| 175 | 施設での「おはなし会」の開催 [江東図書館] | ●図書館と障害児等の施設が連携し、施設への出張おはなし会の開催等によるこどもたちへの読書支援を行います。また、大塚ろう学校城東分教室の聴覚障害児を対象とした出張おはなし会を行います。 | | |
| | | ①朗読会 ②出張おはなし会 | ①0回 ②8回214名 | 継続 |
| 176 | 地域文化施設等による各種イベント開催 [文化観光課] | ●障害のある方対象、あるいは、障害のある方も一緒に参加にできるイベントや展示、割引を実施します。 | | |
| | | 実施事業数 | 25事業 | 継続 |
| 177 | 図書館資料の団体貸出 [江東図書館] | ●団体貸出登録をした障害者施設等に、図書の貸出を行います。また、特別支援学級向けにテーマ別の団体貸出セットの貸出を行います。貸出は、配本車で配送します。 | | |
| | | 貸出団体数等 | 18団体、4,061冊 | 継続 |
| 178 | 図書館資料の宅配サービス [江東図書館] | ●身体障害などの理由により、一人で図書館に来館することが困難な方を対象に、宅配による図書館資料の貸出・返却サービスを無料で行います。 | | |
| | | 宅配サービス利用者数 | 46人 | 継続 |
| 96 | 移動支援（再掲） [障害者支援課] | ●単独で屋外の移動が困難な障害のある方に、社会参加などに要する外出のための支援を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 787人 | 継続 |

(2) スポーツ活動の充実

障害のある人でも参加・利用できるメニューの拡充を図り、障害がある人も気軽にスポーツに参加できる環境づくりに努めます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--|---|------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 171 | 知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」（再掲） [障害者施策課] | ●学校教育を終了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援します。 | | |
| | | ①クラブ数 ②活動回数 ③受講生数 | ①4クラブ ②各クラブ12～13回 ③89名 | 継続 |
| 179 | 障害者水泳教室 [スポーツ振興課] | ●おおむね3歳以上の愛の手帳または身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、水慣れや水泳の初歩を指導します。 | | |
| | | ①開催数 ②延べ参加者数 | ①7回 ②126人 | 継続 |
| 180 | みんなでスポーツフェスタ [スポーツ振興課] | ●障害者のスポーツ活動への参加を促進し、障害者スポーツへの理解を深めることを目的として、年1回開催します。 | | |
| | | 延べ参加者数 | 1,950人 | 継続 |
| 181 | 初級パラスポーツ指導員の養成 [スポーツ振興課] | ●スポーツを通じて健康の維持・増進や社会参加を推進するため、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成と資質、指導力の向上を図ります。 | | |
| | | 修了者数 | 18人 | 継続 |
| 182 | スポーツ体験会の開催 [スポーツ振興課] | ●障害のある方がスポーツに気軽に取り組めるように、各種スポーツ講座や体験イベントの充実を図ります。 | | |
| | | 講座・イベントの開催 | 実施 | 継続 |
| 183 | パラスポーツHOUR [スポーツ振興課] | ●健常者に気兼ねなく、障害のある方がのびのびと自由に陸上競技に取り組める時間帯を提供します。 | | |
| | | ①実施回数 ②延べ参加者数 | ①11回 ②188人 | 継続 |
| 184 | 福祉作業所指導員派遣事業 [スポーツ振興課] | ●福祉作業所等に初級パラスポーツ指導員の有資格者等を派遣し、障害の程度に合わせたパラスポーツ（ボッチャ、パラバドミントン等）を実施します。 | | |
| | | 実施回数 | 3回 | 継続 |

基本目標4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実

障害のあるこどもが将来の自立に向け、一人ひとりに適した効果的な支援をライフステージに応じて切れ目なく受けられることができるよう、地域における支援体制を強化していきます。

また、その家族の子育てに対する不安や負担を軽減する取組みを充実させていきます。

<主な成果指標>

| 成果指標名 | 現状値（R4） | 目標値（R10） |
|----------------------|---------|----------|
| 障害児調査における障害者支援施策の満足度 | 54.7% | 65% |

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 ニーズを踏まえた支援の充実

<施策の方向性>

令和4年度の江東区障害者実態調査では、人口増加や発達障害に関する認知などにより、障害児支援サービスの利用者が増加する傾向となっています。障害のあるこどもが、それぞれのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携のもと、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが求められています。

区では、保健領域における障害の早期発見・早期支援や児童発達支援センターにおける質の高い専門的な発達支援、障害児支援サービスの適切な利用などにより、障害児の地域における支援体制の構築を図っていきます。

また、増加傾向にある医療的ケア児やその家族に対し、医療的ケア児等支援法の基本理念を踏まえ、関係機関相互の連携を図りながらネットワーク構築を進めるとともに、家庭環境に十分対応した支援体制の整備を進めていきます。

(1) 障害の早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康診査などの健診、こどもの発達相談などの相談活動の充実を図るとともに、特に近年増加の傾向がみられる発達障害など、配慮を必要とするこどもやその家庭に対し、早期からの支援を進めていきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|--------------------------------|--|--|--------|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 |
| 185 | 乳幼児健康診査 [保健予防課] | ●乳幼児期の各期における健康診査（乳児健診、経過観察健診、1歳6か月・3歳児健診、発達相談）を行い、心身障害児の早期発見、早期療育のための相談指導を保健相談所で実施します。 | | |
| | | ①4か月児（乳児） ②乳児経過観察 ③1歳6か月 ④3歳 ⑤幼児経過観察 ⑥発達相談 | ①3,776人 ②438人 ③3,975人 ④4,264人 ⑤418人 ⑥570人 | 継続 |
| 186 | 新生児・産婦訪問 指導 [保健予防課] | ●保健師・助産師が家庭を訪問し、新生児の養育に関する相談・指導、健康チェック、産婦の健康や育児の悩み等の相談を行います。保健相談所で実施します。 | | |
| | | ①保健師 ②助産師 | ①延べ1,111人 ②延べ2,480人 | 継続 |
| 187 | 発達相談（運動発達） [保健予防課] | ●乳児健診で運動発達に問題が認められた乳児に対し、専門医の診察・相談と理学療法士による指導を行います。保健相談所で実施します。 | | |
| | | 相談回数・人数 | 72回・延べ570人 | 継続 |
| 188 | 1歳半経過観察心理相談（ことばの相談） [保健予防課] | ●1歳6か月を過ぎた幼児のことばの発達に関する相談を行います。保健相談所で実施します。 | | |
| | | 相談人数 | 延べ943人 | 継続 |
| 189 | 3歳児心理相談 [保健予防課] | ●3歳児の気になる行動や子育ての問題に関する相談を行います。保健相談所で実施します。 | | |
| | | 相談人数 | 延べ485人 | 継続 |
| 190 | こころの発達相談 [保健予防課] | ●各種健診及び相談から必要と認められる児童について、心理相談を行います。保健相談所で実施します。 | | |
| | | ①個別相談回数・人数 ②集団指導回数・人数 | ①57回・延べ105人 ②144回・延べ594人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-----------------------------|--|-------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 191 | 子ども家庭支援センターの専門相談 [養育支援課] | ●区内8箇所にある子ども家庭支援センターにおいて、こどもの発育やことばの悩み、親子関係について等、専門家による相談を定期的を実施します。 | | |
| | | ①発達相談回数 ②心理相談回数 ③家庭問題相談回数 | ①155回 ②126回 ③212回 | 継続 |

（２）障害特性に応じた支援体制の充実

障害を理由とする様々な課題を解決するため、それぞれのニーズに応じた適切なサービスの充実を図るとともに、子育て家族の孤立防止や不安・負担軽減を図ります。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------|--|------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 192 | 障害児発達支援事業 [障害者施策課] | ●就学前のこどもの発達について、江東区こども発達センター「Coco」で、専門的な相談や療育を行います。また、保育所等訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施します。 | | |
| | | ①通園事業（1日定員） ②相談事業延べ利用者数 | ①塩浜：44人 扇橋：41人 ②5,913人 | 充実 |
| 193 | 児童発達支援 [障害者支援課] | ●児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 5,089人日 | 継続 |
| 194 | 放課後等デイサービス [障害者支援課] | ●学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 9,630人日 | 継続 |
| 195 | 居宅訪問型児童発達支援 [障害者支援課] | ●重度の障害等の状態にあり、通所による支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 26人日 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 196 | 保育所等訪問支援 [障害者支援課] | ●障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 44人日 | 継続 |
| 197 | 障害児相談支援 [障害者支援課] | ●障害児通所支援を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成し、各機関と連絡調整を行うなどのケアマネジメントによって、生活の支援を行います。 | | |
| | | 利用者数（月） | 128人 | 継続 |
| 198 | 医療的ケア児の受入体制の整備 [保育支援課・保育政策課 ・学務課・教育支援課 ・地域教育課] | ●保育所、幼稚園、小・中学校、きつずクラブにおいて医療的ケア児の受入体制を整備します。 | | |
| | | 医療的ケア児の受入れ | — | 継続 |
| 199 | 医療的ケア児受け入れについての講習会 [保育支援課] | ●区内認可保育所職員を対象に、訪問看護師等による座学や、看護師向けにシミュレーターを使った実務研修を実施します。 | | |
| | | 受講者数 | — | 新規 |
| 200 | 医療的ケア児受け入れ園への巡回医派遣 [保育支援課] | ●医療的ケア児が在籍している保育所へ巡回医を派遣し、医療的ケアの実施に関して確認・指導します。 | | |
| | | 派遣件数 | — | 新規 |
| 201 | 医療的ケア児等支援事業 [障害者支援課] | ●医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催します。また医療的ケア児等コーディネーターの活動支援により、医療的ケア児支援体制強化を図ります。 | | |
| | | — | — | 充実 |
| 202 | 医療的ケア児支援連携会議 [障害者支援課] | ●医療的ケア児支援連携会議を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、支援に向けた情報共有を図ります。 | | |
| | | 会議の開催 | 2回 | 継続 |
| 135 | 重症心身障害児(者)レスパイト支援事業（再掲） [障害者支援課] | ●家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行います。 | | |
| | | 登録者数 | 70人 | 継続 |

2 ライフステージに応じた支援の充実

<施策の方向性>

共生社会の実現に向けて、障害のあるなしに関わらず、全てのこどもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進はもちろん、障害のあるこどもの自立と社会参加を見据えて必要な力を培うために、一人一人のニーズに応じた、きめ細かな対応が重要です。

就学前のこどもに対しては、運動やことばなどについて一人ひとりのこどもの発達に応じた支援を実施するとともに、保育園等で受け入れる際に、適切な保育ができるよう、人材育成などにより支援の充実を図ります。

また、教育の場においては、丁寧な就学相談を行い、多様で連続性のある学びの場を用意します。そして、教職員等の専門性の向上、人的支援の充実を図り、すべてのこどもが、安心して学べる、地域によって偏りのない教育環境の整備を進めます。

また、こどもたちの多様性を尊重する豊かな心を育むためにも、学級や学校間の垣根を超えた交流や共同学習の充実を図ります。

さらに、学校教育だけでなく、放課後や夏休み等の長期休暇中における、障害のあるこどもの居場所づくりを進めていく必要があります。

(1) 療育・保育・就学前教育の充実

障害のあるこどもに対し、その成長過程に応じた良質かつ適切なサービスを提供するため、療育・保育・教育に関わる施設の受け入れ体制を整備するとともに、施設間の連携強化を図るなど、地域社会全体での継続的な支援につなげていきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---------------------------|--|------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 192 | 障害児発達支援事業（再掲） [障害者施策課] | ●就学前のこどもの発達について、江東区こども発達センター「CoCo」で、専門的な相談や療育を行います。 また、保育所等訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施します。 | | |
| | | ①通園事業（1日定員） ②相談事業延べ利用者数 | ①塩浜：44人 扇橋：41人 ②5,913人 | 充実 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|---|---|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 203 | 障害児保育の充実 [保育政策課 ・保育支援課] | <p>●区では、特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会を設置し、障害児の集団保育の適否及び処遇を審査し、適切な障害児保育を実施します。</p> <p>●区立保育園において臨床心理士等による巡回指導を実施するとともに、私立保育園等へ臨床心理士等の派遣補助を実施します。</p> <p>●重症心身障害児・医療的ケア児等を対象とした居宅訪問型保育事業を実施します。</p> | | |
| | | <p>①巡回指導対象児童</p> <p>②特別支援保育対象児童</p> <p>③クラスサポート保育対象児童</p> <p>④臨床心理士等の派遣補助実施施設</p> | <p>①66人</p> <p>②区立：24人 公設民営・私立：165人 認証：5人、 小規模・こども園：3人</p> <p>③公設民営・私立・こども園：41人</p> <p>④公設民営・私立：57施設（380人）、小規模：1施設（1人）、こども園：1施設（4人）</p> | 充実 |
| 204 | 幼稚園の障害児受け入れ [教育支援課] | ●幼稚園で、障害児を受け入れて幼稚園教育を実施します。 | | |
| | | 就園相談者数 | 30人 | 継続 |

(2) インクルーシブ教育の推進

「教育推進プラン・江東」に基づき、すべての子どもたちが、その持てる力を高め、一人ひとりの能力・特性等を最大限に伸ばせるよう、インクルーシブ教育を推進していきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------|--|---|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 205 | 義務教育の就学相談 [教育支援課] | ●教育委員会において、障害の種類・程度によって適切な教育を保障するための就学相談を実施します。 | | |
| | | 就学相談件数 | 485件 | 継続 |
| 206 | 特別支援学級の設置 [教育支援課] | ●特別支援教育のニーズや地区要素を踏まえ、特別支援学級の計画的な配置を行っていきます。 | | |
| | | ■小学校・義務教育学校（前期）の固定学級 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害 ■小学校・義務教育学校（前期）の通級指導学級 ③聴覚障害 ④言語障害 ⑤特別支援教室 ■中学校・義務教育学校（後期）の固定学級 ⑥知的障害 ⑦自閉症・情緒障害 ■中学校・義務教育学校（後期）の通級指導学級 ⑧特別支援教室 | ①13校・39学級・265人 ②1校・1学級・7人 ③1校・1学級・7人 ④1校・3学級・50人 ⑤46校・487人 ⑥7校・16学級・100人 ⑦1校・1学級・8人 ⑧24校・92人 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | | |
|-----|---------------------|--|--|---|----|
| | | 活動指標名 | 現状 (R4) | 今後の方向性 | |
| 207 | 学習支援事業 [教育支援課] | <p>●特別な教育的配慮を必要とする幼児・児童・生徒に対し、区独自に学習支援員を配置します。</p> <p><u>学習支援員A</u>：知的障害(知的固定学級)、ASDまたは選択性かん黙(情緒固定学級)の実態から、個別的支援が必要な児童・生徒に対し、学習活動等の支援を行う。</p> <p><u>学習支援員B・C・D</u>：通常学級に在籍する、ASD、ADHD、LD、選択性かん黙等およびその傾向があり、配慮が必要とする児童に対し、学習活動等の支援を行う。</p> <p><u>学習支援員E</u>：肢体不自由、弱視、難聴等の実態から、個別的支援が必要な児童・生徒に対し、日常生活動作等の介助を行う。</p> <p><u>学習支援員F・G</u>：知的障害、ASD、肢体不自由、病弱、選択性かん黙等の診断又は傾向がある幼児に対し、教育活動等の支援を行う。</p> | | | |
| | | <p>■学習支援員 (B・C・D) 配置校</p> <p>①小学校 ②中学校 ③義務教育学校</p> <p>■配置人数</p> <p>④特別支援学級 (学習支援員A)</p> <p>⑤肢体不自由 (学習支援員E)</p> <p>⑥幼稚園 (学習支援員F・G)</p> | <p>①小学校 45校 ②中学校 22校 ③義務教育学校 1校</p> <p>④小学校 67人 中学校 20人</p> <p>⑤小学校 19人 中学校 5人</p> <p>⑥52人</p> | 継続 | |
| 208 | 小中学校就学奨励事業 [学務課] | <p>●特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費等を支給します。</p> | <p>支給者数</p> <p>①特別支援学級 ②通級指導学級 ③通常学級対象者</p> | <p>①小学校51人 中学校24人</p> <p>②小学校43人 中学校2人</p> <p>③1人</p> | 継続 |

(3) 放課後の居場所づくりの推進

放課後における障害児受入れを増やし、障害児の放課後活動の場を確保・拡大していきます。また、「放課後等デイサービス」の拡充を図るとともに、提供されるサービスの質の向上に努めます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------------|---|--------------------------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 209 | 放課後こどもプラン [地域教育課] | ●小学校施設などを活用して、放課後や夏休みなどに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供します。自主的な学びの場・遊びの場を提供するA登録と、学童クラブと同様に就労世帯向け等に生活の場を提供するB登録の二つを設置しています。 | | |
| | | 受入実績数 | A登録： 35箇所161人 B登録： 44箇所136人 | 継続 |
| 194 | 放課後等デイサービス（再掲） [障害者支援課] | ●学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。 | | |
| | | サービス量（人日/月） | 9,630人日 | 継続 |

基本目標5 安心して暮らすことのできる 環境の整備

災害などの緊急時における支援体制を整備し、安心して生活を送ることができる地域づくりを推進します。

また、障害のあるなしに関わらず、誰もが快適な生活を送り、安心して外出できるよう、障害の特性に配慮した道路や公共施設等を整備・改善し、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

<主な成果指標>

| 成果指標名 | 現状値（R4） | 目標値（R10） |
|----------------------|---------|----------|
| 江東区が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合 | 86.0% | 90% |

※江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）より設定している。調査は3年ごとに実施し、現状値は令和4年度に実施した調査結果、目標値は次期計画策定時に実施予定である江東区地域生活に関する調査の結果を指している。

1 安全・安心な生活環境の確保

<施策の方向性>

本区は、地盤の弱い江東デルタ地帯に位置し、30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震では、強い揺れや火災によって甚大な人的・物的被害が発生すると想定されています。また、近年、気候変動やヒートアイランド現象等の影響により、都市部では、台風以外にも時間100mmを超えるような集中豪雨が多発しているほか、海拔ゼロメートル以下の低地帯や、内部河川が多いという本区の地域特性から、荒川の氾濫や高潮により浸水被害が一旦起きてしまうと、長期間にわたり浸水し被害が継続する恐れがあります。

そのため、日頃からの防災対策や災害への備えが非常に重要であることから、防災に関する情報発信、配慮を要する方の緊急時の支援体制の整備を進め、災害時に障害者が安全に避難できるよう、日頃から地域、防災関係・福祉関係の機関との連携を促進し、福祉避難所の整備や要援護者対策などの防災対策を進めます。

また、防犯上の配慮を要する方の犯罪被害等を防ぐため、平常時から警視庁等の関係機関と連携し、安全安心の確保に必要な情報提供等を図ります。

(1) 防災・防犯対策の推進

地域の中で、安全かつ安心して日常生活を過ごすことができるよう、平常時より、家具転倒防止器具の取付けや、防犯・防災に関する情報を配信するなどして、災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図っていきます。

また、災害時に自ら避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援を行う体制づくりのほか、障害特性に応じた避難所の運営体制などの課題解決に取り組んでいきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|-------------------------------|--|---------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 210 | 心身障害者家具転倒防止器具取付 [障害者支援課] | ●重度の心身障害者の世帯に対し、家具転倒防止器具を設置します（1世帯3点まで）。 | | |
| | | 利用件数 | 1件 | 継続 |
| 211 | 救急通報システム設置 [障害者支援課] | ●ひとり暮らし等の障害者世帯（難病世帯も含む）が、緊急事態に陥ったときに、手元のペンダントを押すだけで警備会社に通報できる機器を設置します。 | | |
| | | 緊急通報機器の設置 | 直接通報型14件 民間代理型2件 | 継続 |
| 212 | ファクシミリ緊急通報 [障害者施策課] | ●聴覚または音声機能に障害があるため、119番通報が困難な人に対して、FAXによる緊急通報に用いる専用の用紙（緊急通報カード）を無料で配布します。 | | |
| 53 | こうとう安全安心メール（再掲） [危機管理課] | ●携帯電話またはパソコンから事前登録していただき、江東区内の不審者情報や、ひったくり、空き巣、振り込め詐欺等の各種防犯対策情報や、地震等の災害、各種気象警報、区からの防災情報等をメールにて配信します。 | | |
| | | 登録者数 | 32,568人 | 継続 |
| 213 | 障害者（児）施設安全対策整備費補助 [障害者施策課] | ●区内の障害者（児）施設を対象に、安全対策に資する設備等を整備する費用の一部を補助します。 （補助金の交付は1施設につき1度限り） | | |
| | | 補助件数 （R4までの累計） | 68件 | 継続 |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|---|---|---------------------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 214 | 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新 [福祉課・防災課・障害者支援課] | <ul style="list-style-type: none"> ●拠点避難所や消防署などに配備された避難行動要支援者名簿を活用して名簿登録者の安否確認や避難支援を行います。 ●地域団体等への名簿提供に同意した避難行動要支援者の具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して避難行動要支援者調査票（個別避難計画）の作成・更新を行うことで、災害時だけでなく、平常時からの防災啓発等を行います。 ●個別避難計画の作成にあたっては、国のガイドラインに基づき、浸水想定地域に居住する重度障害者等を対象に、福祉専門職の協力を得ながら、優先的に取り組んでいきます。 | | |
| | | ①名簿登録者数 ②個別避難計画作成件数 | ①46,474人 ②9,680件 | 充実 |
| 215 | 福祉避難所の整備 [障害者施策課] | <ul style="list-style-type: none"> ●自宅や避難所などでの生活が困難で、介護などのサービスが必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定し、災害発生時に施設管理者の了解を得て設置します。 | | |
| | | 福祉避難所数 | 5施設 | 充実 |
| 39 | 音声版ハザードマップ（再掲） [河川公園課] | <ul style="list-style-type: none"> ●水害ハザードマップのデジ版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。 | | |

2 やさしいまちづくりの推進

<施策の方向性>

障害のあるなしに関わらず、誰もが安全で快適な生活を送るために、都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、区民・事業者・区の協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、建築物、交通機関、トイレ等のバリアフリー化を進め、施設利用の利便性・安全性の向上を図るほか、無電柱化の推進や道路の改修による歩行空間の拡充など、生活空間全体のバリアフリー化を進めることで、引き続き、障害者が地域社会において活動の場を広げ、より充実した社会参加や交流を行うことができるよう取組みを進めます。

また、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる偏見や慣行などを取り除くことも重要であることから、区民のユニバーサルデザインへの理解を進めるべく、意識啓発に取り組み、ハード、ソフトの両面の取組みを推進していきます。

(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

ユニバーサルデザインの視点により、安心して安全な移動環境と空間の確保に向け、区と区民及び事業者が協働で、ソフトとハード両面にわたるやさしいまちづくりを推進します。

道路の無電柱化や、道路改修時のセミフラット型歩道整備などにより、移動空間のバリアフリー化を図っていきます。

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|----------------------------------|--|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 14 | ユニバーサルデザイン推進事業（再掲） [都市計画課] | ●江東区長期計画に位置づけられた、ユニバーサルデザインの視点により、年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるようにするため、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進します。 | | |
| | | ●ユニバーサルデザインの意識啓発を図ることを目的に、区民等が参加するワークショップを開催するとともに、若年層に向けては区立学校の4年生児童を対象とした出前講座を障害当事者やその介助者等で構成するやさしいまちづくり相談員と協働して開催します。 | | |
| | | ワークショップ、出前講座の開催 | 実施 | 継続 |
| 216 | 選挙における投票所仮設スロープ等 [選挙管理委員会事務局] | ●選挙における投票所の一部に仮設スロープ及び全投票所に車いすを設置します。 | | |

| No. | 事業名 | ●事業内容 | | |
|-----|------------------------|---|--------|--------|
| | | 活動指標名 | 現状（R4） | 今後の方向性 |
| 217 | だれでもトイレ整備事業 [河川公園課] | ●老朽化が進んだ公衆便所の改修に合わせ、障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている親等が利用しやすい「バリアフリートイレ」として整備します。 | | |
| | | 整備箇所数 | 4箇所 | 継続 |
| 218 | 無電柱化事業 [道路課] | ●電線類の地中化を図り、交通安全や防災機能の向上、街並みの景観形成を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。 | | |
| 219 | 道路改修事業 [道路課] | ●道路改修時に、歩道をセミフラット型にすることで、バリアフリー化を進めます。 | | |



第 5 章

目標値とサービス見込み 【第7期江東区障害福祉計画】



1 令和8年度の成果目標の設定

第7期障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第6期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の基本指針に沿って、以下の(1)～(6)の6項目について成果目標を設定し、取組みをさらに推進していきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末時点で、令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の5%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとされています。

【施設入所者の地域生活への移行実績】

| 項目 | 実績 | 説明 |
|-------|----|--------------------------------|
| 地域移行者 | 9人 | 令和元年度末から令和4年度末までの、施設入所者の地域移行者数 |

【施設入所者の地域生活への移行目標】

| 項目 | 数値 | 区の考え方 |
|-------------|------|---|
| 令和8年度末の入所者数 | 287人 | 令和5年度開設の区内障害者入所施設の利用者増を踏まえた令和8年度時点での見込みとする。 |
| 施設入所者削減の見込み | 0人 | |
| 地域移行者の目標数 | 17人 | 令和8年度末までに、令和4年度末時点での施設入所者数276人の6%に相当する人が、地域生活へ移行する。 |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は基本指針において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地方公共団体が、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能になるとしています。このため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催や精神障害者の地域移行・定着支援、共同生活・自立生活援助等の活動指標に基づく取組みについて、医療計画との関係に留意しながら推進することとしています。

【保健、医療、福祉関係による協議の場の実績】

| 項目 | 令和4年度実績 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------|---------|-------|-------|-------|
| 保健、医療、福祉関係による協議の場の開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 保健、医療、福祉関係による協議の場への関係者の参加者数 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 保健、医療、福祉関係による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

【精神障害者の地域移行支援等の利用者数実績】

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | 8人 | 4人 | 5人 |
| 地域定着支援 | 5人 | 4人 | 2人 |
| 共同生活援助 | 108人 | 124人 | 135人 |
| 自立生活援助 | 2人 | 9人 | 6人 |
| 自立訓練（生活訓練） | 32人 | 37人 | 42人 |

【精神障害者の地域移行支援等の利用者見込み数】

| 項 目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 地域定着支援 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 共同生活援助 | 144人 | 154人 | 164人 |
| 自立生活援助 | 7人 | 8人 | 9人 |
| 自立訓練（生活訓練） | 50人 | 59人 | 70人 |

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和8年度末までに1つ以上整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とすることとされています。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとされています。

【地域生活支援の充実の目標】

| 項目 | 目標 | 区の考え方 |
|----------------------|----|--|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 整備 | 障害者入所施設における「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」に加え、令和7年度中に設置を予定している基幹相談支援センターで「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の面的整備を進めます。 |
| 年1回以上の検証・検討 | — | 令和9年度に8年度実績を確認します。 |
| 強度行動障害を有する人への支援体制の整備 | 検討 | 強度行動障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題を整理し、関係機関と情報共有・連携しながら支援体制を検討します。 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされています。国が示す数値目標の考え方は、以下のとおりとなり、この考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【国（厚生労働省）の基本指針における数値目標】

| 項 目 | 数値目標 |
|--------------------------------------|----------------|
| 福祉施設の一般就労への移行実績 （就労移行支援事業等） | 令和3年度の1.28倍以上 |
| 一般就労への移行実績 （就労移行支援） | 令和3年度の1.31倍以上 |
| 一般就労への移行実績 （就労継続支援A型） | 令和3年度の1.29倍以上 |
| 一般就労への移行実績 （就労継続支援B型） | 令和3年度の1.28倍以上 |
| 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所 | 就労移行支援事業所の半数以上 |
| 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所 | 全体の25%以上 |

【福祉施設等から一般就労への移行実績】

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|-------|-------|
| 障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者 | 68人 | 69人 |
| 障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率 | 79% | 87% |
| 福祉施設から一般就労した者 | 77人 | 59人 |
| 就労移行支援から一般就労した者 | 59人 | 39人 |
| 就労継続支援A型から一般就労した者 | 5人 | 11人 |
| 就労継続支援B型から一般就労した者 | 13人 | 9人 |

【福祉施設等から一般就労への移行目標】

| 項 目 | | 目 標 | 説 明 |
|--------------------------------------|--------------------------|-----|-----------------------------|
| 障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者 | | 81人 | 令和4年度までの最大実績数 |
| 障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率 | | 83% | 令和4年度までの5年間における平均値 |
| 一般就労への移行実績 (就労移行支援事業等) | | 99人 | 令和3年度実績の1.28倍 |
| | 一般就労への移行実績 (就労移行支援) | 77人 | 令和3年度実績の1.31倍 |
| | 一般就労への移行実績 (就労継続支援A型) | 6人 | 令和3年度実績の1.29倍 |
| | 一般就労への移行実績 (就労継続支援B型) | 16人 | 令和3年度実績の1.28倍 |
| 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所 | | 5割 | 国の基本指針を踏まえ設定する。 |
| 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所 | | — | 令和8年度実績を基本とするため、現計画では設定しない。 |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とすることとされています。

【相談支援体制の充実・強化の目標】

| 項目 | 目標 | 令和4年度実績 |
|-----------------------------------|-------|---------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 1箇所 | 0箇所 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 | | |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 10件 | — |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 3回 | — |
| 地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数 | 12回 | — |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 10回 | 2回 |
| 江東区における主任相談支援専門員の配置数 | 6人 | 6人 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | | |
| 事例検討実施回数 | 年2回以上 | — |
| 参加事業者・機関数 | 18箇所 | — |
| 専門部会の配置数 | 5専門部会 | 5専門部会 |
| 専門部会の実施回数 | 21回 | 21回 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係

る体制の構築

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供していくため、地方公共団体の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組みを行い、サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とするサービス等が提供できているのか検証していくことが望ましいとされています。そのため、令和8年度までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や指導監査結果の関係地方公共団体との共有等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とすることとされています。

【障害福祉サービス等の質の向上の目標】

| 項 目 | 目 標 | 令和4年度実績 |
|--|--------|---------|
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無 | 有 | 有 |
| 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導検査 | 年80件以上 | 32件 |

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害福祉サービス等の利用実績やサービスの利用意向等、地域の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の5種類があります。

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

①居宅介護

居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行う等の支援を実施します。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護

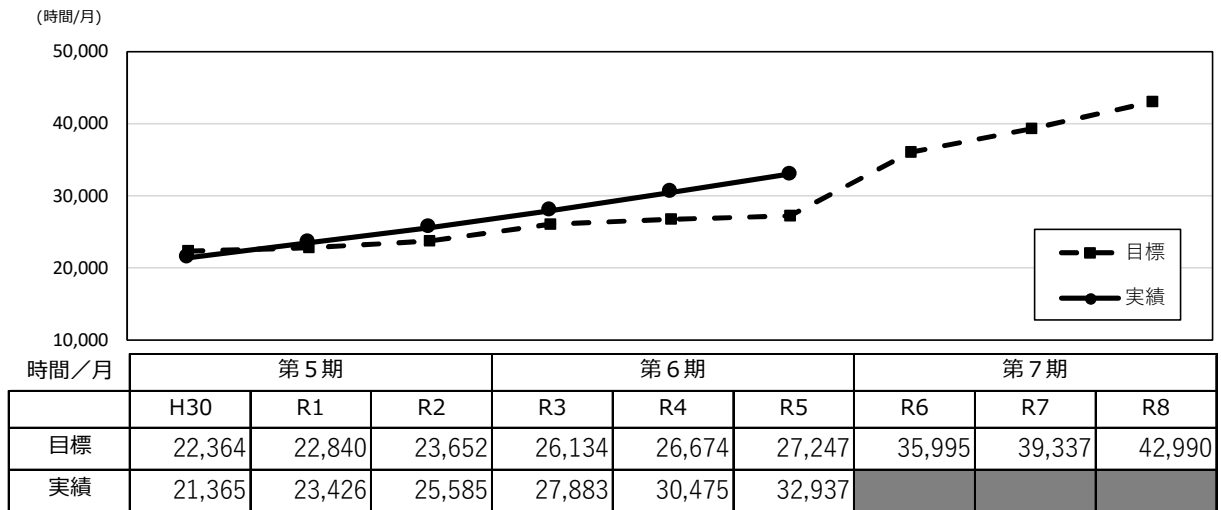
知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護その他の、その方が行動する際の必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供します。

【見込量の考え方】

各サービスのこれまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

≪訪問系サービスの見込み量(月間)≫

| 種 類 | | 第6期(実績) | | | 第7期(見込み) | | |
|---------|-----------|---------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問系サービス | サービス量(時間) | 27,883 | 30,475 | 32,937 | 35,995 | 39,337 | 42,990 |
| | 利用者数 | 859 | 896 | 913 | 931 | 949 | 967 |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【訪問系サービスの確保方策】

○令和5年9月1日現在、区内で訪問系サービスを提供している事業所は、居宅介護 74 か所、重度訪問介護 66 か所、同行援護 27 か所、行動援護 4 か所ありますが、障害者に円滑にサービスを提供するため、民間事業所等と連携して、提供体制の確保に努めます。

○人材の確保は、障害福祉分野だけでなく、高齢福祉分野や児童福祉分野等における共通の課題であることから、関係所管と連携しながら、障害福祉サービスの人材確保に取り組むとともに、多様な事業者の参入の促進を図り、訪問系サービスの充実に努めます。

サービス見込量の単位 「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に、「一人 1 か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に、「一人 1 か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

例えば、1 か月の間に5人の利用者が平均 20 日のサービスの提供を受けたときは、 $5 \text{人} \times 20 \text{日} = 100 \text{人日}$ となります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所または通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の8種類があります。

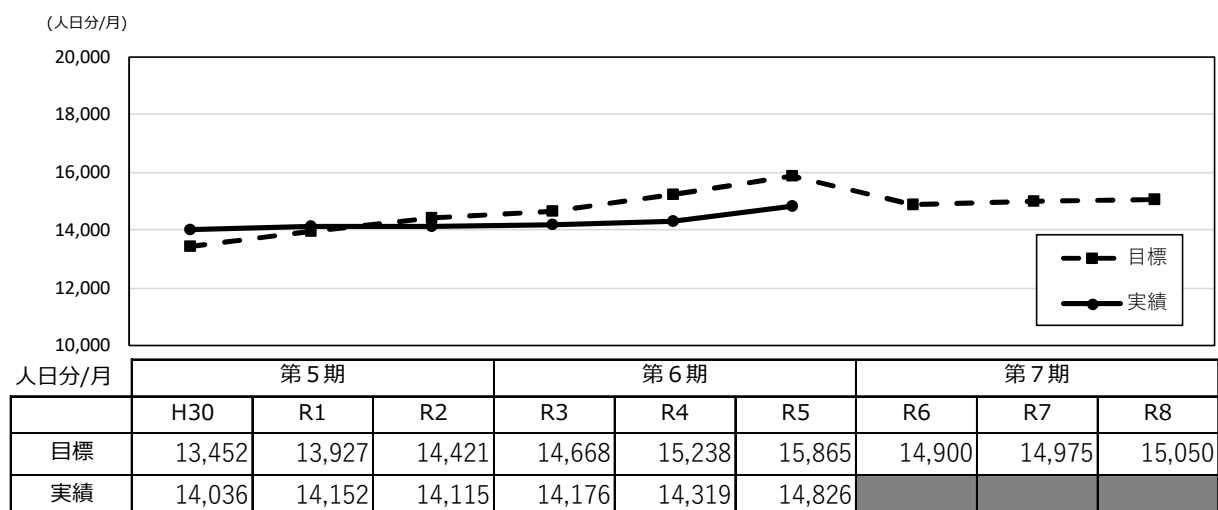
- ①生活介護 ②自立訓練 ③就労選択支援 ④就労移行支援 ⑤就労継続支援
⑥就労定着支援 ⑦療養介護 ⑧短期入所

① 生活介護

主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活機能の向上のために必要な援助を行います。

【見込量の考え方】

令和5年度開設の区内障害者入所施設の利用者増を踏まえた実績とこれまでの傾向、特別支援学校卒業生の動向等を勘案し、必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 自立訓練

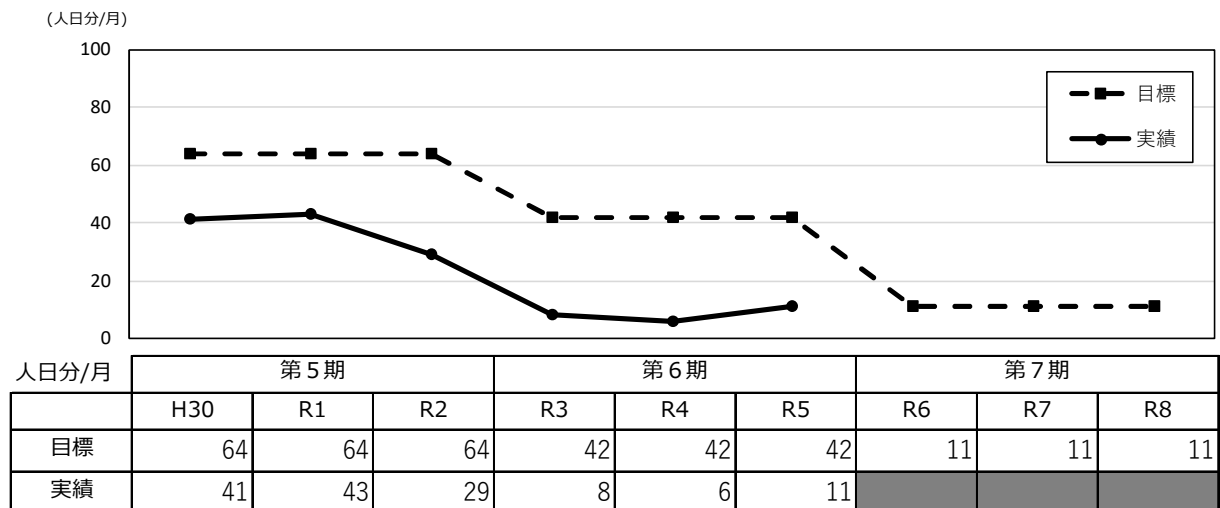
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方・難病等の対象となる方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要量を見込みます。



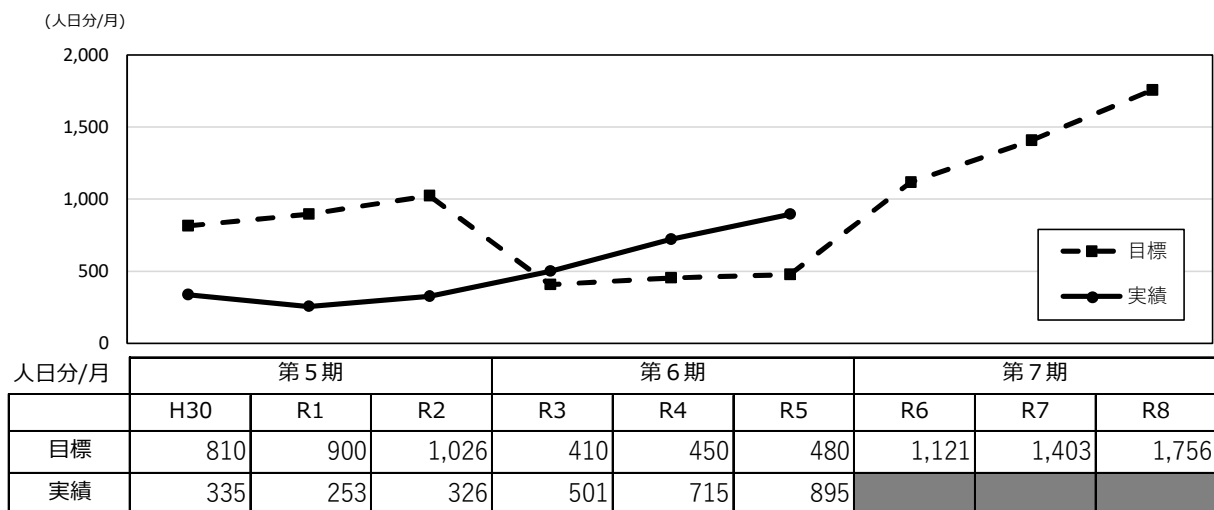
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要な量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

③ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新しい障害福祉サービスです。

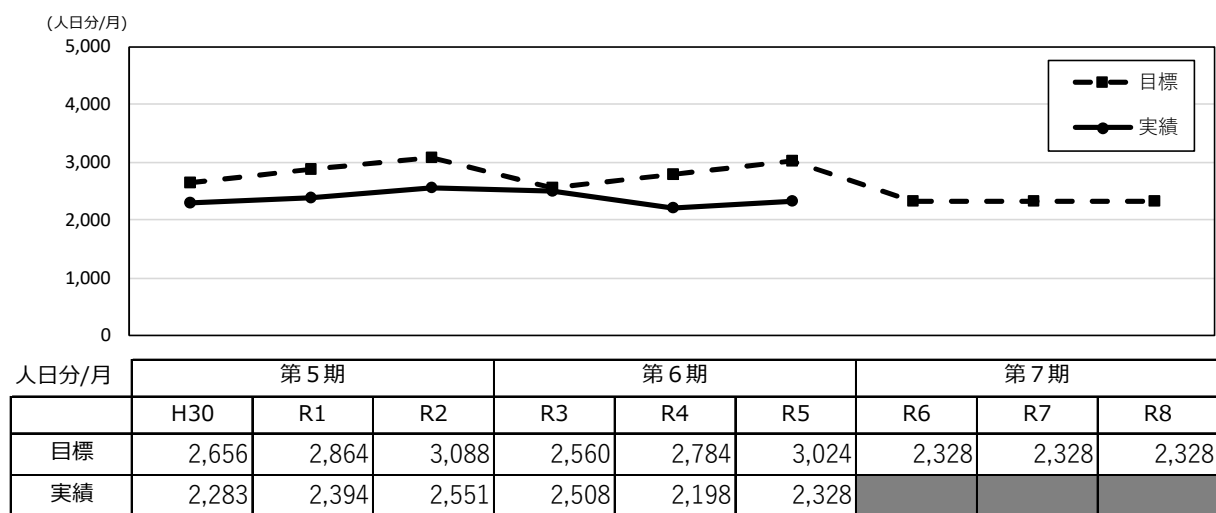
今後、関係機関等と連携しながら、ニーズ把握の方法や実施内容等について検討のうえ、実施していきます。

④ 就労移行支援

原則 65 歳未満の就労希望者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向では、減少が見込まれますが、就労選択支援の利用による影響が測れないことから、令和5年度と同程度の利用を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑤ 就労継続支援

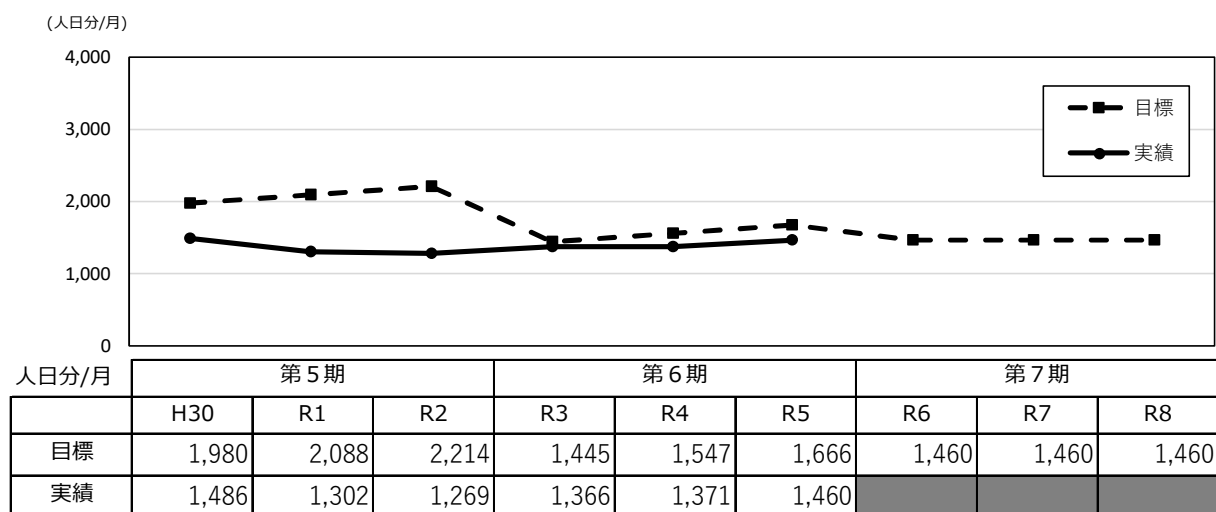
原則 65 歳未満で通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援によって雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向では、減少が見込まれますが、就労選択支援の利用による影響が測れないことから、令和5年度と同程度の利用を見込みます。



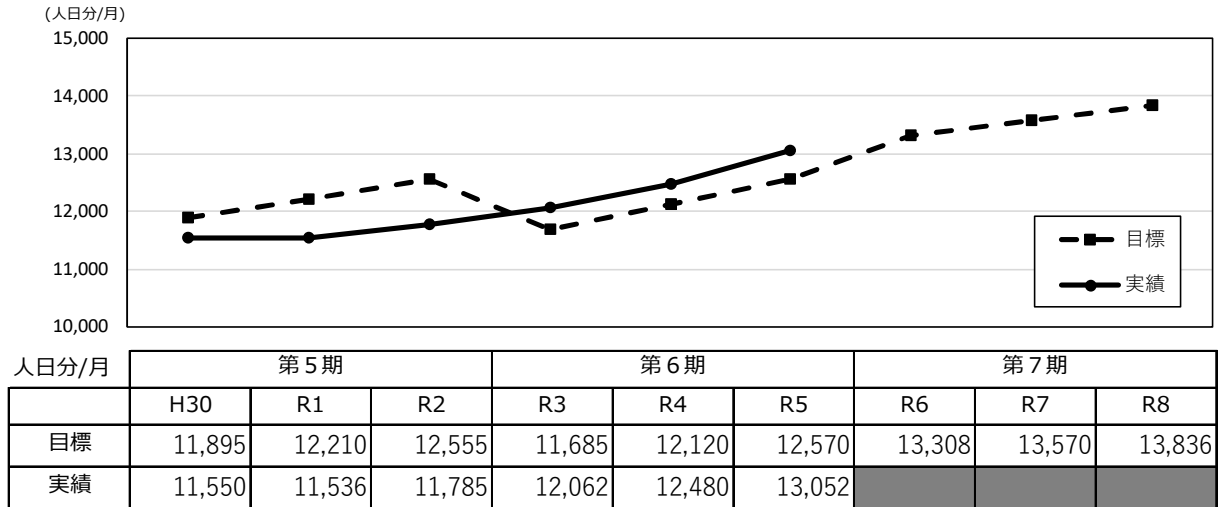
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、通常の事業所に雇用されていたものの年齢・心身の状態等の事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方等、通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向及び特別支援学校卒業生の動向等を勘案し、必要量を見込みます。



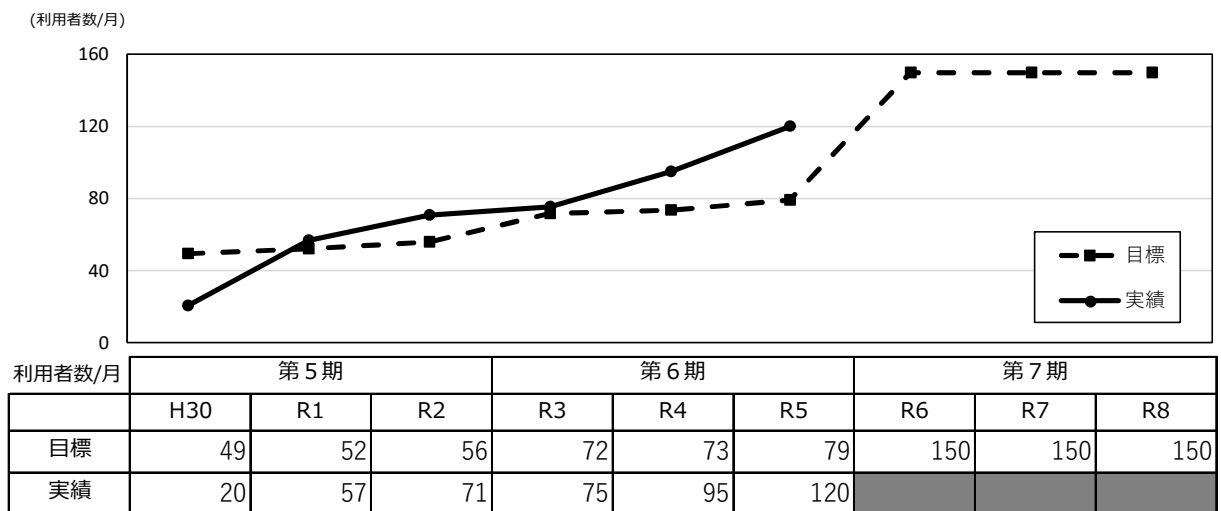
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6か月を経過した方の就労の継続を図るため、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での様々な問題に関する相談・指導及び助言等の必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向及び就労移行支援の利用者数の見込みを踏まえ、必要量を見込みます。



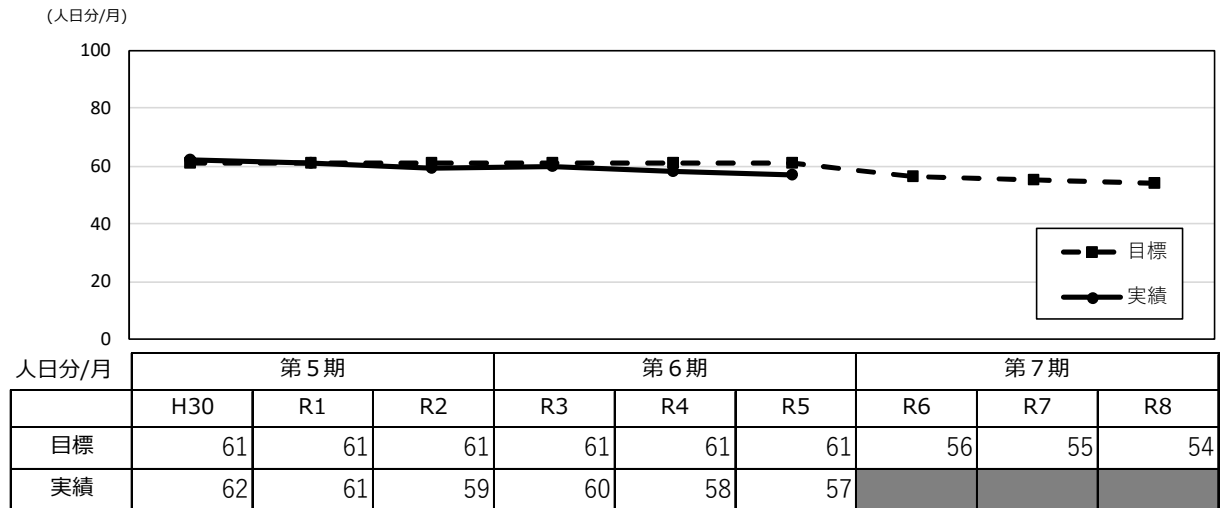
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑦ 療養介護

主として昼間、病院において、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の世話をを行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

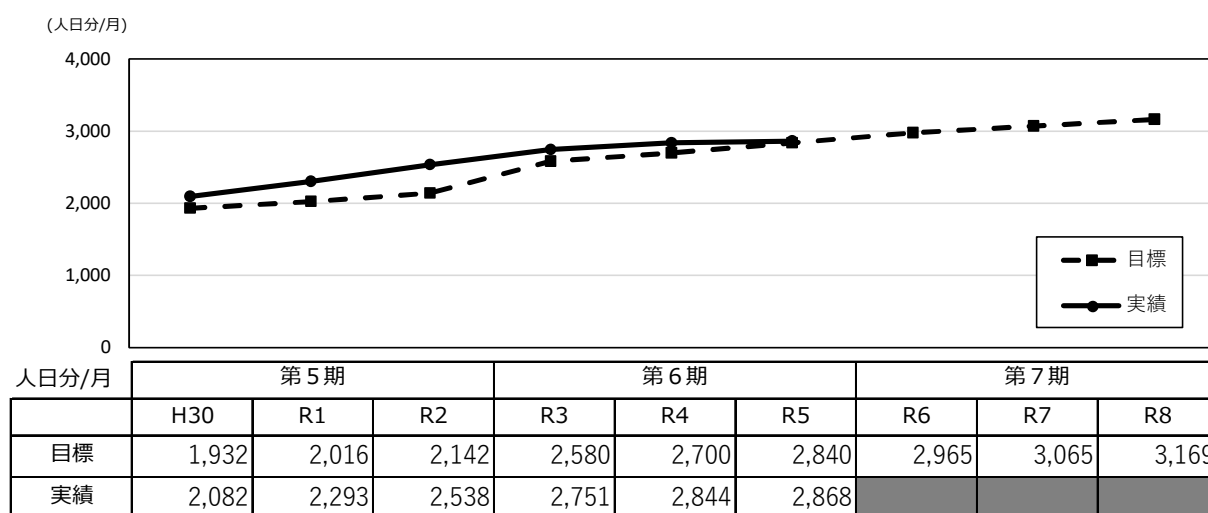
⑧ 短期入所

居宅において介護を行う方の病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となった方について、当該施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

ア) 福祉型

【見込量の考え方】

令和5年度開設の区内障害者入所施設の利用者増を踏まえた実績とこれまでの傾向をもとに必要な見込みをします。

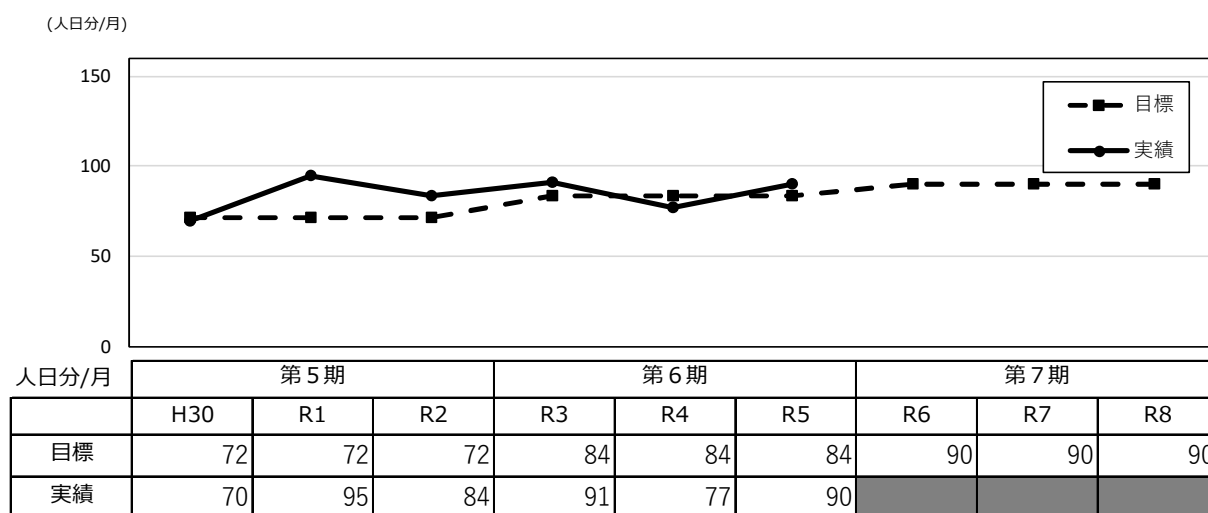


(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 医療型

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要な見込みをします。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

《日中活動系サービスの見込み量（月間）》

| 種 類 | | 第6期（実績） | | | 第7期（見込み） | | |
|---------------------|---------------|---------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①生活介護 | サービス量 （人日） | 14,176 | 14,319 | 14,826 | 14,900 | 14,975 | 15,050 |
| | 利用者数 | 744 | 751 | 774 | 778 | 783 | 787 |
| ②自立訓練 ア）機能訓練 | サービス量 （人日） | 8 | 6 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②自立訓練 イ）生活訓練 | サービス量 （人日） | 501 | 715 | 895 | 1,121 | 1,403 | 1,756 |
| | 利用者数 | 38 | 52 | 62 | 74 | 89 | 106 |
| ③就労選択 支援 | 利用者数 | — | — | — | 検討・実施 | 検討・実施 | 検討・実施 |
| ④就労移行 支援 | サービス量 （人日） | 2,508 | 2,198 | 2,328 | 2,328 | 2,328 | 2,328 |
| | 利用者数 | 157 | 142 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ⑤就労継続 支援 ア）A型 | サービス量 （人日） | 1,366 | 1,371 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 |
| | 利用者数 | 81 | 79 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| ⑤就労継続 支援 イ）B型 | サービス量 （人日） | 12,062 | 12,480 | 13,052 | 13,308 | 13,570 | 13,836 |
| | 利用者数 | 764 | 789 | 817 | 825 | 833 | 841 |
| ⑥就労定着 支援 | 利用者数 | 75 | 95 | 120 | 150 | 150 | 150 |
| ⑦療養介護 | 利用者数 | 60 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 |
| ⑧短期入所 ア）福祉型 | サービス量 （人日） | 2,751 | 2,844 | 2,868 | 2,965 | 3,065 | 3,169 |
| | 利用者数 | 130 | 150 | 169 | 180 | 192 | 205 |
| ⑧短期入所 イ）医療型 | サービス量 （人日） | 91 | 77 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 利用者数 | 12 | 11 | 16 | 16 | 16 | 16 |

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【日中活動系サービスの確保方策】

- 令和5年9月1日現在、区内日中活動系サービスを提供している事業所は、生活介護16か所、就労移行支援11か所、就労継続支援A型5か所、就労継続支援B型34か所あります。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれることから、ニーズの高い地域や重度化が進む利用者ニーズの情報について、事業者と共有・調整等を行い、引き続き必要量の確保に努めます。
- 障害特性や本人の希望、適性に応じて就労できるよう、地域の関係機関と連携を図りながら、よりよい支援体制の確保を目指していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設等において訓練等給付または介護給付を提供するサービスです。以下の3種類があります。

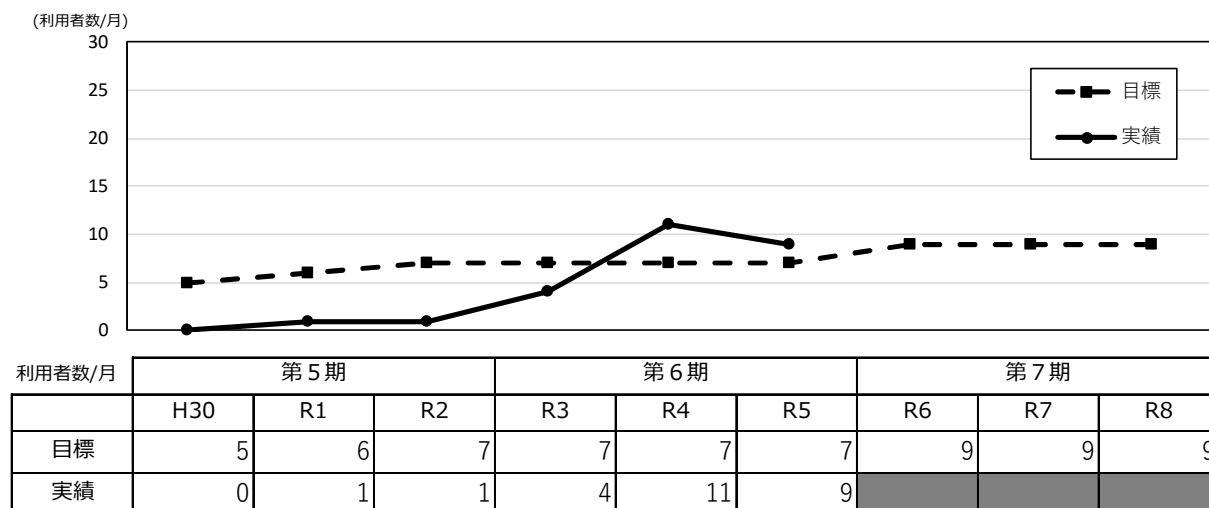
- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助 ③ 施設入所支援

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方等で生活力に不安があり支援を必要とする方に対して、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除等に課題がないか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要量を見込みます。



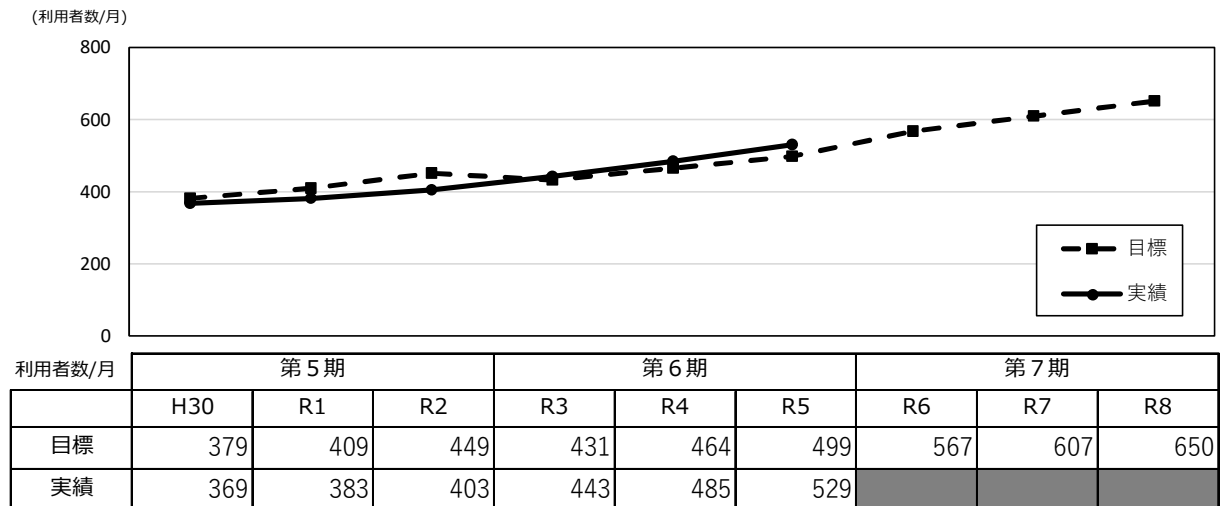
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向及び地域生活への移行にかかる国の基本方針を踏まえ、必要量を見込みます。



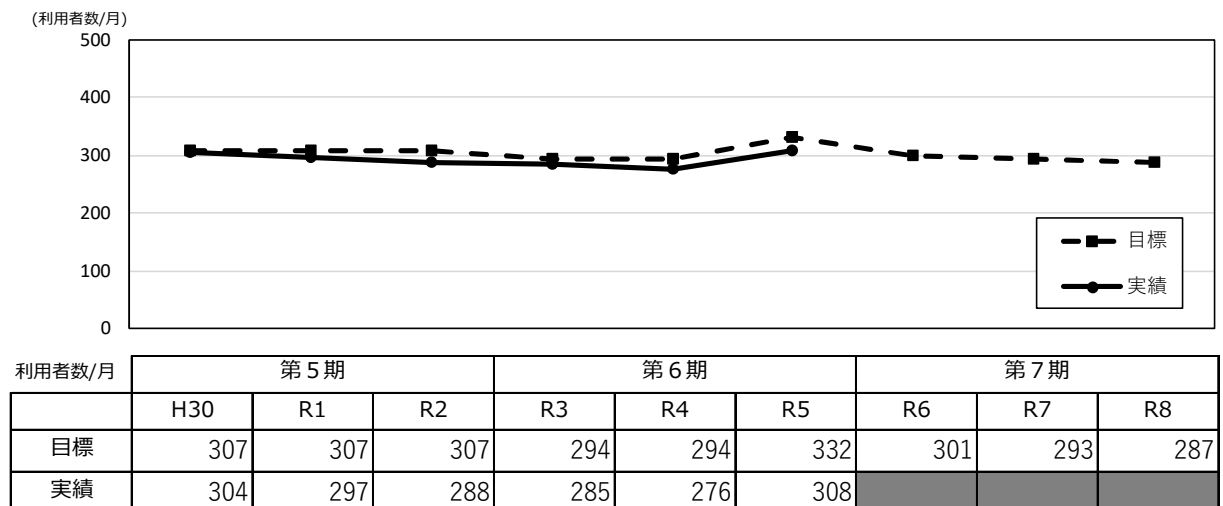
(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言等、日常生活上の援助を行います。

【見込量の考え方】

令和5年度開設の区内障害者入所施設の利用者増を踏まえた実績と地域生活への移行にかかる国の基本方針を踏まえ、必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

《居住系サービスの見込み量（月間）》

| 種 類 | | 第6期（実績） | | | 第7期（見込み） | | |
|-------------|------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①自立生活 援助 | 利用者数 | 4 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ②共同生活 援助 | 利用者数 | 443 | 485 | 529 | 567 | 607 | 650 |
| ③施設入所 支援 | 利用者数 | 285 | 276 | 308 | 301 | 293 | 287 |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【居住系サービスの確保方策】

- 施設入所者の地域移行を進めていくためにはグループホームを中心とした住まいの確保が重要です。区内には多くのグループホームが整備されていますが、引き続き、グループホームの運営を支援するとともに、新たなグループホームの整備の促進を図ります。
- 障害者の重度化・高齢化に対応する日中サービス支援型のグループホームを令和8年度中に整備し、施設等からの地域移行を進めるとともに、引き続き新規整備に取り組めます。

(4) 相談支援

相談支援とは、相談支援事業者が障害のある方の相談を専門的に応じるサービスであり、以下の2種類があります。

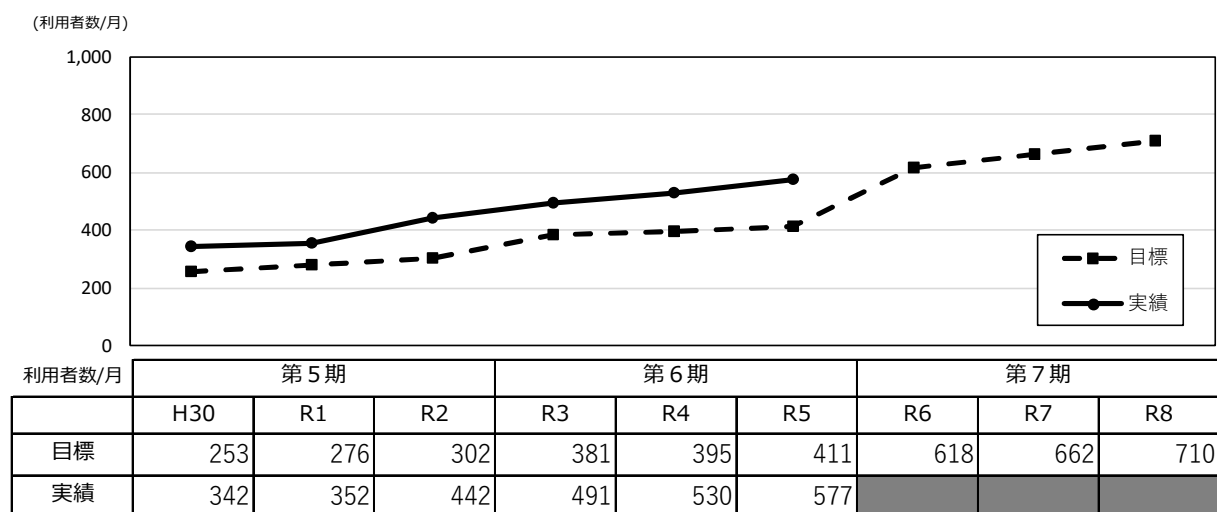
- ① 計画相談支援 ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

① 計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者について、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画の作成、障害福祉サービスの利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案したサービス等利用計画の見直しを行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに、セルフプラン（利用者本人等が作成するサービス等利用計画）の減少率を踏まえ、必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

② 地域相談支援

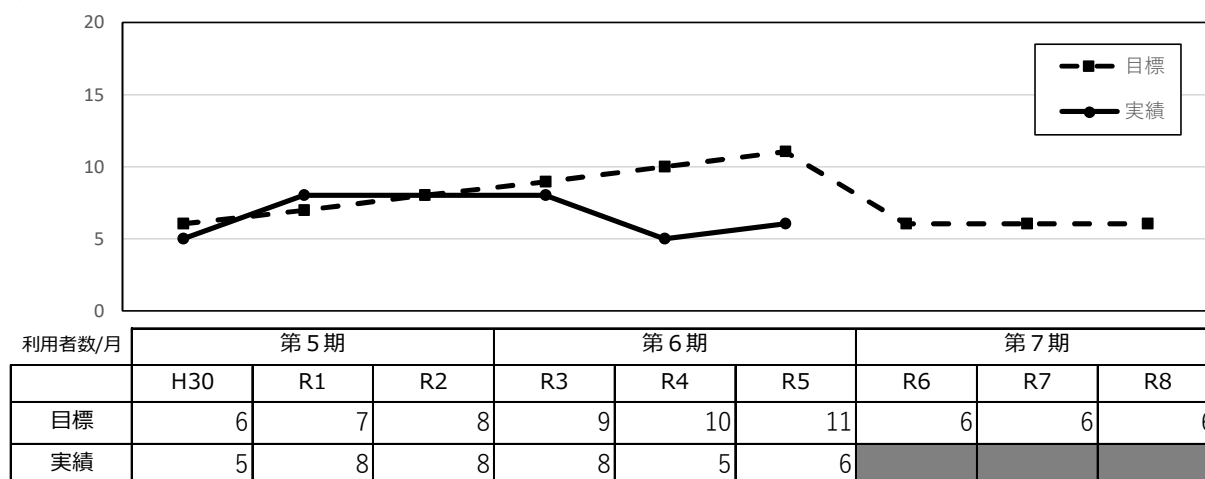
ア) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要量を見込みます。

(利用者数/月)



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

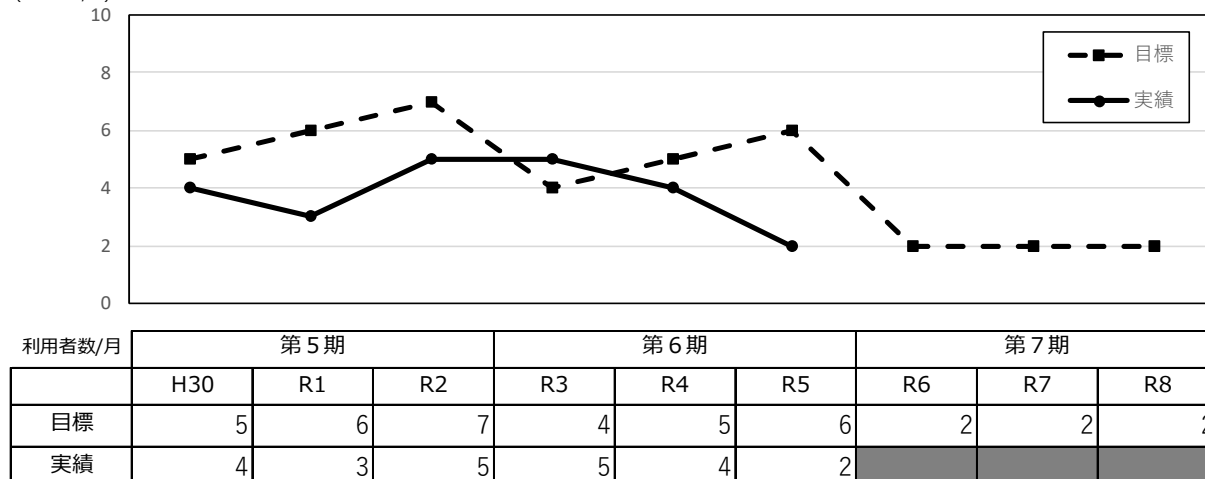
イ) 地域定着支援

居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要量を見込みます。

(利用者数/月)



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

《相談支援サービスの見込み量（月間）》

| 種 類 | | 第6期（実績） | | | 第7期（見込み） | | |
|----------------------|------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①計画相談支援 | 利用者数 | 491 | 530 | 577 | 618 | 662 | 710 |
| ②地域相談支援 ア) 地域移行支援 | 利用者数 | 8 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②地域相談支援 イ) 地域定着支援 | 利用者数 | 5 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【相談支援サービスの確保方策】

○障害福祉サービス等利用計画の作成やモニタリングを実施する計画相談支援は、事業所数や相談支援専門員数について横ばいで推移しているため、セルフプラン率の高い状況が続いています。セルフプランを利用している方に対し、必要に応じて計画相談支援への移行を促すとともに、就業・定着促進事業を実施し、既存事業所に対する相談支援専門員の増員を支援するほか、引き続き、人材確保方策等の検討を進めます。

○令和7年度中に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者に対する支援を行うことにより、地域の相談支援体制の質の向上を図ります。

3 地域生活支援事業に関する事項

区が実施する地域生活支援事業について、実施する事業の内容、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、事業の見込量確保の方策等を定めます。

(1) 実施する事業の内容

区では、障害者総合支援法 第 77 条に定められている、区（市町村）が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせ、障害者等の地域生活を支援します。

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では、障害者福祉大会を年 1 回開催し、障害者等と地域住民の交流の機会を設けています。

《第 6 期の実施状況》

| 理解促進研修・啓発事業 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

《見込量の設定》

| 理解促進研修・啓発事業 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では知的障害者学習支援事業を実施し、軽度知的障害のある 18 歳以上の就労者に対し学習活動、学習支援活動を行っています。

≪第6期の実施状況≫

| 自発的活動支援事業 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

≪見込量の設定≫

| 自発的活動支援事業 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うものです。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

この事業は、区市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施するものです。区では、障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っていますが、さらなる充実を図るため、令和7年度中に基幹相談支援センターを設置します。

ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障害のある方の地域生活を支援するものです。区では、他部署や関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

≪第6期の実施状況（年間）≫

| 相談支援事業 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ア 障害者相談支援事業 | 9箇所 | 9箇所 | 9箇所 |
| イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 有 | 有 | 有 |
| ウ 住宅入居等支援事業 | 有 | 有 | 有 |

≪見込量の設定（年間）≫

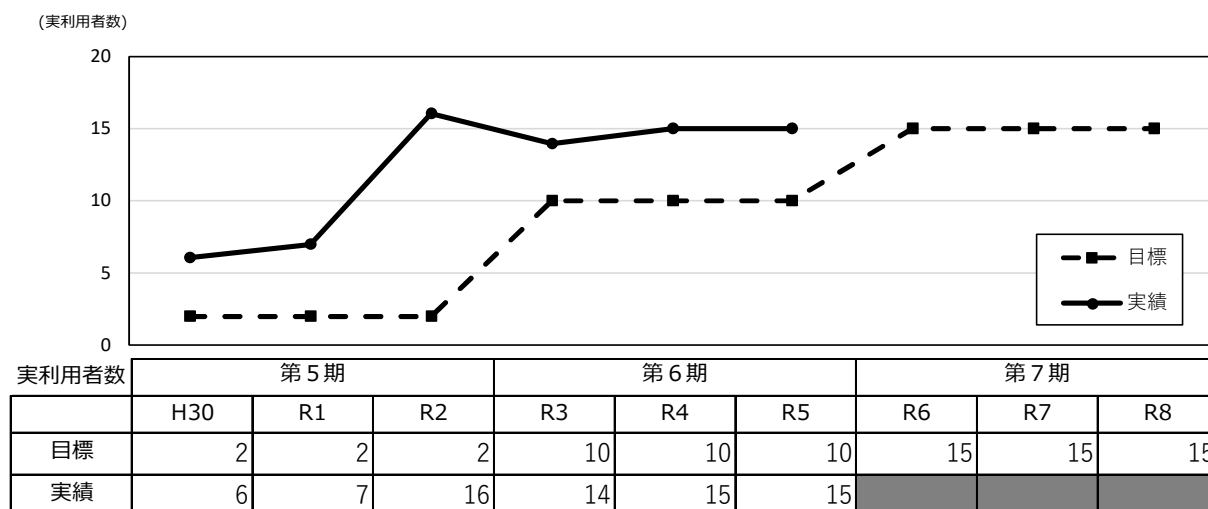
| 相談支援事業 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ア 障害者相談支援事業 | 9箇所 | 9箇所 | 9箇所 |
| イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 有 | 有 | 有 |
| ウ 住宅入居等支援事業 | 有 | 有 | 有 |

④ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護に資することを目的としています。区では、制度利用を希望する低所得者に対して、家庭裁判所への申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【見込量の考え方】

これまでの実績から令和5年度と同程度の利用があるものと推計し、必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

この事業は、成年後見制度において親族や専門職（弁護士等）の後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とした制度です。区では社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費を補助しています。

《第6期の実施状況》

| 成年後見制度法人後見支援事業 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

《見込量の設定》

| 成年後見制度法人後見支援事業 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、引き続き、区役所窓口到手話通訳者を設置します。

【見込量の考え方】

実績値を基に、聴覚・言語機能障害での身体障害者手帳所持者数の平均伸び率を用いて、必要量を見込みます。

《聴覚等に障害のある方の推移》

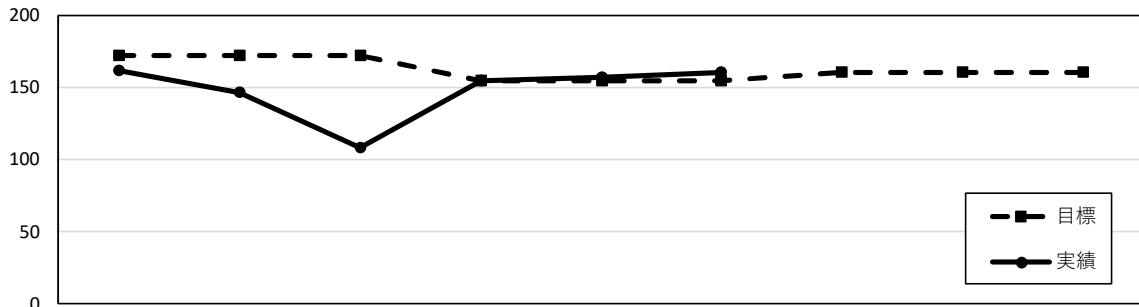
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳所持者数 (聴覚・言語・音声機能障害) | 1,358人 | 1,387人 | 1,390人 | 1,403人 |
| 伸び率 | | 2.14% | 0.21% | 0.94% |

(注) 各年度とも3月31日現在。ただし、令和5年度は見込みの数字です。

上記より、聴覚等に障害のある方の推移に基づき、手話通訳者の派遣利用者についても、横ばいで推移する見込みです。

ア) 手話通訳者派遣事業

(実利用者数)



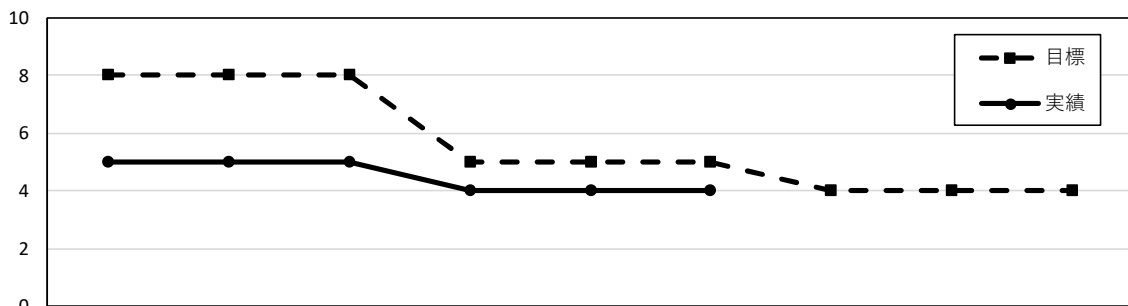
| 実利用者数 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 172 | 172 | 172 | 155 | 155 | 155 | 160 | 160 | 160 |
| 実績 | 162 | 147 | 108 | 154 | 157 | 160 | | | |

(注1) 令和5年度は利用見込みの数値です。

(注2) 「手話通訳者」には、「手話通訳士」(国の手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者)、「手話通訳者」(都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録を受けた者)、「手話奉仕員」(区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者)を含みます。

イ) 要約筆記者派遣事業

(実利用者数)



| 実利用者数 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 実績 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | | | |

(注1) 令和5年度は利用見込みの数値です。

(注2) 「要約筆記者」には、「要約筆記者」(区市町村及び都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において登録された者)、「要約筆記奉仕員」(区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者)を含みます。

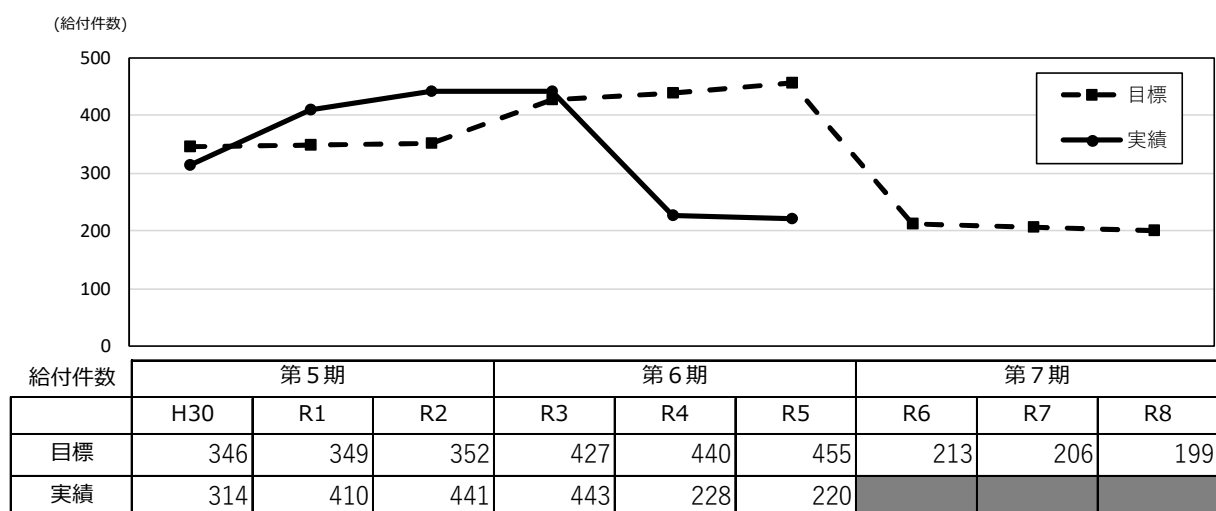
⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することによって日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

【見込量の考え方】

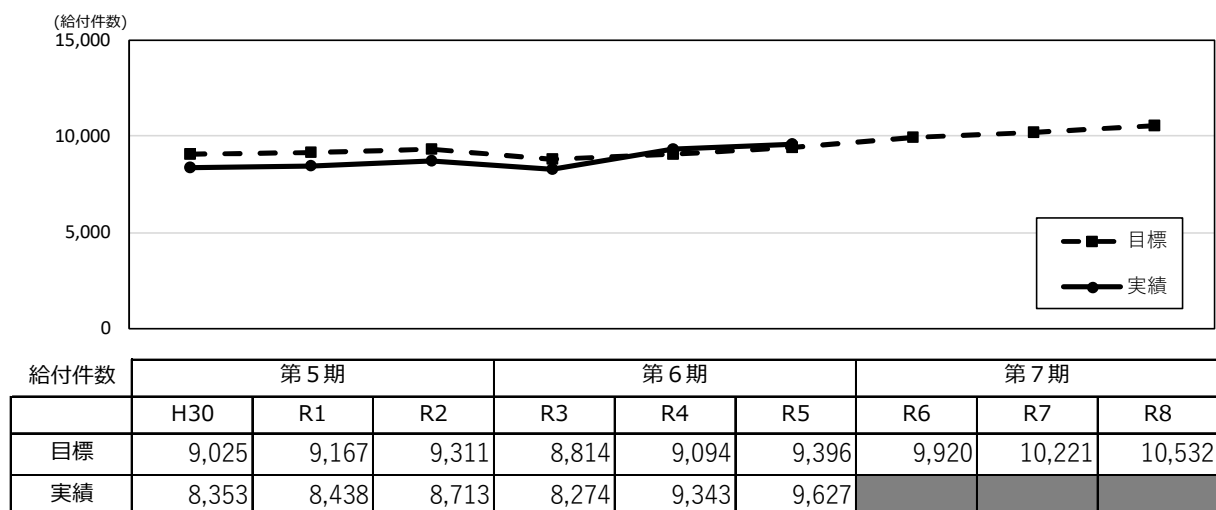
品目を大きく3つに区分し、それぞれの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。

ア) 日常生活用具



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

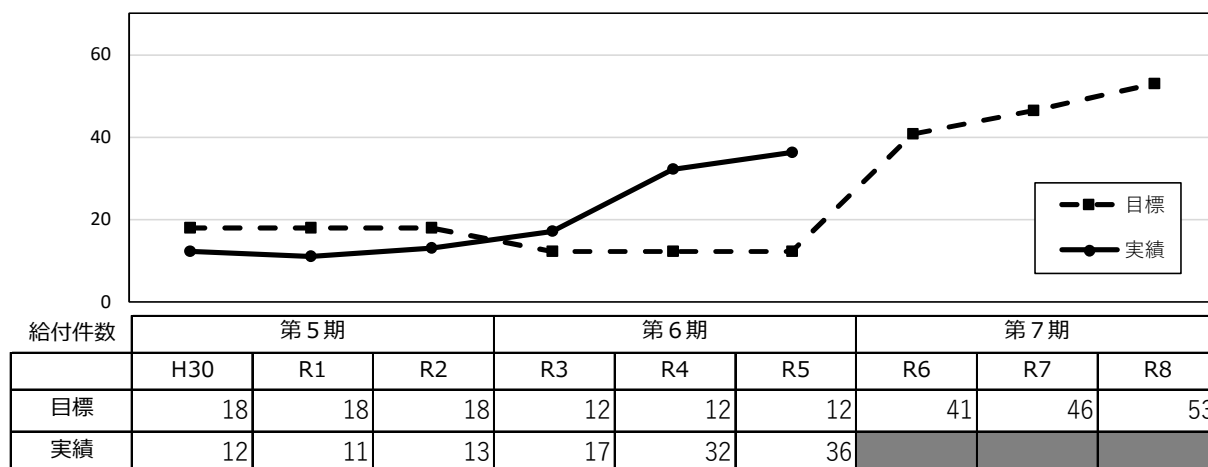
イ) 排泄管理支援用具 (ストマ)



(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

ウ) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

(給付件数)



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

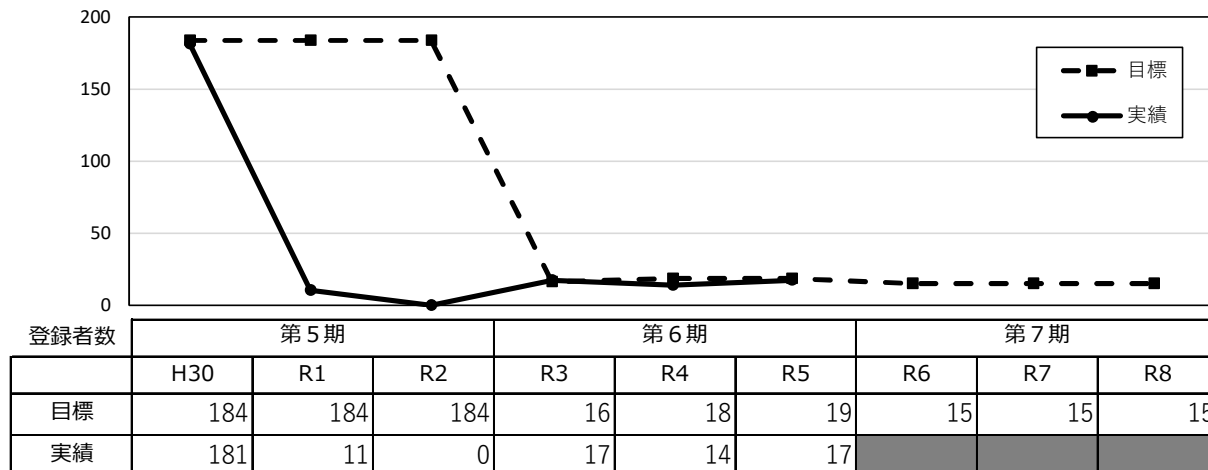
⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成によって、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。区では社会福祉協議会に委託して実施しています。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。

(登録者数)



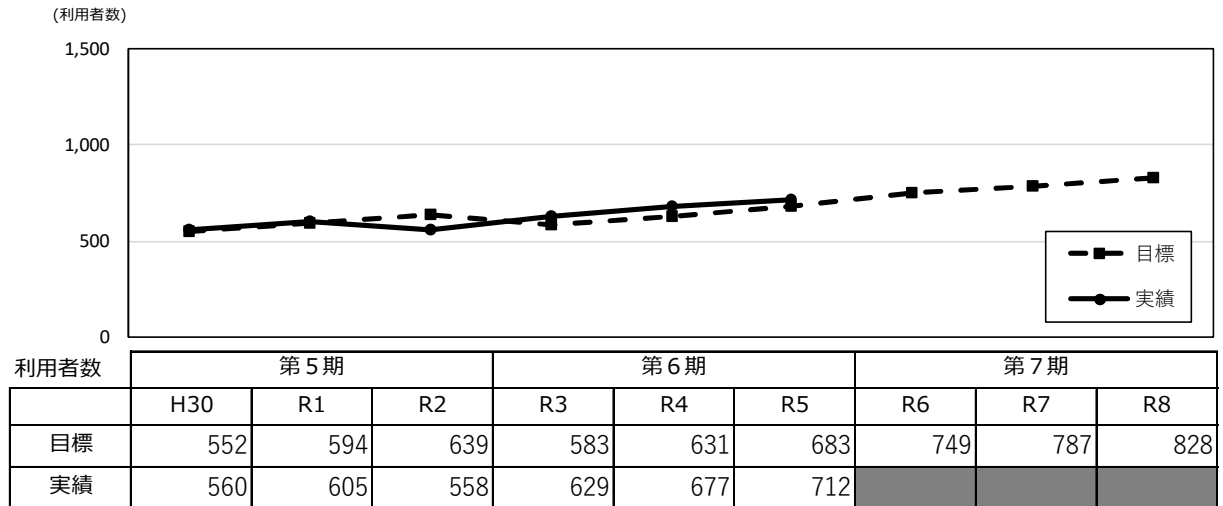
(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

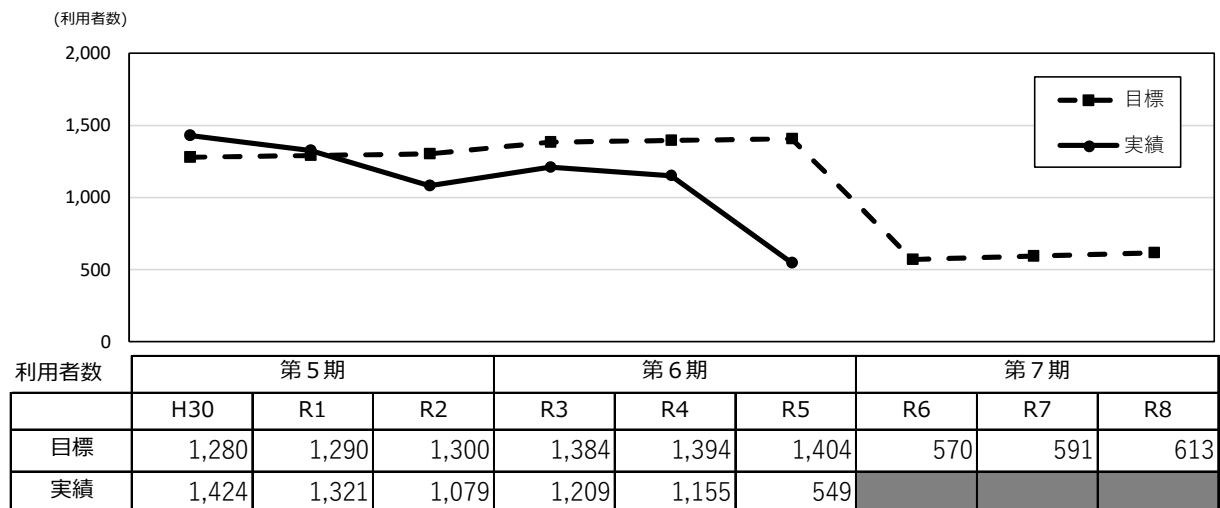
この事業は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

利用者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業を実施しています。加えて、精神保健福祉士等を配置して医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化のための調整、相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施するⅡ型が区内に整備されています。

【見込量の考え方】

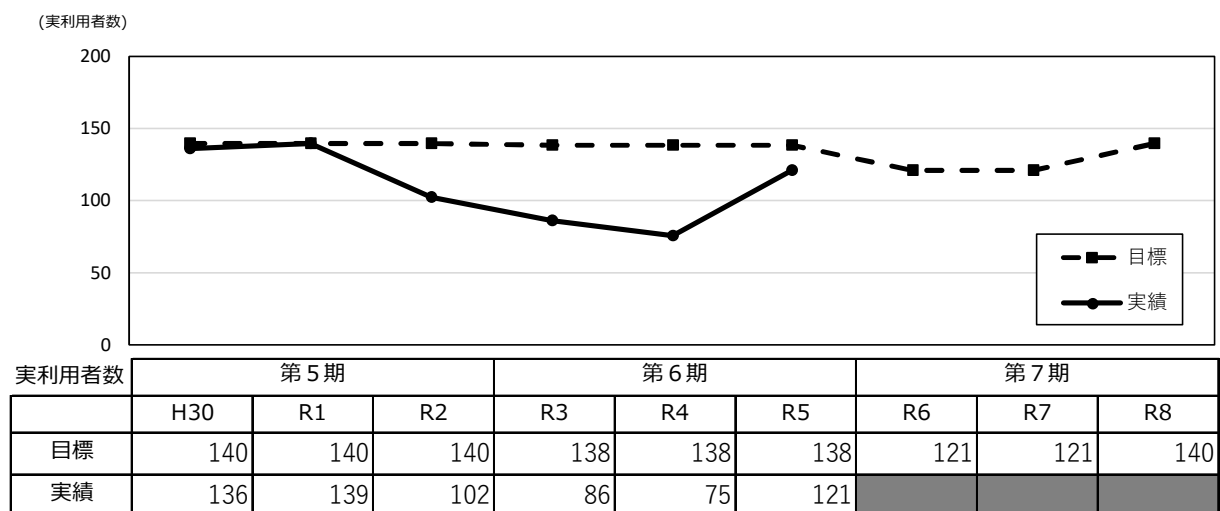
令和5年4月現在、区内にある地域活動支援センターは4箇所です。それぞれの実施箇所数及び利用人数（基礎的事業分も含む）を見込みます。

【Ⅰ型】



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

【Ⅱ型】



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

⑪ その他の事業

上記事業以外の、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、区では次の事業を実施します。

ア) 訪問入浴サービス事業

障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

| 実利用者数 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 27 | 27 | 27 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 実績 | 28 | 29 | 24 | 19 | 27 | 28 | | | |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

イ) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者のために、「こうとう区報」点字版や、声の広報を製作・発行します。

【点字版広報製作部数】

| 部 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 45 | 45 | 45 | 38 | 38 | 38 | 34 | 34 | 34 |
| 実績 | 42 | 40 | 37 | 35 | 35 | 34 | | | |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【声の広報製作部数】

| 部 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 96 | 96 | 96 | 89 | 89 | 89 | 78 | 78 | 78 |
| 実績 | 91 | 89 | 88 | 85 | 85 | 78 | | | |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

ウ) 自動車運転教習費助成事業

障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

| 実利用者数 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| 実績 | 0 | 1 | 2 | 0 | 7 | 5 | | | |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

エ) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

| 実利用者数 | 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | |
|-------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 目標 | 6 | 6 | 6 | 8 | 8 | 8 | 6 | 6 | 6 |
| 実績 | 8 | 9 | 4 | 5 | 3 | 6 | | | |

(注) 令和5年度は見込みの数値です。

≪地域生活支援事業の見込み量（年間）≫

| 種 類 | | 第6期（実績） | | | 第7期（見込み） | | |
|----------------------|---------------|---------|-------|-------|----------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ②自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ③相談支援事業 | | | | | | | |
| ア) 障害者相談支援事業 | (実施箇所数) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ウ) 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ④成年後見制度利用支援事業 | (実利用者数) | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ⑥意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| ア) 手話通訳者派遣事業 | (実利用者数) | 154 | 157 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| イ) 要約筆記者派遣事業 | (実利用者数) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 手話通訳者設置事業 | (実設置者数) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ⑦日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| ア) 日常生活用具 | (支給件数) | 443 | 228 | 220 | 213 | 206 | 199 |
| イ) 排泄管理支援用具（ストマ） | (支給件数) | 8,274 | 9,343 | 9,627 | 9,920 | 10,221 | 10,532 |
| ウ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | (支給件数) | 17 | 32 | 36 | 41 | 46 | 53 |
| ⑧手話奉仕員養成研修事業 | 人数 | 17 | 14 | 17 | 15 | 15 | 15 |
| ⑨移動支援事業 | (利用者数) | 629 | 677 | 712 | 749 | 787 | 828 |
| | (延利用時間数) | 7,744 | 8,730 | 9,348 | 10,008 | 10,717 | 11,476 |
| | (一人当たり平均利用時間) | 12.3 | 12.8 | 13.1 | 13.3 | 13.6 | 13.8 |
| ⑩地域活動支援センター機能強化事業 | | | | | | | |
| I 型 | (利用者数) | 1,209 | 1,155 | 549 | 570 | 591 | 613 |
| | (実施箇所数) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| II 型 | (実利用者数) | 86 | 75 | 121 | 121 | 121 | 140 |
| | (実施箇所数) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ⑪その他の事業 | | | | | | | |
| ア) 訪問入浴サービス事業 | (実利用者数) | 19 | 27 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| イ) 点字版広報制作部数 | (部数) | 35 | 35 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 声の広報制作部数 | (部数) | 85 | 85 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| ウ) 自動車運転教習費助成事業 | (実利用者数) | 0 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| エ) 自動車改造費助成事業 | (実利用者数) | 5 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【地域生活支援事業の確保方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、引き続き着実に実施していくとともに、本事業や障害者週間だけでなく、広く区の事業を通じて、障害の有無にかかわらず区民ひとりひとりが共生社会を実感できるような働きかけを推進していきます。
- 自発的活動支援事業は、障害者の余暇活動や生涯学習のニーズの受け皿となっており、支援員やボランティア等、地域住民と協働しながら、引き続きよりよい運営を目指していきます。
- 相談支援事業は、複雑化・多様化した課題に対応するため、地域の関係機関と連携・調整しながら、令和7年度中に設置を目指す基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の拡充に努めます。
- 成年後見制度関連事業は、制度を必要とする知的障害者や精神障害者が、確実かつ円滑に制度を利用できるよう支援を行っていきます。
- 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業は、継続的な人材養成・確保と、派遣に関するきめ細やかな調整を行い、サービスの安定と質の向上を目指します。
- 日常生活用具給付等事業は、当事者ニーズを把握のうえ、製品の安全性や価格の妥当性等を総合的に判断し、対象品目の見直しや、新規選定を行っていきます。
- 移動支援事業は、自立生活と社会参加を支えるため、サービスの充実に向けてガイドラインを見直す等、必要な対応を図っていきます。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、引き続き4センターで利用者のニーズに柔軟に応えられるよう事業を展開していきます。



第 6 章

目標値とサービス見込み 【第3期江東区障害児福祉計画】



1 令和8年度の成果目標の設定

第3期障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第2期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定し、取組みをさらに推進していきます。

国の基本指針において基本とする成果目標は以下のとおりです。

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置すること。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること。
- ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【障害児支援の提供体制の整備等実績】

| 項 目 | 実 績 |
|--|----------------------------------|
| 児童発達支援センター | 3箇所設置 |
| 保育所等訪問支援 | 3箇所で利用できる体制を確保 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 | 児童発達支援事業所4箇所 放課後等デイサービス事業所6箇所 |
| 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場 | 設置 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーター | 6人配置 |

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

【障害児支援の提供体制の整備等目標】

| 項 目 | 目 標 |
|--|--|
| 児童発達支援センター | 3箇所 ※設置数は現状維持。 |
| 保育所等訪問支援 | 4箇所利用できる体制を確保 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 | 児童発達支援事業所4箇所 放課後等デイサービス事業所6箇所 ※箇所数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。 |
| 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場 | 医療的ケア児支援連携会議を年2回開催 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーター | 10人配置 |

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向等地域の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の4事業が提供されています。

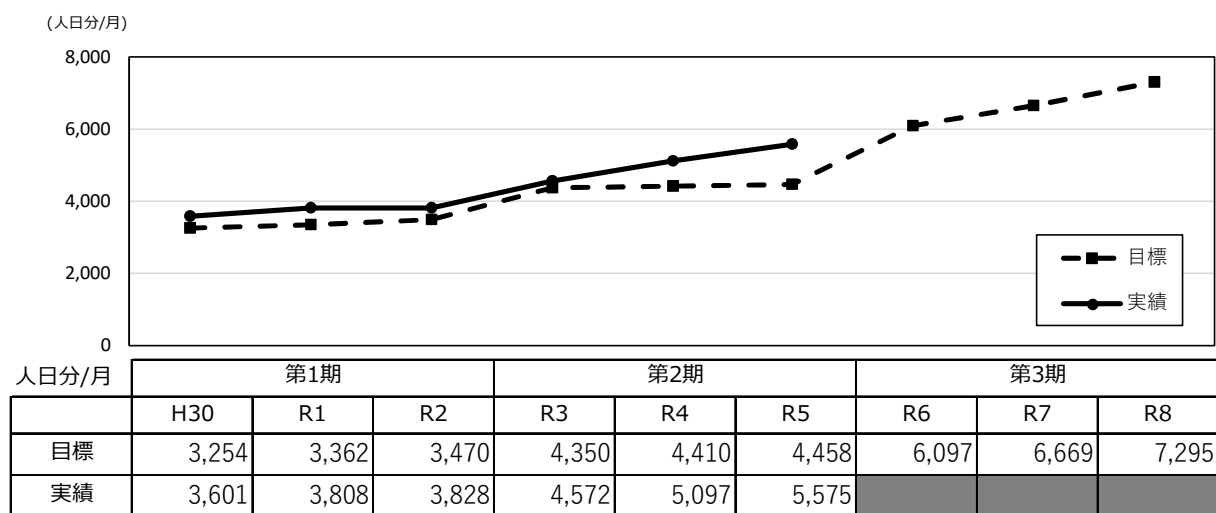
- ①児童発達支援
- ②放課後等デイサービス
- ③保育所等訪問支援
- ④居宅訪問型児童発達支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児や、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び必要な治療を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



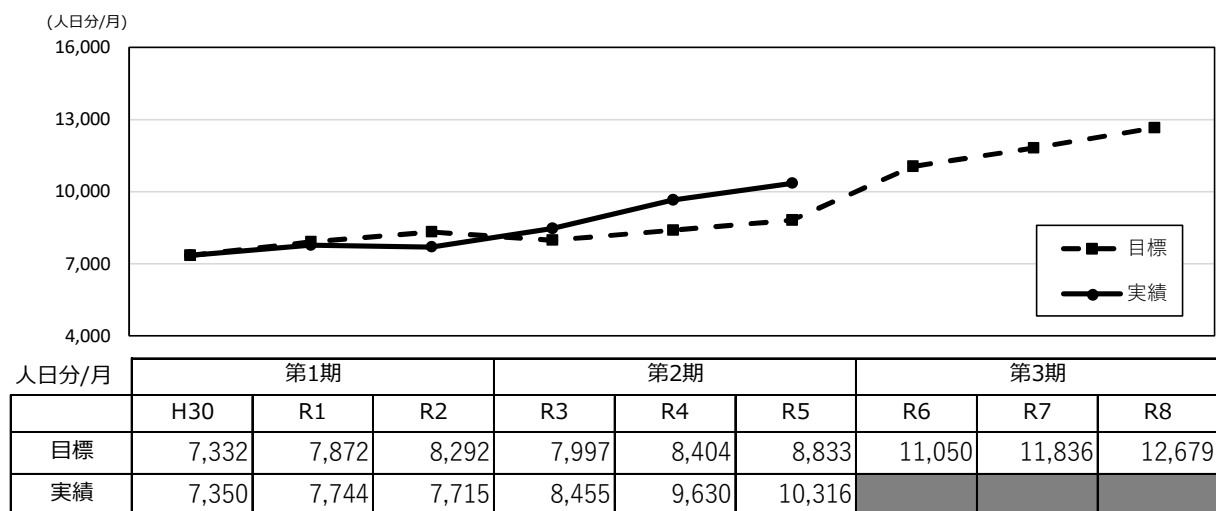
(注) 令和5年度は見込みの数値です。

② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要な量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

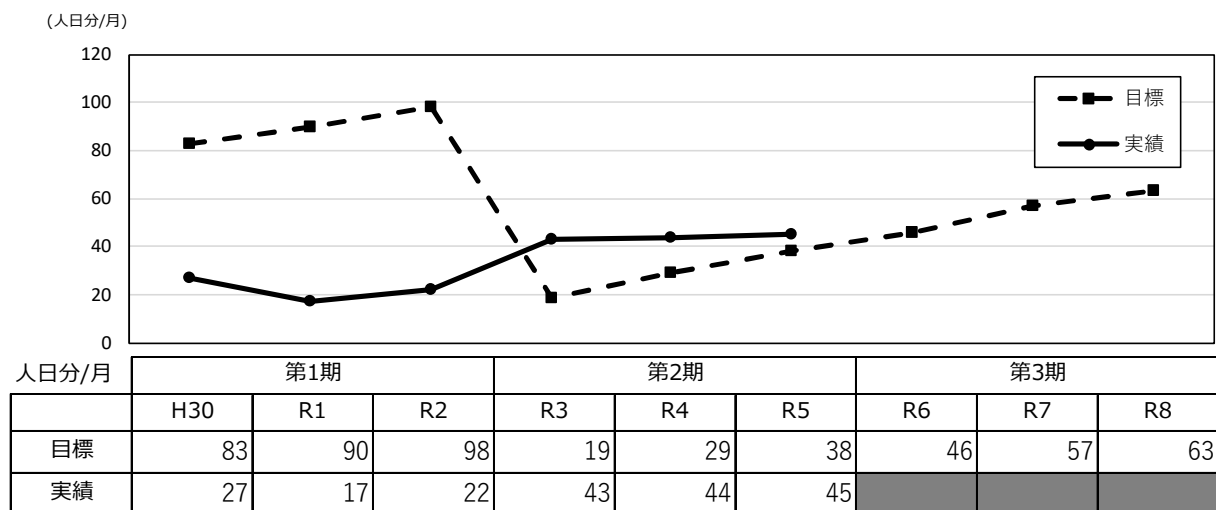
③ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援が必要と認められた障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向に加え、事業所の受入れ可能人数を勘案して必要量を見込みます。



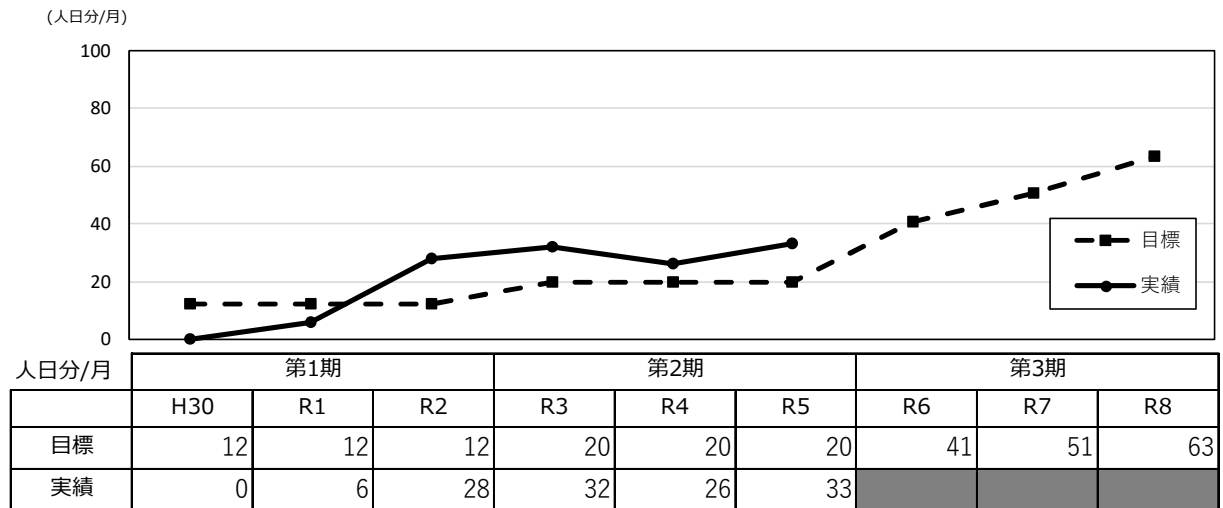
(注) 令和5年度は見込みの数値です。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等、重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を実施します。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

《障害児通所支援サービスの見込み量（月間）》

| 種 類 | | 第2期（実績） | | | 第3期（見込み） | | |
|--------------|-----------|---------|-------|--------|----------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ①児童発達支援 | サービス量（人日） | 4,572 | 5,097 | 5,575 | 6,097 | 6,669 | 7,295 |
| | 利用者数 | 803 | 857 | 901 | 945 | 993 | 1,044 |
| ②放課後等デイサービス | サービス量（人日） | 8,455 | 9,630 | 10,316 | 11,050 | 11,836 | 12,679 |
| | 利用者数 | 768 | 862 | 928 | 999 | 1,076 | 1,158 |
| ③保育所等訪問支援 | サービス量（人日） | 43 | 44 | 45 | 46 | 57 | 63 |
| | 利用者数 | 30 | 32 | 34 | 36 | 49 | 56 |
| ④居宅訪問型児童発達支援 | サービス量（人日） | 32 | 26 | 33 | 41 | 51 | 63 |
| | 利用者数 | 4 | 5 | 6 | 8 | 10 | 12 |

（注）令和5年度は利用見込みの数値です。

【障害児通所支援サービスの確保方策】

○令和5年9月1日現在、区内で障害児の通所支援サービスを提供している事業所は、児童発達支援 35 か所、医療型児童発達支援 1 か所、放課後等デイサービス 52 か所となっています。

○児童発達支援は、発達障害児への支援ニーズの高まりにより、利用実績が増加傾向にあります。放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれるなか、事業所数は増加しているものの、物件確保が困難等の理由により、地域による偏在が見られます。引き続き、民間事業所の新規参入を促して定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを進めます。

○保育所等訪問支援は、多様な障害のあるこどもへの適切な発達支援の提供、地域全体の障害児支援の質の底上げに向け、江東区こども発達センターにおける取組みの拡大を図ります。

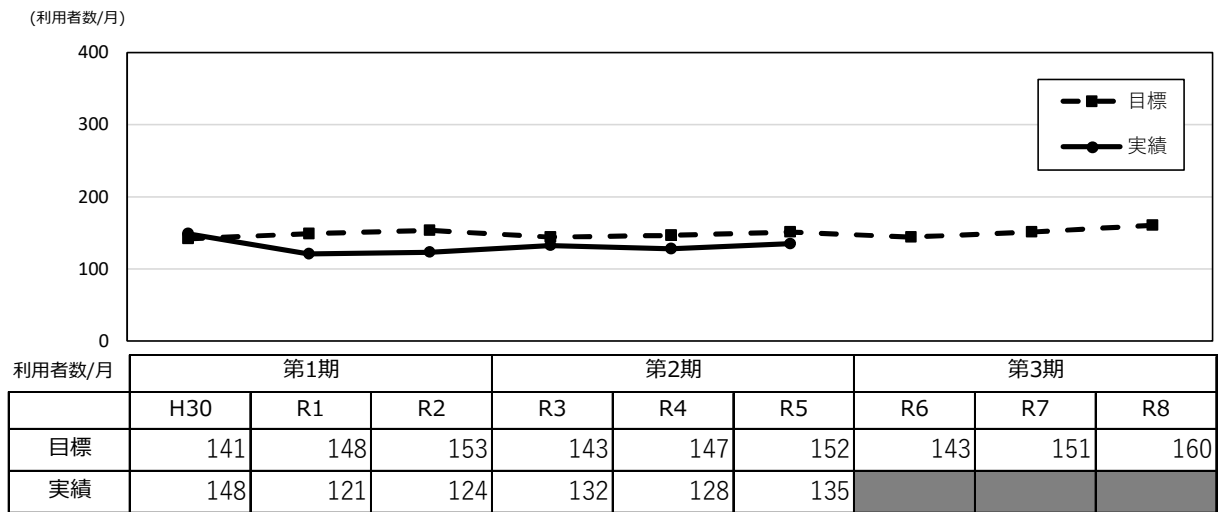
(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児について、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案した障害児支援利用計画の見直しを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

【見込量の考え方】

これまでの実績と傾向をもとに必要量を見込みます。



(注) 令和5年度は見込みの数値です。

《障害児相談支援サービスの見込み量（月間）》

| 種 類 | | 第2期（実績） | | | 第3期（見込み） | | |
|---------|------|---------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 132 | 128 | 135 | 143 | 151 | 160 |

(注) 令和5年度は利用見込みの数値です。

【障害児相談支援サービスの確保方策】

○障害児相談支援については、保護者の希望によりセルフプランとしている場合も多々ありますが、必要に応じて障害児相談支援を利用できるよう、引き続き事業者の確保に努めます。



第 7 章

計画の推進に向けて



1 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のため、保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署、ならびに区役所以外の雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を進めます。

2 区と区民・関係団体等との連携の推進

(1) 障害者団体等との連携、参加・参画の推進

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び実施にあたって、障害者団体や関係団体との連携、ならびに障害者団体等の参加・参画を進めます。また、地域自立支援協議会との連携を進めます。

(2) ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携の推進

本計画の基本理念の一つである共生社会の実現に向けて、区民の理解を醸成するとともに、ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携を進めます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の実施にあたっては、江東区障害者計画等推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行います。

P D C A サイクルに基づき、原則として1年に1回、各施策における事業の進捗状況の点検や、課題・今後の方向性等の検討を定期的に行い、計画の中間評価として分析・評価するとともに、障害者・障害児のニーズ、国及び都の動向や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

また、障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化、複雑化に対応するため、障害者団体との意見交換、利用者等へのニーズ調査などにより、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。



資料編



1 計画の審議経過

(1) 江東区障害者計画等推進協議会

●● 計画の審議経過 ●●

| 年度 | 開催日 | 内容 |
|-------|-------------------|---|
| 令和4年度 | 第1回 令和4年8月3日 | (1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 障害者実態調査について |
| | 第2回 令和4年12月12日 | (1) 障害者実態調査結果（速報）について (2) 障害者計画等の計画期間の見直しについて |
| | 第3回 令和5年2月27日 | (1) 障害者実態調査結果の概要について (2) 障害者総合支援法等の改正について (3) 令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について |
| 令和5年度 | 第1回 令和5年6月27日 | (1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について |
| | 第2回 令和5年10月31日 | (1) 団体説明会実施報告について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について (3) 計画素案に対するパブリックコメント等の実施について |
| | 第3回 令和6年1月22日 | (1) パブリックコメントの実施状況について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について |
| | 第4回 令和6年2月26日 | |

(2) 江東区障害者計画等推進協議会庁内計画推進委員会・幹事会

●● 計画の審議経過 ●●

| 年度 | 開催日 | 内容 |
|-------|-------------------|--|
| 令和4年度 | 第1回 令和4年8月3日 | (1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 障害者実態調査について |
| | 第2回 令和4年12月12日 | (1) 障害者実態調査結果（速報）について (2) 障害者計画等の計画期間の見直しについて |
| | 第3回 令和5年2月27日 | (1) 障害者実態調査結果の概要について (2) 障害者総合支援法等の改正について (3) 令和5年度の江東区障害者計画等推進協議会について |
| 令和5年度 | 第1回 令和5年5月18日 | (1) 当協議会について (2) 次期計画の策定スケジュールについて (3) 次期計画の構成、策定概要について (4) 江東区障害者実態調査の結果について (5) 現計画の評価について |
| | 第2回 令和5年6月27日 | (1) 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について (2) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について |
| | 第3回 令和5年10月31日 | (1) 団体説明会実施報告について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について (3) 計画素案に対するパブリックコメント等の実施について |
| | 第4回 令和6年1月22日 | (1) パブリックコメントの実施状況について (2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について |
| | 第5回 令和6年2月26日 | |

※令和4年度第2回・第3回、令和5年度第2回～第5回については、江東区障害者計画等推進協議会との合同開催。

2 パブリックコメント及び区民説明会の実施結果

(1) パブリックコメント

●● パブリックコメントの実施結果 ●●

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| ご意見の募集期間 | 令和5年12月1日～12月22日 |
| 周知方法 | ① 区報12月1日特集号に概要を掲載 ② 区ホームページに計画素案（全文）を掲載 ③ 障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、保健所・各保健相談所、各出張所、各図書館、各区立障害者施設に、計画素案（全文）の冊子を備え置き、閲覧に供しました。 |
| ご意見の提出方法 | ① 郵送（区報掲載のハガキ等） ② ファックス ③ 区ホームページ・メールからの提出 ④ 障害者施策課窓口への提出 |
| 提出人数 | 56人 |
| 提出意見数 | 56件 |

(2) 区民説明会

●● 区民説明会の実施結果 ●●

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 実施概要計 | 4回開催、参加者12人 |
| 開催日程・場所・参加者 | ① 令和5年12月12日(火) 14:00～15:00 豊洲文化センター第2研修室、参加者4人 |
| | ② 令和5年12月14日(木) 14:00～15:00 総合区民センター7階第5会議室、参加者3人 |
| | ③ 令和5年12月15日(金) 19:00～20:00 江東区文化センター6階第1・2会議室、参加者1人 |
| | ④ 令和5年12月20日(水) 14:00～15:00 江東区文化センター5階第6・7会議室、参加者4人 |

3 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱

平成19年10月1日
19江保障第1437号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定した江東区障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき策定した江東区障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づき策定した江東区障害児福祉計画に関する総合的な施策の推進を図るため、江東区障害者計画等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の事項を所掌する。

(1) 江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の推進に関し必要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員24人以内の者をもって充てる。

(1) 学識経験者

(2) 医療、教育又は福祉等の職に従事する専門家

(3) 障害者団体が推薦する者

(4) 事業主及び地域代表

(5) 公募区民

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 会長は、推進協議会を招集し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項について、具体的かつ専門的な調査及び検討を行うために、推進協議会に部会を置くことができる。

2 部会の座長及び委員は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。

3 部会は、座長が招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会)

第7条 推進協議会を補佐するため、庁内計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、障害福祉部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会幹事会)

第8条 委員会を補佐するため、庁内計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会の幹事長は、障害福祉部障害者施策課長をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 幹事長は幹事会を招集し、会務を総理する。
- 6 幹事会は、必要に応じて専門分野別に会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 推進協議会、部会、委員会及び幹事会の庶務は、障害福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

別表第1（第7条関係）

政策経営部長
総務部長
地域振興部長
福祉部長
保健所長
こども未来部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長

別表第2（第8条関係）

政策経営部企画課長
政策経営部計画推進担当課長
政策経営部財政課長
総務部防災課長
地域振興部スポーツ振興課長
福祉部福祉課長
福祉部長寿応援課長
福祉部地域ケア推進課長
福祉部介護保険課長
障害福祉部障害者支援課長
保健所健康推進課長
保健所保健予防課長
こども未来部こども家庭支援課長
こども未来部養育支援課長
こども未来部保育計画課長
こども未来部保育課長
都市整備部まちづくり推進課長
土木部交通対策課長
教育委員会事務局教育支援課長

4 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

| 分野（人数） | 団体・法人名称 役職 | 氏名 | 備考 |
|-------------------|---------------------------------|--|-----|
| 学識経験者 | ルーテル学院大学 総合人間学部 教授 | 高山 由美子 | 会長 |
| 医師 | 江東区医師会 理事 | 野木村 一郎 (令和5年10月30日迄) 舘 桂一郎 (令和5年10月31日から) | 副会長 |
| 団体代表 (6名) | 江東区身体障害者福祉団体連合会 会長 | 高橋 久子 | |
| | 江東区視覚障害者福祉協会 会長 | 中山 利恵子 | |
| | 江東区聴覚障害者協会 総務部長 | 郷 芳昭 | |
| | 江東区手をつなぐ親の会 会長 | 会田 久雄 | |
| | おあしす福社会 理事長 | 平松 謙一 | |
| | 江東区難病団体連絡会 会長 | 橋本 実千代 | |
| 町会連合会 | 富岡地区連合町会 会長 | 鈴木 邦夫 (令和5年3月31日迄) 向井 眞幸 (令和5年6月27日から) | |
| 民生・児童委員 | 民生・児童委員協議会 障がい福祉部会 会長 | 葛西 早苗 (令和5年2月26日迄) 岡村 正枝 (令和5年2月27日から) | |
| ボランティア | 江東ボランティア連絡会 運営委員 | 宮崎 英則 | |
| 社会福祉協議会 | 江東区社会福祉協議会 事務局長 | 伊東 直樹 | |
| ホームヘルプ 事業者（2名） | 訪問介護・障害者（児）支援事業所カレッジケア 代表取締役 | 高舘 麻貴 | |
| | 江東区医師会 訪問看護ステーション 所長 | 原田 博美 | |
| 施設事業者 (4名) | ゆめグループ福社会 理事 | 中村 幸江 | |
| | 江東区東砂福祉園 園長 | 中村 保夫 (令和5年3月31日迄) 林 英彦 (令和5年6月27日から) | |
| | のびのび福社会 理事 | 保田 雄司 | |
| | 江東楓の会 理事長 | 伊藤 善彦 | |

| 分野（人数） | 団体・法人名称 役職 | 氏名 | 備考 |
|--------------|-------------------------|--|----|
| 障害児施設 事業者 | こどもの発達療育研究所 理事長 | 田村 満子 | |
| 就労支援 | 木場公共職業安定所 雇用開発部長 | 橋本 貴幸 (令和5年3月31日迄) 鳥澤 剛 (令和5年6月27日から) | |
| 企 業 (2名) | 株式会社メトロフルール 取締役 | 長澤 祐介 | |
| | ALSOKビジネスサポート株式会社 代表取締役 | 松風 幸二 (令和5年9月30日迄) 遊塚 実 (令和5年10月1日から) | |
| 区民委員 (2名) | 公募区民 | 杉田 啓之 | |
| | 公募区民 | 加藤 弘美 | |

江東区障害者計画・
江東区第7期障害福祉計画・
江東区第3期障害児福祉計画

発行：江東区
編集：江東区 障害福祉部 障害者施策課
住所：〒135-8383
東京都江東区東陽4-11-28
電話番号：03-3647-4749 FAX番号：03-3699-0329
発行年月：令和6年3月 印刷物登録番号（5）79号

令和5年度 障害者差別解消法受付台帳(10件)

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者など) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|-----------|-------------|------------|--|---|
| 1 | R5. 4. 18 | 知的障害者 | 民間事業者 | <p>区内の整形外科に行った際、院長から診察室内で身分証の提出を求められたため、愛の手帳を出したところ、「お前みたいなやつはたくさん見てきた」といった発言をされ、馬鹿にされたように感じた。そのことに対して文句を言うと、「警察を呼ぶ」といった発言をされた。</p> | <p>事業者に聴取したが、相談者の情報を伏せていたこともあり、具体的にどのやりとりについてなのかわからないため対応しかねるとのこと。差別解消法の趣旨と、発言については配慮が必要なことを伝えた。事業者も了承。</p> |
| 2 | R5. 5. 1 | 身体障害者 | 行政機関 | <p>近年、タッチパネルが普及して凹凸が無い、またはフラットなものが多く、逆に生活の不便さを感じている。</p> <p>例えば、スポーツセンターにあるランニングマシンの操作パネルに凹凸が無く、フラットであるため扱いづらい。シールの貼付など配慮してくれているみたいだが、そのシールが剥がれているときもある。職員の人に助けをもらうが、不在のときもあるため困っている。</p> <p>また、保育園の送迎で園の中に入る際、タッチパネルで暗証番号を入力する仕様になっているが、どこにどの数字があるのか分からず困っている。こちらも職員が対応してくれているが、出払っていて不在のときも多い。</p> <p>区としてはこのような現状についてどのように思っているか。また今後、設備更新をする際はバリアフリーへの配慮を十分にしてほしい。</p> | <p>お聞きしたことについては、区としても課題と感じており、今後の対策が急務だと認識している。また、差別解消に係る職員対応要領の改定や差別解消法の研修等、意識の向上や周知徹底に努めていくと伝え、終了。</p> |
| 3 | R5. 5. 15 | 当事者(障害有無不明) | 団体 | <p>図書館の協力員・音訳者として活動したいと思い、2年間の講座を受講後、区の音訳団体に入会した。</p> <p>自身としては団体の勉強会に出席し、何ができるのか、できないのかを判断したいと考えていたが、コロナの影響もあり、勉強会を欠席し始め、やがて活動も一時休止し、提供された教材も一度返却した。</p> <p>その後、コロナも落ち着いてきたこともあり、徐々に活動を再開する予定だったが、団体からは「趣味とは違う」「勉強会だけ出席するのは違う」「納得できないなら説明の場を設けるがやり取りを録音する」「活動休止中の会費も払っていない」などと言われ、圧力を感じたため、区が間に入って、問題を解決してほしい。</p> | <p>区が両者の間に介入することはできない。また、人権問題と感ずるのであれば法務省の人権相談窓口へ、あるいは近くの弁護士事務所の無料相談などに相談するのも良いのではと伝え、終了。</p> |

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者など) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|-----------|-----------|-------------|---|--|
| 4 | R5. 5. 30 | 身体障害者の保護者 | 行政機関 | <p>私の娘が聴覚障害者のため、同じように聴覚障害者が家族にいる方や、聴覚障害当事者の方との繋がりがある。</p> <p>例えば、学校のPTAの役員会議には手話派遣をしてもらえるが、同じPTAの集まりでも、お酒を伴うような懇親会には手話派遣をしてもらえない。これは合理的配慮が足りないのではないか、国や役所などに声をあげたらいいのではありませんかと聴覚障害の仲間内で話している。どこに対して、どんな形で要望をしたら聴覚障害者への合理的配慮は改善されるのか。</p> | <p>区の要綱に基づいて公費で行う手話通訳者の派遣については、要綱に定められた内容（行政手続きや会議等）以外は派遣できないことをご了承いただきたい。</p> <p>次に、障害者差別解消法で定められた合理的配慮の提供については、障害者の方から社会的障壁を取り除くための配慮を求められた場合、官公庁や民間事業者が「過重な負担になりすぎない範囲」で合理的な配慮を提供することが義務付けられているわけではない。従って、求められる配慮と過重な負担なく提供できる配慮は必ずしも同じとは限らず、提供できる配慮の内容については、互いに対話を通じて探っていくことが大切だと考える。</p> <p>合理的配慮の改善については、配慮が必要と感じた場面で、まずは相手方に何に困っていて、どんな配慮が必要かを要望してみてほしい。相手方が困りごとに気付いていない可能性もあるが、障害者にも一人ひとり必要な配慮が異なるため、配慮が必要と感じたら、その都度、要望を伝えることが結果的に合理的配慮の改善に繋がっているのではないかと。そのうえで合理的配慮が提供されなかったり、差別を受けたと思われることがあったりしたら、こちらにご相談いただければ、状況によっては区から相手方にお話しをすることも可能である。</p> <p>上記のように回答し、終了。</p> |
| 5 | R5. 6. 12 | 民間事業者 | 知的障害者 家族 | <p>体験型施設に来場した児童（9歳男児）が、体験中に従業員や他の児童に対しつねる、殴るなどの暴力行為が3月以降の来場時にあり、その都度、施設内の安全確保のため保護者に協力を要請してきたが、児童の暴力行為や暴言に改善が見られないこと、児童が体験中に保護者が施設外に出たことが発覚するなど、保護者の協力が得られないことから、施設の利用規約に基づき、向こう3年間、すべての施設への出入りを禁止し、その他のイベント等への参加を一切許可しないこと、メンバー登録の抹消・退会措置とすることを決定し、保護者あて通知することとした。当該児童は障害があるため、差別解消法の合理的配慮について相談がある可能性があることから、事前に区へ情報提供した。</p> | <p>保護者へ説明、協力を要請するなど事業所として可能な対応をしていると思われること、区に当該児童の保護者より連絡があった場合は情報共有する旨説明し、終了。</p> |

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者など) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|-----------|----------------|---------------|---|---|
| 6 | R5. 8. 29 | 精神障害者 | マンション管理組合 | <p>住んでいるマンションが大規模修繕工事を始めた。私は化学物質過敏症のため配慮してほしいと、工事前にマンション管理組合に申し出たが、管理組合が高齢者ばかりであり、障害者への理解が足りずに無視された。</p> <p>工事開始後にシックハウス症候群の症状が出たと被害を申し出ると、「あなたの区画の工事をしないなら不具合が出た場合は実費負担となる」と脅迫されたうえ、化学物質が室内に入らないように取り急ぎの安全措置として、私の部屋の窓や扉の隙間が工事業者によって目張りされてしまった。おかげで空気の循環が悪く、酸欠気味になり、外にも出られず虐待としか思えない。そもそも修繕工事自体が必要ないと思っている。</p> <p>管理組合の理事長が民生委員であるため、このような民生委員をきちんと指導すべきだと区の福祉課に電話で話をしたが、指導はできないと取り合ってもらえなかった。その他、区的环境保全課、在宅生活相談係、障害者虐待防止センター、深川警察署生活安全課に電話をして被害を伝えた。</p> <p>区報のコラムに点字や手話のことは書いてあるが、化学物質過敏症について書いてもらったことがない。私以外にも化学物質過敏症で困っている人はたくさんいると思うし、書いたら喜ばれると思う。ぜひ啓発してほしいと課長さんに伝えてほしい。</p> | <p>障害理解への啓発についてご意見があったことを課内で情報共有させていただくと回答し、終了。</p> |
| 7 | R5. 9. 12 | 身体障害者 | 行政機関 民間事業者 | <p>聴覚に障害があるが、区の健康診査について、実施医療機関でのレントゲンの受診を断られてしまった。理由は、技師の声かけで体を動かすことができないからとのこと。</p> | <p>健康診査の所管である健康推進課へ確認したところ、FAXで受付対応が可能としている医療機関については、手話通訳者の入室を受け入れできる可能性があるとのことだった。</p> <p>相談者の希望する区内の医療機関ではなく、区が主に指定している東京都予防医学協会、及びここらからの元氣プラザについては手話通訳者が同行可能であることが分かったため、相談者にその旨お伝えし、受診が可能となった。</p> |
| 8 | R5. 9. 29 | 身体障害者 精神障害者 | 家族 | <p>同居の義理の兄に手帳や通帳を取り上げられ、鍵で閉められた場所に保管されてしまっている。電話も取り上げられていたが、弁護士に相談すると言ったら電話は返してくれた。また、本意ではないのに施設に入所するようにも言われているが差別ではないのか。</p> | <p>行政機関や民間事業者と個人間における差別、不合理な対応に対しては、助言や建設的な解決に向けた対応を行うことが可能。今回は個人間の問題であり、当事者同士の状況も分からないため、障害者差別として断定できず、具体的な解決ができないと伝え、終了。</p> |
| 9 | R5. 9. 29 | 精神障害者 | 行政機関 | <p>マイナポイントの申請に窓口にいきました（会社を休んで）。当初3時間待ちと言われたので待っていたが、4時間半以上たっても順番が回ってこなかった。私は精神障害者をもっており、人混みが苦手なため、配慮（別室を用意する等）してほしいと伝えたが、障害のある方に対しても配慮はしないといわれた。結局ポイントはもらえなかったが、この対応は正しいのか。障害者差別解消法の合理的配慮の不提供にあたるのではないのか。区として上記の対応を行ったとの認識で良いか。また、区や課としての見解を示してほしい。</p> | <p>区や課としての見解については、所管課より別途ご意見をいただいている区長への手紙を通じて回答する旨伝え、了承。</p> <p>別室を用意するという点については、物理的な制約があり、申請期限があるなかですぐに対応できるものではないため、別室を用意できないという対応をもって不合理であるとは断定できないが、代替案を提案する等配慮できることがあったのではないかと、事実確認を行い改善に努める。</p> |

| No. | 受付日 | 相談者 | 相手方(事業者など) | 相談内容 | 対応内容 |
|-----|------------|-------|------------|---|---|
| 10 | R5. 10. 25 | 身体障害者 | 民間事業者 | 区内商業施設のアパレルショップに行ったところ、下肢機能障害がある旨を伝えたのに長時間待たされる等の障害者差別を受けた。椅子の用意も無く、脚立に座るよう言われた。障害者に対してちゃんと配慮してほしい。 | 当該施設に連絡し、障害者から配慮を求められた場合は、過重な負担にならない範囲で合理的配慮の提供をお願いしたいと依頼。その旨、店舗にも周知すること。 |

指定特定相談支援事業について

1 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

| | R2.3 | R3.3 | R4.3 | R5.3 | R5.12 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所数 | 29 | 30 | 30 | 29 | 30 |
| <内障害児相談事業所数> | 14 | 13 | 14 | 13 | 15 |
| 相談支援専門員数 | 48(30) | 53(31) | 55(32) | 60(37) | 68(40) |
| <内障害児相談員数> | 18(13) | 19(14) | 21(13) | 25(17) | 33(19) |

障害児相談支援事業所数及び障害児相談員数は上段の内数、()内は兼務職員の数

2 計画相談実績の推移

| | | R2.3 | R3.3 | R4.3 | R5.3 | R5.12 | |
|-----|-------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者 | 受給者数 | 3,217 | 3,275 | 3,358 | 3,475 | 3,601 | |
| | 計画作成済数 | 3,217 | 3,275 | 3,358 | 3,475 | 3,601 | |
| | セルフプラン | 1,001 | 1,084 | 1,017 | 991 | 934 | |
| | セルフプラン率 (%) | 31.1 | 33.1 | 30.3 | 28.5 | 25.9 | |
| 障害児 | 受給者総数 | 1,738 | 1,853 | 1,897 | 2,073 | 2,205 | |
| | ※1 | 児童発達支援 | 939 | 984 | 963 | 1,047 | 1,088 |
| | | 放課後等デイサービス | 769 | 842 | 898 | 1,009 | 1,104 |
| | | 保育所等訪問支援(※3) | 132 | 134 | 191 | 209 | 199 |
| | 計画作成済総数 | 1,738 | 1,853 | 1,897 | 2,073 | 2,205 | |
| | ※1 ※2 | 児童発達支援 | 380 | 302 | 285 | 254 | 274 |
| | | 放課後等デイサービス | 521 | 524 | 494 | 504 | 525 |
| | | 保育所等訪問支援(※3) | 80 | 55 | 60 | 38 | 44 |
| | セルフプラン総数 | 822 | 1,018 | 1,114 | 1,323 | 1,412 | |
| | セルフプラン率 (%) | 47.3 | 54.9 | 58.7 | 63.8 | 64.0 | |

※1 各サービスの実人数だが重複利用含むため総数と一致しない

※2 セルフプランを除く実人数

※3 未就学児年齢および就学児年齢の実人数

3 セルフプランにかかるアンケート調査について(別紙1参照)

4 各区における相談支援事業所に対する独自支援策について(別紙2参照)

「セルフプランにかかるアンケート調査」集計結果

1 実施期間・方法

令和 5 年 11 月 1 日～30 日

江東区内計画相談支援事業所へ江東区ケア倶楽部または郵送にて周知し実施

2 回答数

回答数／対象事業者数（回答率） : 25／30（83.3%）

3 集計結果

【設問 1】セルフプランの利用者のうち、どのような場合を優先的に計画相談支援への移行を勧めたほうが良いと考えますか。（複数回答可）

| 割合 | 事由 | 回答要旨 (カッコ内はセルフプラン 934 件のうち該当件数) |
|-------|-------|---|
| 45.8% | 支援者事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族のサポートがない (=単身世帯：240 件) ・家族内に本人の他に支援を要する方が存在 |
| 33.3% | 事業者事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数のサービスを利用 (=支給量・事業所調整を要する方：202 件) ・特定のサービスを利用 (=居宅介護サービス利用者：357 件) |
| 10.4% | 本人事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人の自立度が低い (=身障手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、精神 1～2 級：644 件) ・関係機関とトラブルを起こしてしまう ・虐待案件 |
| 10.4% | 事由なし | <ul style="list-style-type: none"> ・事由にかかわらずセルフプラン利用者は計画相談支援に移行したほうが良い |

【設問 2】セルフプランであっても、計画相談支援と同じようにサービスを利用できる状況は、どのような場合だと考えますか。（複数回答可）

| 割合 | 事由 | 回答要旨 |
|-------|----------|---|
| 75.7% | 本人・支援者事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族のサポートがある(=単身世帯でない：694 件)・ 本人が自立している ・本人や家族がセルフプランを希望 |
| 18.9% | 事業者事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定のサービス利用 (=就労サービス：191 件) ・単一のサービスを利用 (732 件) |
| 5.4% | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・事由にかかわらずセルフプラン利用者は計画相談支援に移行したほうが良い |

各区における相談支援事業所に対する独自支援策について

1 各区独自の相談支援事業所に対する支援策について

| 区 | 開始年度 | 対象 | 補助額 |
|----|------|--|---|
| 台東 | 2023 | ・令和5年3月31日時点の人員と比較して、相談支援業務に従事する職員が増員となっていること（専従化等による従事時間の増についても含む） | 相談支援専門員の増員1人当たり最大100,000円（従事時間1時間あたり625円） |
| 品川 | 2019 | ・区内に相談支援事業所を設置し、相談支援事業を行う者または当該事業を行う予定がある者 | 1事業所当たり月額383,800円。相談支援専門員常勤換算1名未満は額に常勤換算人数を乗じる |
| 中野 | 2019 | ・区内に指定障害児相談支援事業所を設置し、計画案が20件以上見込まれること。（障害者相談支援事業所は対象外） | 障害児支援利用計画案1件当たり20,000円（1事業所あたり最大6,000,000円） |
| 葛飾 | 2015 | ・年度を3期に分け、1期につき相談支援専門員1人当たり8人以上の計画を作成していること ・計画作成対象者の半数以上、居宅介護・重度訪問介護利用者であること ・相談支援事業所併設の事業者の福祉サービスを受ける計画は対象としない | ・相談支援専門員の人件費・通勤費・社保等事業主負担分・出張費の合計から、相談支援給付費を差し引いた額と、1人当たり80,000円を乗じた額を比較し少ない額。上限は1事業所1期（3か月）あたり1,600,000円 |

2 各区の特定相談支援事業所の相談支援専門員1名あたりのサービス等利用計画作成者数の状況

| | 事業所数 | 0～20人 | 21～40人 | 41～60人 | 61～80人 | 80人～ |
|--------|------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 15区（※） | 301 | 41.9% | 27.6% | 15.0% | 8.0% | 7.6% |
| 江東区 | 29 | 55.2% | 13.8% | 20.7% | 0.0% | 10.3% |

※回答があった15区を集計

3 江東区の予算要求について

現在の相談支援事業所の置かれた状況や各区の支援策の状況をもとに、令和6年度予算要求を行った。

(1) 目的

補助金を支給することにより、相談支援相談員の新規採用を促進する。その結果、計画作成率の向上を図る。

(2) 要求概要

専従の相談支援相談員1名を採用し、かつ計画作成数が前年比より40件以上増加する事業所に「相談支援専門員就業・定着補助金」として年間300万円を2年限定で補助。

(3) 財政当局判断

事業所によって、計画作成数が多いところ、少ないところが散見される。全体的に作成数の向上を推進する必要がある、との判断で次年度の予算化は見送りとなった。

令和5年度江東区地域自立支援協議会
専門部会からの報告

| | |
|----------|----|
| 精神部会 | 1 |
| 地域生活支援部会 | 4 |
| 就労支援部会 | 6 |
| 児童部会 | 8 |
| 権利擁護部会 | 13 |

令和5年度 江東区地域自立支援協議会精神部会

活動報告

【令和5年度の進め方】

- ① 精神部会全体会は、年3回開催
- ② 3つのワーキンググループは、必要時参集、活動を進める

【令和5年度の活動実績】

1. 全体会の開催

第1回

日時 令和5年7月13日(木) 15:00~16:30

場所 東陽区民館 4階レクホール

内容 (1) 令和5年度第1回江東区地域自立支援協議会 報告
(2) 令和5年度第1回障害者計画等推進協議会 報告
(3) 令和5年度の精神部会の進め方検討

◎3グループに分かれて取り組むべき課題を検討

- ・長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ
- ・地域生活を支える仕組みを考えるグループ
- ・制度や施設紹介を進めるためのグループ

長期入院患者の病院調査を実施し病院訪問を再開し、退院に向けての動機づけ面接を実施していく

ピア交流会の継続開催

地域課題を把握するための事例検討会の開催

第2回

日時 令和5年10月12日(木) 15:30~17:00

場所 江東文化センター6階第1・2・3会議室

内容 講義「参加しやすい事例検討会」

事例検討体験

講師 東京都地域移行コーディネーター

相談支援センターくらふと

坂田 晴弘氏

ファシリテーター 坂田 晴弘氏

事例提供者 地域活動支援センターウィル・オアシス 磯田氏

第3回

日時 令和6年2月8日(木) 15:00~16:30

場所 東陽区民館 4階レクホール

- 内容 (1) 令和5年度第2回障害者計画等推進協議会 報告
 (2) ワーキンググループ活動報告
 ・第1回ピア交流会の報告と第2回ピア交流会の案内
 (3) 令和6年度の精神部会の進め方の検討
 ・事例検討会の開催回数 2~3か月に1回
 ・ピア交流会の継続開催

2. ワーキンググループの活動

◎地域移行支援ワーキンググループ

日時 令和5年8月23日(水) 15:00~17:00

場所 障害者支援課22番会議室

参加者 東京都地域移行コーディネーター・相談支援センターくらふと

坂田 晴弘氏

江東区地域生活支援センターステップ

地域活動支援センターウィル・オアシス

地域活動支援センターロータス

内容 地域移行利用者の事例検討実施

令和5年度地域移行支援対象者調査

千葉方面の精神病院を対象に調査を実施することとした

第2回ワーキンググループ

日時 令和6年3月13日(水) 15時~17時(予定)

◎制度や施設紹介を進めるワーキンググループ

第1回ピア交流会

日時 令和5年10月4日(水) 15:30~17:30

場所 江東区地域生活支援センターステップ

内容 講演 ピアサポーター活用アドバイザー事業について

ピアサポーター活用アドバイザー東京23区担当

相談支援センターくらふと

河野 文美氏

リカバリーストーリー：統合失調症とギャンブル依存症を患いながら

もピア活動を実施するようになるまでの体験談

グループワーク 自己紹介と感想

第2回ピア交流会 (予定)

日時 令和6年3月22日(金) 15:30~17:30

場所 江東区地域生活支援センターステップ

内容 リカバリーストーリーの発表

グループワーク

課題

- ・長期入院患者の地域移行を進めるための千葉方面の3病院に地域移行対象者の調査を実施したが、退院検討までに至らず、病院訪問が実施できなかった
- ・地域課題を把握するための事例検討会の継続開催が必要
- ・ピア交流会の充実
- ・区内ピア活動の推進が必要

令和6年度の進め方

- ・令和5年度に引き続き3つのワーキンググループの活動を進める
- ・2～3か月に1回の事例検討会を開催し地域課題の把握に努める
- ・ピア交流会の継続開催と自主的な運営に向けて参加者に役割を担っていただく
- ・長期入院患者の地域移行を進めるための方策の検討

地域生活支援部会

活動報告書

令和6年3月11日

地域自立支援協議会 地域生活支援部会

I 部会概要

部会長 高井伸一（ロータス）

部会員 障害者通所施設職員、居宅介護事業所職員、相談支援事業所職員、地域活動支援センター職員、障害児通所施設職員、知的障害者相談員、区職員（事務局）

II 会議経過

第1回 令和5年7月7日（金）

- 議題
- 1 今年度の検討テーマについて
 - 2 他機関連携を進めるための交流会の開催について

第2回 令和5年10月12日（木）

- 議題
- 1 地域生活支援拠点等について
 - 2 その他

第3回 令和6年2月2日（金）

- 議題
- 1 地域生活支援拠点等について
 - 2 他機関連携を進めるための交流会の開催について
 - 3 その他

※障害者支援事業所交流会

第1回 令和5年12月14日（木）

参加者 21名（17事業所）

会場 江東区障害者福祉センター

第2回 令和6年3月14日（木）予定

会場 Up to You 塩浜 Living

第3回 令和6年3月14日（木）予定

会場 江東区障害者福祉センター

就 勞 支 援 部 会

活 動 報 告 書

令和6年3月11日

地域自立支援協議会 就労支援部会

I 部会概要

- 部会長 青柳 浩二（社会福祉法人のびのび福祉会）
副部会長 丸橋 克也（社会福祉法人おあしす福祉会 ピアワーク・オアシス）
安藤 修（社会福祉法人江東楓の会 ワークセンターつばさ）
部 会 員 社福）東京都手をつなぐ育成会 江東区第二あすなろ作業所 江東通
勤寮 城東地域生活支援センター、社福）ゆめグループ福祉会 ゆめ
工房北砂 ドリーム第2、NPO）T&K、NPO）ブルースター らふ
あえる、社福）江東楓の会 第三あすなろ作業所、木場公共職業安定
所、江東特別支援学校、(株)メトロフルール、ALSOKビジネスサポ
ート(株)、社福）敬心福祉会 江東区障害者福祉センター、しょうが
いしゃ就労支援センター コレンド東陽町 コレンドカレッジ門前仲
町、就業・生活支援センターWEL‘S TOKYO、ティオ森下 就労移行
支援・就労定着支援事業所、就労移行支援事業所 かがやく学び舎、エ
ヌフィットキャリアカレッジ東陽町 就労移行支援・生活訓練事業所、江東
区職員（障害者支援課）

II 会議経過

[令和5年度]

第1回 令和5年7月24日（水）

- 内容 (1) 前年度の振り返り（就労支援部会の活動、就労支援センター実績）
(2) 今年度の検討内容の決定
検討内容：①週10時間以上20時間未満勤務に対するの対応
について
②就労者と家族の関わり方について
③福祉事業所における工賃向上に向けた取り組み

[就労担当支援員連絡会] 令和5年9月26日（火）

- 内容 (1) 今年度の就労支援部会活動報告
(2) 各施設、企業等が抱える就労支援（定着支援を含む）の
課題等について（グループワーク）
(3) 福祉事業所における工賃向上に向けた取り組みについて
①東京都共同受注窓口担当者からの情報提供
②質疑応答・意見交換

第2回 令和5年10月11日（水）

- 内容 (1) ハローワークの障害者職業紹介状況についての報告
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換
(3) 江東区職員における障害者雇用についての報告

第3回 令和6年2月7日（水）

- 内容 (1) 就労担当支援員連絡会の実施報告
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換及びまとめ
(3) 各種情報提供

児 童 部 会
活 動 報 告 書

令和6年3月11日
地域自立支援協議会 児童部会

I 部会概要

部会長 田村 満子（こども発達療育研究所）

副部会長 北村 恵子（こびあクラブ）

部会員 児童発達支援事業所職員、放課後等デイサービス事業所職員、子ども家庭支援センター職員、特別支援学校職員、医療機関職員、医療学識職員、江東区職員（保健相談所、保育計画課、保育課、学務課、教育支援課、地域教育課、障害者施策課、障害者支援課）

II 会議経過

1 児童部会経過

令和3年度、4年度とコロナ禍で開催できなかった児童部会の全体会を3年ぶりに開催した。

令和5年2月27日（火）午前9時30分～11時30分

議題 （1）各ワーキンググループ活動報告

（2）児童部会の課題の整理

2 各ワーキング活動経過

1 発達障害児ワーキング

令和5年9月29日（金）9時30分～11時30分

・メンバーからの意見により発達障害への取組みの現状及び課題集約

○江東区立学校における発達障害児支援の現状

「学校における発達障害への理解を深めるための教員教育について」

江東区特別支援教育アドバイザー櫻岡先生より、江東区立学校における教員に対する発達障害への理解を深める教育の現状の報告を受ける。

○ペアレントメンターの活用について

令和5年度から東京都がペアレントメンターの養成を行わなくなったことに伴い、今後江東区においてペアレントメンターをどうしていくかについて意見交換を行った。

上記ワーキングに関連して「障害児（者）の親のための講座第3回『発達障害児（者）の子育て体験談』」に参加した保護者を対象とした「発達障害のあるお子さんの

保護者交流会」を開催した。

令和6年1月26日（金）午前10：00～12：00

参加者数：18名

当日はこどもの年齢別（3～8歳・10歳～17歳）で2グループに分かれ発達障害児にかかる困りごとや不安について区内在住のペアレントメンター2名参加のもとグループワークを実施した。

2 家庭支援ワーキンググループ

令和5年11月24日（金）9時30分～11時30分

・各メンバー所属機関の課題調査票を元に活動報告

○事例検討

「機関連携が必要な事例について」

- ・支援が必要な家族（ギャンブル依存、第3子妊娠）を持つケースにおける機関連携事例
- ・本人に課題はなく家族に課題（母親の知的理解力不足、父親の経済力不足、妹の不登校）があるケースにおける支援事例
- ・日本語のやり取りが難しい母親に対し、申請や契約をサポートしながら施設入所につなげた事例
- ・支援が必要な保護者のいるケースにおける特別支援学校としてのアプローチの方法について
- ・児童に対する支援の導入に拒否のある家庭に対するアプローチについて

3 医療的ケア児ワーキンググループ

令和5年9月22日（金）9時30分～11時30分

・メンバー所属機関の医療的ケア児支援の現状報告

○医療的ケア児支援の現場からの現状報告

「障害児保育園へレン東雲の活動紹介」

- ・小学校・きつずクラブ・保育園・幼稚園における医ケア児受入れ状況報告
- ・医療的ケア児についてのガイドブックの紹介

4 児童通所事業所連絡会

コロナ禍により令和2～4年の間開催していなかった児童通所事業所連絡会を4年ぶりに開催した。

令和5年12月15日（金） 午前9時30分～11時

参加：54事業所

9グループに分かれて意見交換を行った。

III 令和5年度のまとめ

1 発達障害児ワーキンググループ

・現状と課題の整理

【学校における発達障害児支援体制】

学校間における支援体制の差がある。

学校の理解が不足していてなかなか相談に乗ってもらえないという保護者の声がある。

学習指導要領においても療育の視点が入るようになってきており、教員の理解を深める取り組みが始まっている。この動きをいかに広めていけるかが重要である。

【ペアレントメンターの養成】

令和5年度から東京都がペアレントメンターの養成を行わなくなったことに伴い、今後の発達障害児の保護者支援として区としてペアレントメンターを要請していくことが求められる。また養成後のペアレントメンターをどのように活用していくかを具体化することが養成を計画にするにあたって必要である。

【保護者同士の支え合いの仕組みづくり】

支援機関では汲み取ることのできない、当事者にしか分からない悩みも多くあるので、当事者同士が支えあう仕組みとして保護者交流会を開催することが求められている。ただし仕組み構築に向けては単独では難しい点が多く、外部の支援を受けながら進めていくことが求められる。

【発達障害の早期発見】

障害があっても周りが気付かない、保護者が認めないことで支援を受けられない場合がある。いかに気付き支援につなげるかといった仕組みの構築が求められている。

2 家庭支援ワーキンググループ

・現状と課題の整理

【複合的な相談を受ける機関】

各機関ごとの対応では相談歴が共有できず、深いところまで支援が行き届かないことが多い。またイニシアティブを取るところがなくなかなか前に進まない状況もある。資料の保管も困難である。これからできる基幹相談支援センターが児童についてもそういった役目を担ってくれないか期待している。

【一般相談の不足】

サービスを利用に結びつかない状況の家庭に対してどのように支援に結びつけるかについて、一般相談が担う役割が大きいのが、資源が不足している状況からいかに充実させていくかが課題である。

3 医療的ケア児ワーキンググループ

・現状と課題の整理

【関係機関の連携】

医ケアを持つ児童はすでに医療や福祉などにかしらのつながりを持っている場合が多く支援体制は整備されやすい状況にある。

【家族交流会の開催について】

令和6年度に事業化された家族交流会について、医ケア児といっても一括りに出来ない様々な状態の違いがあることから、それらにいかに対応して開催できるかが重要である。

【医療的ケア児の受け入れについて】

医ケア児の幼稚園・保育園・きっずクラブへの受け入れは体制を整備したばかりでニーズのアンマッチなどからつながらない場合も多い。必要な支援につなげられるような仕組み作りが求められている。またガイドライン等も実態と異なる内容となっているものもあるので逐次実態に即して修正しながら軌道に乗せていくことが必要である。受入実績のある機関との連携などによりノウハウを共有することが効果的であり、関係機関との連携構築が重要となる。

【ライフステージの転換期における支援の継続について】

入園・進学や学校卒業、受けている医ケアの変更などライフステージが変わる場合において、制度により受けられる支援が異なることや関りが失われてしまうことがある。関係機関の連携により支援を継続する体制整備が必要である。

江東区地域自立支援協議会 権利擁護部会

令和5年度 会議報告

I 部会概要

部会長 山口 浩（人権擁護委員）

副部会長 齋藤 栄一（地域生活支援センター ステップ）

久保 雅美（江東区社会福祉協議会）

部会員 障害児・者施設職員、介護事業所職員、障害者相談支援専門員、医療機関MSW、障害者団体代表、難病団体代表

江東区職員（障害者支援課、障害者施策課、地域ケア推進課）

II 会議経過

第1回部会 令和5年6月30日（金）午前10時～12時

議題 (1) 自己紹介

(2) 本年度の検討テーマについて

(3) その他

第2回部会 令和5年8月25日（金）午前10時～12時

議題 (1) 障害者差別解消法の改正について

(2) 自立支援協議会全体会報告

(3) 研修会について

第3回部会 令和5年10月20日（金）午前10時～12時

議題 (1) 障害者虐待の事例報告について

(2) 研修会について

(3) その他

第4回部会 令和5年12月15日（金）午前10時～12時

議題 (1) 基幹相談支援センター機能検討WGの報告

(2) 研修会について

(3) その他

第5回部会 令和6年2月16日（金）午前10時～12時

議題 (1) 研修会について

(2) 来年度テーマ検討

(3) その他

研修会 令和6年3月6日（水）午後4時30分～6時30分

テーマ「障害者差別解消法改正研修・施設間支援員交流会」



NEW

福祉専門職が個別避難計画の作成に参画

事業名

個別避難計画推進事業

予算額

177万円

POINT

- 障害者の個別避難計画作成を推進
- 福祉専門職が参画して効果的に作成



事業概要

現状・背景

- 区では、災害時に自ら避難することが困難な方を対象に、平成26年度から自主防災組織(災害協力隊)により、要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成しています。
- 災害対策基本法の改正(令和3年5月)により、個別避難計画の作成が市区町村の努力義務となりました。これを踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者については、概ね5年程度で作成に取り組むこととなっています。
- 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成において、対象者本人の生活実態等を把握している福祉専門職の参画が重要であるとされています。

事業内容

- 個別避難計画未作成の障害者の計画作成を行います。まずは、浸水想定のある地域に居住する重度障害者等を対象とします。
- 障害福祉サービス事業所等の福祉専門職の協力により作成します。

目的・効果

- 要支援者の中でも特に優先度の高い障害者の個別避難計画作成を推進します。
- 福祉専門職が参画することで、自主防災組織では作成が難しいケースにおいても、対象者本人の状況を踏まえ、実態に即した個別避難計画の作成が期待できます。

スケジュール

| 時期 | 内容 |
|------------|----------------|
| 令和6年4月～10月 | 制度周知、事業者ヒアリング等 |
| 令和6年11月 | 事業開始 |

担当課:防災課
電話:3647-9587



NEW

23区初! 医療的ケア児等コーディネーターと連携した家族交流会を開催

事業名

医療的ケア児等支援事業

予算額

77万円

POINT

- 保護者などの孤立防止、育児不安の軽減
- 医療的ケア児への外出機会・体験機会の提供



事業概要

「家族交流会」の内容

- 保護者間の話し合いの場、ネットワーク創出のきっかけを提供します。
- 交流会においては、医療的ケア児やそのきょうだい児が体験できるイベント（プラネタリウム、映画鑑賞会など）も開催し、外出・体験の機会を創出します。
- 医療的ケア児やその家族と、医療機関・保健所などの支援機関をつなぐ役割を持つ“医療的ケア児等コーディネーター”と連携し、開催します(23区初)。

目的・効果

- 行動制限のある医療的ケア児やそのきょうだい児の体験格差の解消を目指します。
- 医療的ケア児家族へのニーズ調査で、家族交流会の開催を希望する回答がありました。医療的ケア児の家族にとっての課題である、情報不足や交流機会の制限などを改善していきます。

背景

- 区内の医療的ケア児は年々増加傾向にあります(R元:61人→R5:79人)。
- 医療的ケア児は、医療機器の持ち運びや外出先での容態変化の不安から外出機会が少なく、受入可能なレジャー施設も少ない現状があります。
- 医療的ケア児の家族も外出機会が少なく、同じ悩みを持つ親が少ないため孤立しがちであり、情報不足から地域の支援機関にもつながりにくい状況です。

事業スケジュール

| 時期 | 内容 |
|----------|-----------------------------------|
| 令和6年4月～ | 企画・準備作業 |
| 令和6年8～9月 | 参加者募集(本人宛通知、関係機関への周知、区報・ホームページ掲載) |
| 令和6年10月頃 | 家族交流会開催 |



担当課:障害者支援課
電話:3647-4308



NEW 視覚障害者の自宅へ代筆・代読支援者を派遣

事業名 障害者意思疎通支援事業

予算額 80万円

POINT

- 日常生活を送る上で必要な読み書きを支援
- 視覚障害者の生活支援と社会参加を促進



事業概要

事業内容

- 視覚障害者の方が日常生活を送る上で必要な情報の入手、各種手続きの支援を受けるため、居宅介護支援事業所などを介して、自宅にヘルパーを派遣し、代筆・代読支援を行います。

背景、目的・効果

- 視覚障害者の方にとって、「書くこと」「読むこと」は大変な労力が伴いますが、家事援助などを行う居宅介護サービスでは、利用時間上限の関係上、調理や清掃を優先して活用する方が多く、代筆・代読支援まで依頼できない現状があります。
- また、外出時のサービスである「同行援護」での代筆・代読支援は、書類紛失など、個人情報漏洩のリスクもあるため、自宅での安心・安全な支援が重要です。
- 自宅でヘルパーが代筆・代読を支援することで、視覚障害者の方の意思疎通支援及び生活支援、社会参加を促進します。

スケジュール

| 時期 | 内容 |
|-----------|------------------------------|
| 令和6年6月～8月 | 事業所(居宅介護支援事業所、同行援護事業所等)募集 |
| 令和6年9月 | 事業所(居宅介護支援事業所、同行援護事業所等)と契約締結 |
| 令和6年10月 | 事業開始 |

他区の状況

千代田区、中野区、杉並区で実施



担当課:障害者施策課
電話:3647-4749



NEW 本区初！日中サービス支援型障害者グループホームを整備

重点
項目

事業名 障害者グループホーム整備事業

予算額 1,694万円

POINT

- 重度障害者も入居できるグループホーム
- 「親亡き後」も地域で暮らせる環境整備促進



事業概要

事業内容

- 牡丹三丁目の旧江東通勤寮跡地(公有地)を活用し、本区初の重度障害者も入居可能な日中サービス支援型障害者グループホーム(※)を民設民営で整備します。

※ 日中サービス支援型障害者グループホーム:24時間、生活支援員等を配置し、重度障害者にも対応するグループホーム。本施設では、看護師も常時配置し、医療的ケアも可能とする。

- 東京都の「公有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」を活用し、公有地を区が借り受け、民間事業者に転貸し、民間事業者が整備・運営を行います。

整備概要

| | |
|----------|---|
| 計画地・敷地面積 | 牡丹三丁目25番6(住居表示) 811.38㎡ |
| 公募概要 | ① 障害者グループホーム(日中サービス支援型)定員20名 ② 短期入所 定員5名程度 ③ 事業者提案による併設施設 |
| 整備・運営事業者 | 公募プロポーザルにより選定 |
| スケジュール | 令和6年2月下旬 整備・運営事業者決定 令和6年度 着工 令和7年度 竣工 令和8年度 開設 |

効果

- 日中サービス支援型障害者グループホームの設置により、住み慣れた江東区で、重度障害者が生活を継続できるような環境を整備します。
- 短期入所の新規整備を行うことによって、障害者の一時的な居場所を増やし、家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

担当課:障害者施策課
電話:3647-9716



NEW 障害者の就労機会・社会参加促進のため「分身ロボット」を導入!

事業名

障害者常設販売コーナー
庁内出店事業

予算額

1,187万円

POINT

- 遠隔操作できるロボットで、障害者の就労と社会参加を促進!
- 就労中の介助にヘルパーを派遣



<「分身ロボット」の写真>

事業概要

背景・目的

- 共生社会の実現には、障害者への理解に加え、障害者の就労・社会参加が重要です。
- 一方で、重度障害者等は、就労や社会参加などの機会を得ることが限定的であり、環境整備が求められています。

事業内容

- 江東区役所2階の売店「るーくる」(※)に、パソコン等で遠隔操作できる「分身ロボット」を設置し、重度障害者等が在宅で商品説明や接客などの業務を行うことのできる環境を整備します。

※ るーくる：区内の障害者通所施設のネットワーク拠点として、自主生産品などのPRや販売促進を目指すとともに、障害者が企業就労に結び付くよう支援するショップ。

- 「分身ロボット」を活用し、重度障害者等が自宅に居ながら区が主催するイベント等に参加することのできる機会を提供します。
- 就労中に必要となる介助については、ヘルパー派遣によりサポートします。

効果

- 障害者の就労と社会参加の新たな形を示すことで、企業の障害者就労の取組みや、障害者理解の促進を図ります。
- この取組みを通し、「るーくる」への集客を図り、自主生産品の売上向上による工賃向上につなげます。



<「るーくる」(江東区役所2階)>

他区の状況

就労中(分身ロボット操作中)のヘルパー派遣を一体とした取組は全国初。

担当課:障害者支援課
電話:3699-0325

★：新規
○：拡充

★個別避難計画推進事業(1,771千円)

障害福祉サービス事業所等の福祉専門職に依頼し、障害者の個別避難計画を作成。

★北砂防災倉庫改修事業(9,680千円)〈主要事業〉

老朽化に伴う付帯設備の改修。

○災害対策資機材整備事業(21,299千円、【うち拡充】8,749千円)

避難場所として指定されている木場公園等の都立公園に設置できるマンホールトイレ用の洋式便座・手すりを配備。

○備蓄物資整備事業(211,080千円、【うち拡充】147,745千円)

大規模災害に備え、生活衛生用品を中心に備蓄物資を充実。

○徴収事業〔預貯金等電子照会を効率化するアプリの導入〕

(145,037千円、【うち拡充】2,739千円)

金融機関への預貯金等電子照会を効率化するアプリを導入。

○徴収事業〔滞納整理の効率化を支援するアプリの導入〕

(145,037千円、【うち拡充】2,640千円)

滞納整理の業務効率化を支援するアプリを導入。

★総合窓口事業(283,340千円、【うち新規】10,104千円)

おくやみに関する手続きをワンストップで行う窓口を設置。

★コミュニティ活動支援事業〔地域貢献活動への支援〕

(43,459千円、【うち新規】1,672千円)

地域貢献活動団体が行う地域課題への取組み事業の経費を補助。

○コミュニティ活動支援事業〔協働事業提案制度採択事業〕

(43,459千円、【うち拡充】1,208千円)

こどもたちの自然体験や親同士の交流機会を増やすために、区内の公園で自然に触れ合うイベントを実施。

★区民スポーツ普及振興事業〔パブリックビューイングの実施〕

(56,136千円、【うち新規】2,948千円)〈主要事業〉

パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会のパブリックビューイングを実施。

★区民スポーツ普及振興事業〔デフスポーツ体験ブースの設置〕

(56,136千円、【うち新規】1,200千円)〈主要事業〉

ファミリースポーツチャレンジにおいて、デフスポーツ体験ブースを設置。

★スポーツ推進計画策定事業 (8,943千円)

7年度から5年間を計画期間とするスポーツ推進計画を策定。

○青少年指導者講習会事業(23,359千円、【うち拡充】642千円)

地域の担い手となるジュニアリーダーの養成を促進するために、講習会参加費を無償化。

★スポーツ施設管理運営事業(2,118,626千円、【うち新規】2,357千円)

高齢者を対象に、各スポーツセンターでeスポーツ体験会を実施。

★：新規
○：拡充

民生費

- 地域福祉計画進行管理事業**(11,546千円、【うち拡充】10,994千円)
次期地域福祉計画策定に向けた基礎調査等を実施。
- 社会福祉協議会事業費助成事業**(275,750千円、【うち拡充】11,923千円)
地域福祉コーディネーターの増員等により、地域福祉の推進体制を強化。
- ★**社会福祉法人認可・指導監査事業**(1,648千円、【うち新規】440千円)
公認会計士の同行により、社会福祉法人への指導監査体制を強化。
- 重症心身障害児(者)在宅レスパイト支援事業**
(18,060千円、【うち拡充】4,179千円)
医療的ケア児への看護師派遣のサービス提供時間の上限を96時間から144時間に拡充。
- ★**医療的ケア児等支援事業〔家族交流会〕**(1,822千円、【うち新規】767千円)
医療的ケア児及びその家族の孤立防止・育児不安軽減のため、家族交流会を実施。
- ★**医療的ケア児等支援事業〔医療的ケア児等コーディネーター支援〕**
(1,822千円、【うち新規】640千円)
医療的ケア児等コーディネーターの活動に対し、報酬を補助。
- ★**障害者意思疎通支援事業**(2,592千円、【うち新規】801千円)
視覚障害者向けに、代筆・代読支援者を自宅に派遣。
- ★**障害者常設販売コーナー庁内出店事業**(12,912千円、【うち新規】11,868千円)
分身ロボットを活用し、重度障害者等の就労機会拡大や社会参加促進を支援。
- ★**障害理解促進事業**(1,182千円、【うち新規】508千円)
障害者への合理的配慮の提供が義務化される事業者に対し、研修を実施するほか、東京2025デフリンピック大会を啓発。
- ★**障害者グループホーム整備事業**(16,936千円)〈主要事業〉
区内初の重度障害者も入居可能な日中サービス支援型グループホーム整備に着手。
- 障害児(者)通所支援施設管理運営事業**
(1,460,431千円、【うち拡充】18,944千円)
こども発達扇橋センターの定員拡大を図るため、亀戸第二児童館跡地へ移転。
- シルバー人材センター管理運営費補助事業**
(74,904千円、【うち拡充】8,586千円)
就業動画制作や新聞折込などの広報活動を強化するほか、派遣事業体制を強化。
- ★**介護保険事業者指定事業**(22,870千円、【うち新規】21,713千円)
介護保険事業者指定業務の一部を委託化。
- ★**特別養護老人ホーム等(第17特養)整備事業**(1,396千円)〈主要事業〉
特別養護老人ホーム等の整備に向けた調査検討。

障害者グループホームの整備について

1 概要

障害者グループホームの整備及び運営を行う社会福祉法人について、公募型プロポーザル方式により選定しました。

- (1) 令和5年9月25日 公募開始
- (2) 令和5年11月30日 応募締切
- (3) 令和5年12月1日～12月19日 第一次審査（書類審査）
- (4) 令和5年12月26日 選定委員会にて第一次審査通過法人決定
- (5) 令和6年1月15日 第二次審査（現地調査・プレゼンテーション）
- (6) 令和6年1月30日 選定委員会にて整備事業者を選定
- (7) 令和6年2月28日 東京都との協議を経て事業者決定

2 整備事業者

- (1) 名称 社会福祉法人 睦月会
- (2) 設立 平成12年11月
- (3) 代表者 綿 祐二
- (4) 所在地 東京都国立市泉三丁目30番地の5
- (5) 事業実績 法人全体で45事業（江東区、大田区、国立市等）を実施。
うち、障害者支援施設2施設、共同生活援助（障害者グループホーム）5施設。
なお、本区においては、障害者支援施設「Up to You 塩浜 Living」、放課後等デイサービス「療育支援ルーム ボンデイ」を運営。

3 整備概要

- (1) 所在地 江東区牡丹三丁目25番6号 ※江東通勤寮跡地
- (2) 敷地面積 811.38㎡
- (3) 土地所有者 東京都（区が都有地を借受け、事業者に転貸）
- (4) 整備・運営方法 事業者が整備・運営を行います。（民設民営）



4 施設概要

(1) 障害者グループホーム

①サービス形態 日中サービス支援型

②定員 20名

③対象者 行動障害のある重度の知的障害者や身体・知的障害の重複障害者等で、主に障害支援区分 5～6 程度の者（医療的ケアを要する重度の障害者を含みます）

(2) 短期入所

①定員 3名

②対象者 短期入所の支給決定を受けている障害者（児）

5 今後のスケジュール（予定）

| 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 |
|-------|-------|--|-------------|---------|----|----|-------|-------|------|---------|-------|
| | 事業者選定 | | | | | | | | | | |
| | | | 都・区 補助協議 | 都・区補助内示 | | | | | | | |
| | | | 設計 | | 入札 | 工事 | | | 開設準備 | | |
| | | | | | | | | 利用者募集 | | 開設(4月～) | |

障害者総合支援法改正に伴う江東区地域自立支援協議会の運営について

1 自立支援協議会に係る基本指針改正の概要（令和6年4月1日施行）

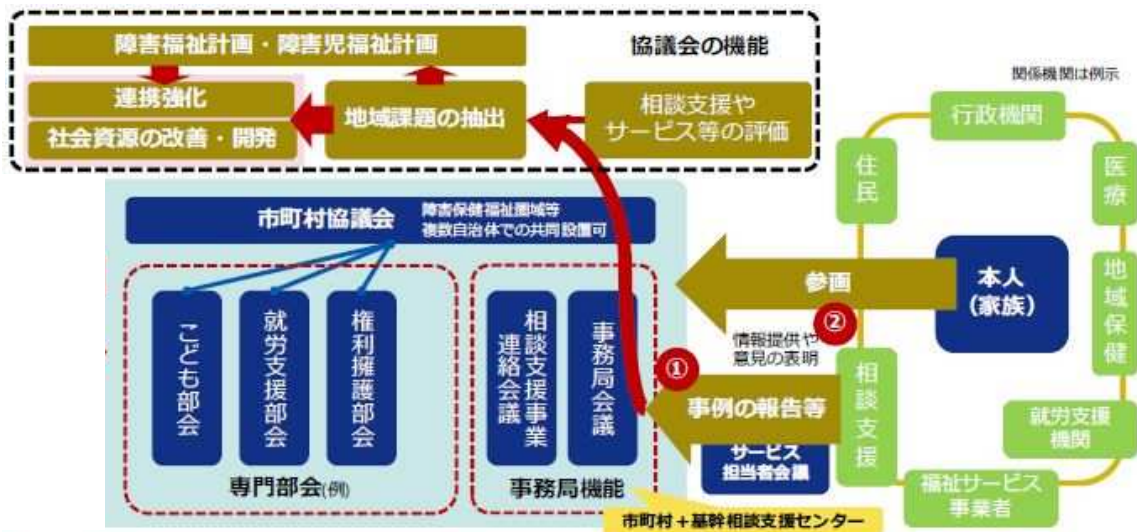
(1) 協議会を通じた「地域づくり」(※)については「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

(2) 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

(3) 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

※協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



2 令和6年度以降の取組について

専門部会において行っている個別事例の検討を通して地域課題を整理し、全体会に議題として提出する。全体会において課題の解決に向けた、地域サービス基盤の整備について協議を行う。

計画（案）からの変更点について

【令和6年度新規・拡充事業等の追加】

| 頁 | 事業名 | 事業内容 | 基本目標・施策の柱 | 今後の方向性 |
|--------------|---|---|---|--------|
| 43 | 事業者向け障害理解研修 〔障害者施策課〕 | 区内事業者を対象に研修を実施することにより、障害理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に関する啓発を行います。 | 基本目標 1 1 共生の基盤づくりの推進 (1) 障害理解の促進 | 新規 |
| 50 | ホームページアクセシビリティチェック作業者の配置 〔広報広聴課〕 | 広報広聴課に区公式ホームページのウェブアクセシビリティをチェックする常駐の作業者を配置します。 | 基本目標 1 2 相談・コミュニケーション支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上 | 新規 |
| 51 (再掲91) | 音声版ハザードマップ 〔河川公園課〕 | 水害ハザードマップのデジ版、CD版を作成するほか、音声データをホームページで公開します。 | 基本目標1 2 相談・コミュニケーション支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上 基本目標5（再掲） 1 安全・安心な生活環境の確保 (1) 防災・防犯対策の推進 | 継続 |
| 51 | 代筆・代読支援者派遣 〔障害者施策課〕 | 視覚障害者の生活支援と社会参加を促進するため、自宅に支援者を派遣し、代筆・代読支援を行います。 | 基本目標 1 2 相談・コミュニケーション支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上 | 新規 |
| 51 | 録音図書等の貸出 〔江東図書館〕 | 電子図書館で、音声読み上げや文字の拡大、画面の色変更に対応したコンテンツを貸出します。 | 基本目標 1 2 相談・コミュニケーション支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの向上 | 継続 |
| 69 | 介護職員研修受講費・資格取得費助成 〔地域ケア推進課〕 | 介護職員初任者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方、介護福祉士実務者研修過程を修了し、6か月以上区内事業所で勤務した方に研修受講費用の一部を助成します。介護福祉士の資格を取得し、6か月以上区内事業所で勤務した方に資格取得費用の一部を助成します。 | 基本目標 2 1 生活を支えるサービスの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 | 新規 |
| 75 | 障害者常設販売コーナー一戸内出店事業 「るくる」 〔障害者支援課〕 | パソコン等で遠隔操作できる「分身ロボット」を設置し、重度障害者等が在宅で商品説明や接客などの業務を行うことのできる環境を整備します。 | 基本目標 3 1 雇用・就労の促進 (1) 就労支援の充実 | 充実 |
| 77 | 障害者作品バザー 〔社会福祉協議会〕 | 障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、障害者施設の利用者が制作した商品の出店をコーディネートします。 | 基本目標 3 2 地域における社会参加の充実 (1) 文化芸術・余暇活動の充実 | 継続 |
| 78 | 障害者作品展 〔社会福祉協議会〕 | 障害者に対する区民の理解と当事者の社会参加の促進を図ることを目的に、区内の文化施設を会場として、障害のある方や障害者施設の利用者が制作した作品の展覧会を開催します。 | 基本目標 3 2 地域における社会参加の充実 (1) 文化芸術・余暇活動の充実 | 継続 |
| 78 | 地域文化施設等による各種イベント開催 〔文化観光課〕 | 障害のある方対象、あるいは、障害のある方も一緒に参加にできるイベントや展示、割引を実施します。 | 基本目標 3 2 地域における社会参加の充実 (1) 文化芸術・余暇活動の充実 | 継続 |
| 83 | 医療的ケア児受け入れについての講習会 〔保育支援課〕 | 区内認可保育所職員を対象に、訪問看護師等による座学や、看護師向けにシュミレーターを使った実務研修を実施します。 | 基本目標 4 1 ニーズを踏まえた支援の充実 (2) 障害特性に応じた支援体制の充実 | 新規 |
| 83 | 医療的ケア児受け入れ園への巡回医派遣 〔保育支援課〕 | 医療的ケア児が在籍している保育所へ巡回医を派遣し、医療的ケアの実施に関して確認・指導します。 | 基本目標 4 1 ニーズを踏まえた支援の充実 (2) 障害特性に応じた支援体制の充実 | 新規 |
| 83 | 医療的ケア児等支援事業 〔障害者支援課〕 | 医療的ケア児とその家族の不安・負担の軽減を図るため、支援のためのガイドブックを配布するほか、家族交流会を開催します。また医療的ケア児等コーディネーターの活動支援により、医療的ケア児支援体制強化を図ります。 | 基本目標 4 1 ニーズを踏まえた支援の充実 (2) 障害特性に応じた支援体制の充実 | 充実 |
| 91 | 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新 〔福祉課・防災課・障害者支援課〕 | 個別避難計画の作成にあたっては、国のガイドラインに基づき、浸水想定地域に居住する重度障害者等を対象に、福祉専門職の協力を得ながら、優先的に取り組んでいきます。 | 基本目標 5 1 安全・安心な生活環境の確保 (1) 防災・防犯対策の推進 | 充実 |

令和5年度 江東区地域自立支援協議会委員名簿

| No. | 所 属 等 | 役 職 | 氏 名 |
|-----|------------------------|--------|--------|
| 1 | 東京都立大学 | 名誉教授 | 里村 恵子 |
| | 東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部 | 准教授 | |
| 2 | 権利擁護センター「あんしん江東」 | 所長 | 久保 雅美 |
| 3 | 木場公共職業安定所 | 雇用開発部長 | 鳥澤 剛 |
| 4 | 東京都立江東特別支援学校 | 副校長 | 和田 努 |
| 5 | 東京都立墨東特別支援学校 | 校長 | 田村 康二郎 |
| 6 | 江東区手をつなぐ親の会 | 副会長 | 石井 公子 |
| 7 | おあしす福祉会 | 理事長 | 平松 謙一 |
| 8 | 江東区身体障害者相談員 | | 佐藤 ゆき子 |
| 9 | 江東楓の会 | 理事長 | 伊藤 善彦 |
| 10 | 地域活動支援センター ロータス | 施設長 | 高井 伸一 |
| 11 | 江東区障害者福祉センター | 所長 | 肥田 淳 |
| 12 | のびのび福祉会 | 理事長 | 青柳 浩二 |
| 13 | ゆめグループ福祉会 | 理事長 | 岡田 芳久 |
| 14 | こどもの発達療育研究所 | 理事長 | 田村 満子 |
| 15 | 江東区聴覚障害者福祉推進協議会 | 会長 | 油井 真 |
| 16 | 人権擁護委員 | | 山口 浩 |
| 17 | 保健予防課長 | | 吉川 秀夫 |
| 18 | 教育支援課長 | | 木内 苗津子 |